大阪府

大阪府の男女共同参画の現状と施策

～だれもがいきいきと活躍できる男女共同参画社会をめざして～

令和３年３月

大　阪　府

◇◇◇ はじめに ◇◇◇

すべての人が、性別によって差別されることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、わたしたちみんなの願いです。

また、今日、少子高齢化の進展等、社会が急速に変化をしている中で、これからの大阪が活力に満ちた都市として存在していくためにも「男女共同参画社会」の形成に向けた取組が求められています。

そこで、大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として不可欠な内容を盛り込み、府民や事業者のみなさんの共感を得ながら男女共同参画を進めていくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成 28 年 3 月には、男女共同参画社会の形成に向けての大阪府の施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めた「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を策定しました。

本書は、同条例第 10 条に基づき、おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）に基づく施策の平成 30 年度事業実績及び令和元年度事業概要を取りまとめ、男女共同参画施策の実施状況について明らかにするとともに、男女共同参画に関わる各種統計データをまとめ、大阪府の男女共同参画の推進に係る状況を明らかにしたものです。

目　　次

第１部：大阪府男女共同参画関連施策の実施状況（令和元年度）

Ⅰ　おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）　施策体系別事業一覧 …… 1

Ⅱ　おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）　施策体系別事業
令和2年度事業概要・令和元年度事業実績

1. あらゆる分野における女性の活躍…… 10

(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(3) 女性の活躍推進

2. 健やかに安心して暮らせる社会づくり…… 31

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(3) 様々な困難を抱える人々への支援

３.全ての世代における男女共同参画意識の醸成…… 77

(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

(2) 男女共同参画意識の醸成

(3) 地域活動への参画促進

(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

４.計画の推進にあたって …… 89

第２部：大阪府の男女共同参画の推進状況

Ⅰ　基　礎　状　況 …… 91

大阪府の人口　図１　性別・年齢階級別大阪府の人口

外国人の女性　表１　性別・国籍別外国人人口（大阪府）

ひとり親家庭　図２　世帯の家族類型別一般世帯数（大阪府）

女性の労働　図３　性別、従業上の地位、雇用形態別有業者数（大阪府）

Ⅱ　大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標 …… 94

基本的な指標（社会参画／社会環境／府民意識）

数値目標

Ⅲ　参考指標

１　あらゆる分野における女性の活躍

(1) **男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進** …… 109

１－１－１　女性の就業状況をめぐる状況（全国）

１－１－２　仕事と介護の両立　介護・看護を理由に離職・転職した者（全国）

(2) **政策・方針決定過程への女性の参画促進** …… 110

１－２－１　各分野における「指導的地位」に女性が占める割合
１－２－２　審議会等における女性委員の登用状況の推移(府内市町村)
１－２－３　各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府　府内市町村)
１－２－４　大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移

(3) **女性の活躍推進** …… **112**
１－３－１　大阪府庁における課長級以上の職員数及び女性割合
１－３－２　大阪府総合労働事務所における労働相談の性別相談内容と就労状況別件数
１－３－３　職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況

２ 健やかに安心して暮らせる社会づくり
(1) **生涯を通じた男女の健康支援** …… **114**
２－１－１　自殺死亡者数
２－１－２　周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)
２－１－３　子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率、患者数(大阪府)

(2) **女性に対するあらゆる暴力の根絶** …… **116**
２－２－１　女性に対する暴力をなくすためにもっと取り組みが必要なこと（大阪府）
２－２－２　配偶者等の暴力に関する相談件数の推移
２－２－３　主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)
２－２－４　大阪府警察相談窓口に寄せられた相談等件数

(3) **様々な困難を抱える人々への支援** …… **119**
２－３－１　一般労働者と短時間労働の賃金比較
２－３－２　世帯の家族類型別割合の推移
２－３－３　児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入
２－３－４　生活意識別に見た世帯数の構成割合
２－３－５　大阪府における児童虐待相談対応件数の推移
２－３－６　全国における児童虐待相談対応件数の推移

３ 全ての世代における男女共同参画意識の醸成
(1) **子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発** …… **122**
３－１－１　男女の地位の平等感（国調査）
３－１－２　男女平等の現状認識（大阪府）
３－１－３　「男女共同参画社会」という用語の周知度

(2) **男女共同参画意識の醸成** …… **124**
３－２－１　固定的な性別役割分担意識（国）＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞
３－２－２　女性の働き方について

３－２－３　女性が仕事に就くことへの考え方（大阪府）
３－２－４　実際の女性の働き方（大阪府）
３－２－５　生活の中で優先すること：希望（大阪府）
３－２－６　生活の中で優先すること：現実（大阪府）
３－２－７　男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと(大阪府)
３－２－８　メディアにおける性・暴力表現(大阪府)
３－２－９　女性が理系進学を目指すことに対する考え（大阪府）
３－２－10　家庭の仕事の役割分担（大阪府）

(3) **地域活動への参画促進** …… **131**
３－３－１　消防団員に占める女性の割合

(4) **多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進** …… **132**
３－４－１　GGI　ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）
３－４－２　国籍・地域別在留外国人数

第３部：府内市町村の男女共同参画関係施策の推進状況
Ⅰ　庁内推進体制、諮問機関の設置状況 …… **133**
Ⅱ　男女共同参画に関する計画の策定状況 …… **134**
Ⅲ　男女共同参画に関する条例の制定状況 …… **135**
Ⅳ　審議会等における女性の参画状況 …… **136**

第４部：資料
参考資料
大阪府男女共同参画推進条例 …… **137**
男女共同参画行政担当窓口一覧 …… **139**
男女共同参画関連施設一覧 …… **140**
男女共同参画関係年表 …… **141**

第１部

大阪府男女共同参画関連施策の実施状況
（令和元年度）

Ⅰ．おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)　施策体系別事業一覧

※※右端の数字は事業概要掲載ページ
ページ数（　）書きは再掲項目

１　あらゆる分野における女性の活躍
（１）　男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
①　働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備
ア　経営者・管理職の意識啓発

・ OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画･府民協働課	10
・ 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度	府民文化部	男女参画･府民協働課	10
・ 中小企業労働環境向上促進事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	10
・ 労働情報発信ステーション事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	10
・ ワーク･ライフ･バランス推進啓発事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	11
・ 各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 27 ）

イ　官民協働による啓発と働き方の見直し

・ 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 10 ）
・ OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 10 ）
・ 労働時間短縮の促進	商工労働部	雇用推進室労働環境課	11
・ 女性医師等就労環境改善事業	健康医療部	保健医療室医療対策課	11
・ 男性職員の育児休業取得促進	総務部	人事局企画厚生課	11
	教育庁	教育総務企画課	
・ 育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度	総務部	人事局企画厚生課	11
	教育庁	教育総務企画課	
・ 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限	総務部	人事局企画厚生課	11
	人事委員会事務局		
	教育庁	教育総務企画課	
・ 妻の出産時における男性職員による子の養育休暇	総務部	人事局企画厚生課	12
	人事委員会事務局		
	教育庁	教育総務企画課	
・ 子の看護のための休暇	総務部	人事局企画厚生課	12
	人事委員会事務局		
	教育庁	教育総務企画課	
・ 年次休暇の取得促進	総務部	人事局企画厚生課	12
	人事委員会事務局		
	教育庁	教育総務企画課	
・ 女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施	警察本部警務部	警務課	12

ウ　多様な働き方への支援

・ 各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 27 ）
・ 在宅ワークに関する情報提供	商工労働部	雇用推進室労働環境課	12
・ 国の税制等に関する情報収集	府民文化部	男女参画・府民協働課	12
・ 女性・若者働き方改革推進事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	13
	商工労働部	雇用推進室就業促進課	
	商工労働部	雇用推進室人材育成課	
・ 大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	13
・ 新たな人材育成プログラム開発事業（しごと力開発事業）	商工労働部	雇用推進室就業促進課	13
・ (新)テレワークサポートデスク事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	

②　仕事と子育てとの両立
ア　子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進

・ 保育所等整備事業	福祉部	子ども室子育て支援課	13
・ 多様な保育サービスの推進	福祉部	子ども室子育て支援課	13
・ キンダーカウンセラー事業	教育庁	私学課	14
・ 国家戦略特別区域限定保育士試験	福祉部	子ども室子育て支援課	14
・ 放課後児童クラブへの助成事業	福祉部	子ども室子育て支援課	14
・ 放課後児童クラブ整備事業	福祉部	子ども室子育て支援課	14
・ 病院内保育所運営費補助事業	健康医療部	保健医療室保健医療対策課	14
・ 企業主導型保育事業推進事業	福祉部	子ども室子育て支援課	15
	商工労働部	雇用推進室就業促進課	

イ　地域における子育て支援策の充実

・ 子ども家庭センターの運営	福祉部	子ども室家庭支援課	（ 58 ）
・ 福祉サービスに関する苦情解決事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	（ 65 ）
・ 大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業	福祉部	子ども室家庭支援課	（ 58 ）
・ 産前・産後母子支援事業	福祉部	子ども室家庭支援課	15
・ こころの健康総合センターの運営	健康医療部	保健医療室地域保健課	（ 19 ）
・ 教育相談	教育庁	教育センター	15
・ 少年相談活動の推進	警察本部生活安全部	少年課	15
・ 保護者等支援教室の実施	警察本部生活安全部	少年課	15
・ キンダーカウンセラー事業	教育庁	私学課	（ 14 ）
・ 教育コミュニティづくり推進事業	教育庁	地域教育振興課	（ 84 ）
・ ファミリー･サポート･センター事業の実施	福祉部	子ども室子育て支援課	16
・ 地域子育て支援拠点事業の実施	福祉部	子ども室子育て支援課	16
・ 子育て短期支援事業の実施	福祉部	子ども室子育て支援課	16
・ 大型児童館ビッグバン運営事業	福祉部	子ども室子育て支援課	16
・ 公園の整備	都市整備部	都市計画室公園課	16
・ 広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」）	福祉部	子ども室子育て支援課	16
新子育て支援交付金	福祉部	子ども室子育て支援課	17

③　退職後の再就職・起業等の支援
ア　結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援

・ 職業能力開発の促進	商工労働部	雇用推進室人材育成課	17
・ ＯＳＡＫＡしごとフィールド相談業務	商工労働部	雇用推進室就業促進課	17
・ 在宅ワークに関する情報提供	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 12 ）
・ ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	17

・女性有資格者等復帰訓練事業（Ｌフェニックス拡充訓練）	商工労働部	雇用推進室就業促進課	17
・大阪保育士・保育所支援センター事業	福祉部	子ども室子育て支援課	17
・ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	18

イ　女性起業家等への支援

・創業支援事業（大阪起業家グローイングアップ）	商工労働部	中小企業支援室商業・サービス産業課	18
・中小企業向け開業サポート資金	商工労働部	中小企業支援室金融課	18
・ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 18 ）

④　働く男女の健康管理対策の推進

・職場のメンタルヘルス推進担当者養成事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	18
・メンタルヘルス専門相談	商工労働部	雇用推進室労働環境課	18
・労働時間短縮の促進	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 11 ）
・各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 27 ）
・地域勤労者健康管理事業（勤労者健康管理セミナー）	商工労働部	雇用推進室労働環境課	19
・自殺防止対策事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	19
・自殺対策強化事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	19
・こころの健康相談事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	19
・こころの健康総合センターの運営	健康医療部	保健医療室地域保健課	19
・男性のための電話相談事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	20

（２）　政策･方針決定過程への女性の参画促進
①　政策･方針決定過程への女性の参画促進
ア　審議会等委員等への女性の参画の促進

・審議会等への女性の登用の促進	府民文化部	男女参画・府民協働課	20
		等　全部局	
	総務部	人事局人事課	
・行政委員会委員への女性の登用の促進	総務部	人事局人事課	20
・委員選任のあり方の検討	府民文化部	男女参画・府民協働課	20
		等　全部局	
・ドーンセンター情報ライブラリーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 82 ）
・市町村における政策決定への女性参画状況調査等	府民文化部	男女参画・府民協働課	21

イ　大阪府職員・教員等における女性の登用の促進

・女性職員の登用促進	総務部	人事局人事課　等　全部局	21
・女性教員の登用促進	教育庁	教職員室教職員人事課	21
・女性警察官の採用・登用の拡大	警察本部警務部	警務課	21
・採用・登用状況の公表	総務部	人事局人事課	21
	教育庁	教職員室教職員人事課	
	人事委員会事務局		

ウ　企業等における女性の登用の促進

・各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	（ 27 ）
・OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 10 ）
・職業能力開発の促進	商工労働部	雇用推進室人材育成課	（ 17 ）
・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 79 ）
・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 10 ）
・市町村における地域就労支援事業の実施	商工労働部	雇用推進室就業促進課	（ 49 ）

エ　医療分野における女性の参画の拡大

・医療機関や医療関係団体への働きかけ	府民文化部	男女参画・府民協働課	22

オ　地域で活動する組織等への女性の参画の促進

・ＰＴＡ指導者研修	教育庁	市町村教育室地域教育振興課	22
・ＰＴＡ指導者への資料等の提供	教育庁	市町村教育室地域教育振興課	22
・まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画促進	都市整備部	都市計画室計画推進課	22
	住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課	
	住宅まちづくり部	建築指導室建築企画課	
	住宅まちづくり部	タウン推進局管理課	
・女性農業者の起業支援	環境農林水産部	農政室推進課	23

②　理工系分野等の女性人材の育成

・ドーンセンター情報ライブラリーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 82 ）
・OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	（ 10 ）
・キャリア教育の推進	教育庁	教育振興室高等学校課	24

（３）　女性の活躍推進
①　女性活躍推進法に基づく取組の実施
ア　「推進計画」の策定

・都道府県推進計画の策定とその推進	府民文化部	男女参画・府民協働課	24
・市町村推進計画の策定支援	府民文化部	男女参画・府民協働課	24

イ　「特定事業主行動計画」の策定と推進

・「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の推進	総務部	人事局人事課　等	24
・「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進	教育庁	教職員室教職員人事課	24
・「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づく取組の推進	警察本部警務部	警務課	24

ウ　「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進

・「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進	府民文化部	男女参画・府民協働課	25
	商工労働部	雇用推進室労働環境課	
	商工労働部	雇用推進室就業促進課	

エ　その他

・公共調達検討	府民文化部	男女参画・府民協働課	25
・ＯＳＡＫＡしごとフィールド女性活躍推進事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	25
・若年女性経済的自立支援事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	25
・OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(10)
・(新)潜在求職者活躍支援プロジェクト	商工労働部	雇用推進室就業促進課	25

②　男女雇用機会均等の更なる推進

ア　普及啓発等

・男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための教育	教育庁	教育振興室高等学校課	26
・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用	教育庁	教育振興室高等学校課	26
	教育庁	教育振興室支援教育課	
	教育庁	市町村教育室小中学校課	
・市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底	教育庁	市町村教育室小中学校課	26
	教育庁	教職員室教職員人事課	
・府立学校に対する指示事項の徹底	教育庁	教育振興室高等学校課	26
	教育庁	教育振興室支援教育課	
	教育庁	教育振興室保健体育課	
	教育庁	教職員室教職員人事課	
	教育庁	教職員室福利課	
・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度	府民文化部	男女参画・府民協働課	(10)
・各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	27
・労働相談の実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	27
・労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(48)
・女性キャリア継続応援事業	商工労働部	雇用推進室労働環境課	28
・労働関係調査の実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	28

イ　セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止

・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(48)
・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(79)
・特別労働相談会＆セミナーの実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(48)
・個別労使紛争解決支援制度の実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	28
・職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応	総務部	人事局企画厚生課	29
	総務部	人事局人事課	
	教育庁	教育振興室高等学校課	
	教育庁	教職員室教職員人事課	
・「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底	教育庁	教育振興室高等学校課	30
	教育庁	教育振興室支援教育課	
	教育庁	市町村教育室小中学校課	
・ハラスメント防止対策の推進	警察本部警務部	警務課	30

２　健やかに安心して暮らせる社会づくり

（１）　生涯を通じた男女の健康支援

①　女性の健康対策の推進

ア　妊娠・出産等に対する健康支援

・大阪母子医療センターの運営	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	31
・周産期母子医療センター運営事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	31
・周産期緊急医療体制整備事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	31
・周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	31
・児童虐待発生予防対策事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	(58)
・不妊総合対策事業（不妊相談事業等）	健康医療部	保健医療室地域保健課	32
・特定不妊治療費助成事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	32
・保健所における各種事業の実施	健康医療部	健康医療総務課	32
・医療安全支援センター運営事業（医療相談窓口整備事業）	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	32
・女性専用外来の実施	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	(36)
・地域保健関係職員研修	健康医療部	健康医療総務課	(68)
・食生活改善地域推進事業	健康医療部	保健医療室健康づくり課	32
・食育推進事業	健康医療部	保健医療室健康づくり課	32

②　思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進

ア　性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進

・「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用	教育庁	教育振興室保健体育課	33
・「性に関する指導」実践者育成事業	教育庁	教育振興室保健体育課	33
・「学校保健総合支援事業（健康課題支援事業）」	教育庁	教育振興室保健体育課	33
・保健所における各種事業の実施	健康医療部	健康医療総務課	(32)
・こころの健康相談事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	(20)
・女性専用外来の実施	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	(36)

イ　思春期における保健対策の推進

・食生活改善地域推進事業	健康医療部	保健医療室健康づくり課	(32)
・食育推進事業	健康医療部	保健医療室健康づくり課	(32)
・エイズ、性感染症予防対策の推進	健康医療部	保健医療室医療対策課	34

③　子どもの保健・医療の推進

・小児救急医療支援事業	健康医療部	保健医療室医療対策課	34
・周産期緊急医療体制整備事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	(31)
・小児救急電話相談事業	健康医療部	保健医療室医療対策課	35
・先天性代謝異常等検査事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・障がい・難病児等療育支援体制整備事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・小児慢性特定疾病医療費助成制度	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・自立支援医療費（育成医療）支給事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・結核児童療育給付	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・未熟児養育医療給付	健康医療部	保健医療室地域保健課	35
・乳幼児の不慮の事故防止対策事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	36

④　成人期・高齢期における健康づくりの推進

・こころの健康総合センターの運営	健康医療部	保健医療室地域保健課	(19)
・こころの健康相談事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	(20)

・女性専用外来の実施　健康医療部　保健医療室保健医療企画課　36
・保健所における各種事業の実施　健康医療部　健康医療総務課　(32)
・大阪府がん対策推進委員会 がん検診部会の運営　健康医療部　保健医療室健康づくり課　36
・組織型検診推進事業業務委託　健康医療部　保健医療室健康づくり課　36
・OSAKA女性活躍推進事業　府民文化部　男女参画・府民協働課　(10)
・総合型地域スポーツクラブ活動促進事業　府民文化部　文化・スポーツ室スポーツ振興課　36
・大規模スポーツイベント開催事業　府民文化部　文化・スポーツ室スポーツ振興課　38

⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止
・たばこ対策推進事業　健康医療部　保健医療室健康づくり課　37
・保健所における各種事業の実施　健康医療部　健康医療総務課　(32)
・こころの健康相談事業　健康医療部　保健医療室地域保健課　(20)
・覚せい剤等乱用防止対策事業　健康医療部　薬務課　37
・少年の薬物乱用防止のための諸対策の推進　警察本部生活安全部　少年課　38

（２） 女性に対するあらゆる暴力の根絶
① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進
・女性に対する暴力対策事業（各種啓発事業）　府民文化部　男女参画・府民協働課　38
・こどものエンパワメント支援指導事例集の活用　教育庁　市町村教育室小中学校課　39
・「教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進　府民文化部　男女参画・府民協働課　39
・ＤＶ被害者の地域支援者養成講座　福祉部　子ども室家庭支援課　39
　府民文化部　男女参画・府民協働課
・「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進　府民文化部　男女参画・府民協働課　39
・性犯罪被害防止等のための啓発事業　警察本部刑事部　捜査第一課　(46)
　警察本部生活安全部　府民安全対策課
・女性に対する暴力対策事業(大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営)　府民文化部　男女参画・府民協働課　40
・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　40
・大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　40
・女性のための相談事業　府民文化部　男女参画・府民協働課　(80)
・女性相談センターにおける相談事業　福祉部　子ども室家庭支援課　41
・配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業　福祉部　子ども室家庭支援課　41
・市町村ブロック会議の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　(41)
・市町村相談員等を対象とした研修会の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　(41)

② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組みの推進
ア 配偶者等からの暴力（ＤＶ）への対策の推進
・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」の推進　府民文化部　男女参画・府民協働課　41
・女性相談センターにおける相談事業　福祉部　子ども室家庭支援課　(40)
・配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業　福祉部　子ども室家庭支援課　(40)
・市町村ブロック会議の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　41
・市町村相談員等を対象とした研修会の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　41
・配偶者からの暴力被害世帯の入居　住宅まちづくり部　住宅経営室経営管理課　41
・府営住宅を活用したＤＶ被害者向け一時使用住戸の提供　住宅まちづくり部　住宅経営室経営管理課　42
・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　(40)
・大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　(40)
・女性のカウンセラーを活用した心のケア体制の整備　府民文化部　男女参画・府民協働課　42
・配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業の実施　福祉部　子ども室家庭支援課　42
・一時保護事業の実施　福祉部　子ども室家庭支援課　42
・一時保護所(女性相談センター)への心理療法担当職員の配置　福祉部　子ども室家庭支援課　42
・ＤＶ被害者自立支援（ステップ・ハウス）事業　福祉部　子ども室家庭支援課　42
・配偶者暴力相談支援センター設置事業　福祉部　子ども室家庭支援課　42
・府立女性自立支援センター運営事業　福祉部　子ども室家庭支援課　43
・一時保護等都道府県域を超えた広域的対応のための連携　福祉部府民文化部　子ども室家庭支援課　43
　男女参画・府民協働課
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用　警察本部生活安全部　生活安全総務課　43
・デートＤＶ予防啓発　府民文化部　男女参画・府民協働課　43
・市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の運営　府民文化部福祉部　男女参画・府民協働課　43
　子ども室家庭支援課
・女性弁護士による法律相談の実施　府民文化部　男女参画・府民協働課　43

イ 性犯罪への対策の推進
・性犯罪捜査の推進　警察本部刑事部　捜査第一課　44
・列車内等における性犯罪捜査の推進　警察本部地域部　鉄道警察隊　44
・インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取組みの推進　警察本部生活安全部　少年課　44
・大阪府迷惑防止条例の適切な運用　警察本部生活安全部　府民安全対策課　44
・性犯罪被害者に係る初診料等の支出　警察本部総務部　府民応接センター　44
・「性犯罪被害１１０番」による被害相談事業　警察本部刑事部　捜査第一課　45
・交番における女性相談事業　警察本部地域部　地域総務課　45
・「列車内ちかん被害相談」相談所による被害相談事業　警察本部地域部　鉄道警察隊　45
・性犯罪被害者支援における協力体制強化の推進　警察本部刑事部　捜査第一課　45
　府民応接センター
・被害少年支援活動の推進　警察本部生活安全部　少年課　45
・被害者カウンセリング制度の実施　警察本部総務部　府民応接センター　45
・指定女性捜査員制度の運用　警察本部刑事部　刑事総務課　46
　警察本部刑事部　捜査第一課
・女性に対する暴力対策事業（各種啓発事業）　府民文化部　男女参画・府民協働課　(39)
・性犯罪被害防止等のための啓発事業　警察本部刑事部　捜査第一課　46
　警察本部生活安全部　府民安全対策課
・列車内ちかん追放キャンペーン等の推進　警察本部地域部　鉄道警察隊　47
・サイバー犯罪に対する犯罪被害防止のための講話活動の推進　警察本部生活安全部　サイバー犯罪対策課　47

ウ　買売春・人身取引への対策の推進

・女性相談センターにおける相談事業	福祉部	子ども室家庭支援課	(41)
・福祉犯被害防止のための広報啓発活動の推進	警察本部生活安全部	少年課	47
・児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進	警察本部生活安全部	少年課	(61)
・売春事犯及び人身取引事犯の取締り	警察本部生活安全部	保安課	47
・女性相談センターにおける適切な保護	福祉部	子ども室家庭支援課	47

エ　ストーカー行為等への対策の推進

・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適切な運用	警察本部生活安全部	生活安全総務課	47
・ストーカー110番相談事業	警察本部生活安全部	生活安全総務課	47
・「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の適切な運用	警察本部生活安全部	生活安全総務課	47

オ　セクシュアルハラスメント防止対策の推進

・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	商工労働部	雇用推進室労働環境課	48
・特別労働相談会&セミナーの実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	48
・労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣	商工労働部	雇用推進室労働環境課	48
・各種労働関係啓発冊子の作成･配布、ホームページでの掲載	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(27)
・労働相談の実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(28)
・個別労使紛争解決支援制度の実施	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(29)
・「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底	教育庁 教育庁	教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室小中学校課	(30)
・職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応	総務部 総務部 教育庁 教育庁	人事局企画厚生課 人事局人事課 教育振興室高等学校課 教職員室教職員人事課	(30)
・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(79)

（3）　様々な困難を抱える人々への支援

①　困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化

・総合相談事業交付金	府民文化部	人権局人権擁護課	49
・医療安全支援センター運営事業（外国人医療相談事業）	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	(75)
・市町村における地域就労支援事業の実施	商工労働部	雇用推進室就業促進課	49
・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	住宅まちづくり部	都市居住課	(58)
・スクールソーシャルワーカー等活用事業	教育庁	市町村教育室小中学校課	49
・女性のための相談事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(80)

②　ひとり親家庭や障がい児への支援

・母子家庭等就業・自立支援センター事業	福祉部	子ども室子育て支援課	49
・母子・父子家庭自立支援給付金事業	福祉部	子ども室子育て支援課	49
・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	福祉部	子ども室家庭支援課	50
・母子福祉小口資金の貸付	福祉部	子ども室子育て支援課	50
・母子生活支援施設の指導	福祉部	子ども室家庭支援課	50
・ひとり親家庭等日常生活支援事業	福祉部	子ども室子育て支援課	50
・児童扶養手当の支給	福祉部	子ども室家庭支援課	50
・ひとり親家庭医療費助成事業	福祉部	子ども室家庭支援課	50
・子ども家庭センターにおける相談・支援	福祉部	子ども室子育て支援課	51
・母子父子福祉推進委員の選任	福祉部	子ども室子育て支援課	51
・ひとり親家庭等生活向上事業	福祉部	子ども室子育て支援課	52
・(新)府立母子・父子福祉センター運営事業	福祉部	子ども室子育て支援課	51
・職業能力開発の支援体制の充実	商工労働部	雇用推進室人材育成課	52
・市町村における地域就労支援事業の実施	商工労働部	雇用推進室就業促進課	(49)
・女性のための相談事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(80)
・重度障がい者医療費助成事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	51
・特別児童扶養手当の支給	福祉部	子ども室家庭支援課	52
・障がい児(者)の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担	福祉部 福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室生活基盤推進課	53
・障がい児等療育支援事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	53
・補装具費の支給	福祉部 福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室地域生活支援課	53
・日常生活用具給付等事業（障がい者地域生活支援事業）	福祉部 福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室地域生活支援課	53
・重度障がい者訪問看護利用料助成事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	53
・障がい児に対する各種手当の支給	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	53
・居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担	福祉部 福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室生活基盤推進課	53
・視覚障がい幼児療育指導事業	福祉部	子ども室家庭支援課 （R2～自立支援課）	53
・障がい児福祉施設等への運営補助	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	54
・障がい児支援事業者・施設等への支援	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	54
・私立幼稚園等特別支援教育助成	教育庁	私学課	54
・障がいのある生徒の高校生活支援事業	教育庁	私学課	54
・府立支援学校福祉医療関係人材の活用事業	教育庁	教育振興室支援教育課	54

③　子育て世帯への支援
ア　子育て費用の負担軽減

・私立高等学校・専修学校高等課程の授業料無償化制度	教育庁	私学課	55
・私立高等学校・専修学校等の授業料減免助成	教育庁	私学課	55
・大阪府育英会奨学金制度	教育庁	私学課	55
・私立中学校等修学支援実証事業	教育庁	私学課	55
・国公私立高等学校等奨学のための給付金制度	教育庁	施設財務課	55
	教育庁	私学課	
・公私立高等学校等就学支援金制度	教育庁	施設財務課	55
	教育庁	私学課	
・乳幼児医療費助成事業	福祉部	子ども室子育て支援課	55
・児童手当の支給（旧　子ども手当）	福祉部	子ども室家庭支援課	56
・新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業	住宅まちづくり部	都市居住課	（ 57 ）

イ　女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり

・福祉のまちづくりの推進	住宅まちづくり部	建築指導室建築企画課	56
・既存府営中層住宅へのエレベーター設置	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	56
・府営住宅の団地内バリアフリー化	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	56
・歩車道分離柵設置事業（令和２年度より（新）子供の移動経路等における交通安全対策へ統合）	都市整備部	交通道路室道路環境課	56
・(新)子供の移動経路等における交通安全対策	都市整備部	交通道路室道路環境課	56
・園路（生活路）の安全性の確保	都市整備部	都市計画室公園課	57
・府営公園新ハートフル事業の推進	都市整備部	都市計画室公園課	（ 74 ）
・まちまるごと耐震化支援事業	住宅まちづくり部	建築防災課	（ 86 ）
・既存集会所整備（ふれあいリビングの推進）	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	57
・府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」の実施	住宅まちづくり部	住宅経営室経営管理課	57
・府営住宅の「親子近居向け募集」の実施	住宅まちづくり部	住宅経営室経営管理課	57
・府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用	住宅まちづくり部	住宅経営室経営管理課	57
・府住宅供給公社住宅における新婚・子育て世帯等を対象とした「優先申込期間制度」の実施	住宅まちづくり部	都市居住課	57
・府営住宅における社会福祉施設などの導入	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	57
・新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業	住宅まちづくり部	都市居住課	57
・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	住宅まちづくり部	都市居住課	58
・インターネットを利用した子育てに役立つ情報提供	福祉部	子ども室子育て支援課	58
・広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」）	福祉部	子ども室子育て支援課	（ 16 ）

ウ　児童虐待等への対応、子どもの安全安心の確保

・子ども家庭センターの運営	福祉部	子ども室家庭支援課	58
・大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業	福祉部	子ども室家庭支援課	58
・いじめ虐待等対応支援体制構築事業	教育庁	市町村教育室小中学校課	58
・児童虐待発生予防対策事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	59
・児童虐待防止対策のための広報啓発事業	福祉部	子ども室家庭支援課	59
・児童虐待再発防止支援事業	福祉部	子ども室家庭支援課	59
・児童虐待対応体制強化事業	福祉部	子ども室家庭支援課	59
・ＤＶ被害者自立支援（ステップ・ハウス）事業	福祉部	子ども室家庭支援課	（ 42 ）
・学習支援事業	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・児童生徒への指導、支援体制の充実（いじめ対応プログラム）等の活用	教育庁	市町村教育室小中学校課	60
・養育支援訪問事業（旧：育児支援家庭訪問事業）	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・家族再統合支援事業	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・児童虐待危機介入援助チームによる援助の実施	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・児童相談ITナビシステム管理事業	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・24時間、365日体制強化、一時保護機能強化及び夜間・休日電話対応体制強化	福祉部	子ども室家庭支援課	60
・児童虐待防止対策の推進	警察本部生活安全部	少年課	60
・安全キャンペーンの展開	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	61
・「安全なまちづくり」に関する情報の提供	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	61
・ボランティア団体の表彰	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	（ 86 ）
・「こども110番」運動の推進	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	（ 85 ）
	警察本部生活安全部	府民安全対策課	
・子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	（ 85 ）
・児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進	警察本部生活安全部	少年課	61
・インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取組みの推進	警察本部生活安全部	少年課	（ 44 ）
・大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	政策企画部	青少年・地域安全室青少年課	62
・青少年に有害な図書類の販売等状況調査等	政策企画部	青少年・地域安全室青少年課	62
・大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発	政策企画部	青少年・地域安全室治安対策課	62
・インターネット上の有害情報にかかる努力義務の普及啓発	政策企画部	青少年・地域安全室青少年課	62

④　高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進
ア　高齢者福祉の充実及び就業促進

・地域福祉・高齢者福祉交付金事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	62
	福祉部	高齢介護室介護支援課	
	福祉部		
・認知症高齢者等支援策の充実	福祉部	高齢介護室介護支援課	63
・認知症疾患医療センター事業	健康医療部	保健医療室地域保健課	64
・地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	64
・市町村等支援事業(広報)	福祉部	高齢介護室介護支援課	64
・介護サービス基盤の充実	福祉部	高齢介護室介護支援課	64
	福祉部	高齢介護室介護事業者課	
・介護保険苦情処理体制整備運営費補助事業	福祉部	高齢介護室介護支援課	65
・介護保険事業者・施設に対する指定・指導・監査	福祉部	高齢介護室介護事業者課	65

・福祉サービスに関する苦情解決事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	65
・介護人材確保・職場定着支援事業	福祉部	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	65
・介護情報・研修センター事業	福祉部	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	66
社会福祉施設職員等研修事業	福祉部	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	67
・福祉人材センター運営事業	福祉部	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	67
・介護福祉士修学資金等貸付事業	福祉部	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課	67
・おおさか介護かがやき表彰	福祉部	高齢介護室介護事業者課	67
・地域保健関係職員研修	健康医療部	健康医療総務課	68
・看護師等修学資金の貸与	健康医療部	保健医療室医療対策課	68
・一日看護師体験事業	健康医療部	保健医療室医療対策課	68
・ナースセンターの運営	健康医療部	保健医療室医療対策課	68
・高年齢者関係事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	68
	商工労働部	雇用推進室労働環境課	
・ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	68
・シルバー人材センター事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	68
・高等職業技術専門校運営費	商工労働部	雇用推進室人材育成課	69

イ　障がい者福祉の充実及び就業支援

・障がい者共同生活援助事業につき支給される障害福祉サービス費の負担	福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課	69
	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	
・都道府県相談支援体制整備事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	69
・障がい者自立相談支援センターにおける各種業務	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	69
・地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	(64)
・福祉サービスに関する苦情解決事業	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	(65)
・地域生活支援事業	福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課	70
	福祉部	障がい福祉室自立支援課	
	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	
・障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業	福祉部	障がい福祉室自立支援課	71
・障がい者地域医療ネットワーク推進事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	71
・相談支援従事者研修事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	71
・発達障がい児者支援に関する取り組み	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	71
・居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担	福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課	(53)
	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	
・障がい児(者)の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担	福祉部	障がい福祉室障がい福祉企画課	(52)
	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	
・障がい者（児）施設等施設整備事業	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	72
・重度障がい者医療費助成事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	(51)
・重度障がい者等住宅改造助成事業	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課	72
・居宅介護職員初任者（障がい者ホームヘルパー）研修事業	福祉部	障がい福祉室地域生活支援課	72
・ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業	商工労働部	雇用推進室就業促進課	(18)

⑤　高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり

・あいあい住宅の供給	住宅まちづくり部	住宅経営室住宅整備課	73
・車いす常用者世帯向け住宅(ＭＡＩハウス)の供給	住宅まちづくり部	住宅経営室住宅整備課	73
・府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用	住宅まちづくり部	住宅経営室経営管理課	(57)
・府住宅供給公社住宅における高齢者世帯・障がい者世帯等を対象とした「優先申込期間制度」の実施	住宅まちづくり部	都市居住課	73
・サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業	住宅まちづくり部	都市居住課	73
・既存府営住宅の住戸内バリアフリー化（旧高齢者向けへの改善）	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	73
・既存府営中層住宅へのエレベーター設置	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	(56)
・車いす常用者世帯向け住宅への改善	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	73
・府営住宅の団地内バリアフリー化	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	(56)
・既存集会所整備（ふれあいリビングの推進）	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	(57)
・長寿社会に対応した民間賃貸住宅建設への誘導	住宅まちづくり部	都市居住課	74
・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	住宅まちづくり部	都市居住課	74
・府営住宅資産の活用による「地域の活力創出に向けたまちづくり」の推進	住宅まちづくり部	住宅経営室施設保全課	74
	住宅まちづくり部	住宅経営室経営管理課	
・公的賃貸住宅のグループホームへの活用	住宅まちづくり部	都市居住課	74
・福祉のまちづくりの推進	住宅まちづくり部	建築指導室建築企画課	(56)
・府営公園新ハートフル事業の推進	都市整備部	都市計画室公園課	74
・高等学校福祉対策整備事業	教育庁	施設財務課	74

⑥　複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

・医療安全支援センター運営事業（外国人医療相談事業）	健康医療部	保健医療室保健医療企画課	75

・外国人受入環境整備事業（大阪府外国人情報コーナー）	府民文化部	都市魅力創造局国際課	(88)
・外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実	福祉部	子ども室家庭支援課	75
	福祉部	女性相談センター	
・人権教育推進計画に基づく施策の推進	府民文化部	人権局人権企画課	75
・総合相談事業交付金	府民文化部	人権局人権擁護課	(49)
・性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する事業	府民文化部	人権局人権企画課	75

３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成
（１）　子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
①　子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進
ア　男女平等を進める教育・学習の推進

・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用	教育庁	教育振興室高等学校課	(26)
	教育庁	教育振興室支援教育課	
	教育庁	市町村教育室小中学校課	
・「人権教育基本方針」・「人権教育推進プラン」の具体化	教育庁	人権教育企画課	77
・市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底	教育庁	市町村教育室小中学校課	(26)
	教育庁	教職員室教職員人事課	
・府立学校に対する指示事項の徹底	教育庁	教育振興室高等学校課	(26)
	教育庁	教育振興室支援教育課	
	教育庁	教育振興室保健体育課	
	教育庁	教職員室教職員人事課	
	教育庁	教職員室福利課	
・キャリア教育の推進	教育庁	教育振興室高等学校課	(24)
・生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー	府民文化部	男女参画・府民協働課	77
・教員に対する研修	教育庁	教育センター	78
		教育振興室高等学校課	
・校長・教頭に対する研修	教育庁	教育センター	78
・男女平等教育に関する図書、ビデオ等の情報収集	教育庁	教育センター	79

イ　家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進

・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等に対する研修会	教育庁	教育センター	79
	教育庁	私学課	
	福祉部	子ども室子育て支援課	
・社会教育行政職員に対する研修	教育庁	市町村教育室地域教育振興課	79
・ＰＴＡ指導者研修	教育庁	市町村教育室地域教育振興課	(22)
・ＰＴＡ指導者への資料等の提供	教育庁	市町村教育室地域教育振興課	(22)

（２）　男女共同参画意識の醸成
①　身近な問題として、理解と共感を広げる取組みの推進

・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	79
・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度	府民文化部	男女参画・府民協働課	(10)
・男女共同参画週間における啓発	府民文化部	男女参画・府民協働課	80
・各種広報媒体による男女共同参画に向けた啓発	府民文化部	府政情報室広報広聴課	80

②　オピニオンリーダー層への意識啓発

・OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(10)

③　多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
ア　自己実現を可能にする学習機会の確保

・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(79)

イ　女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実

・女性のための相談事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	80
・市町村における相談事業への支援	府民文化部	男女参画・府民協働課	81
・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(79)
・ドーンセンター情報ライブラリーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	(82)

④　男性に対する男女共同参画意識の醸成

・労働時間短縮の促進	商工労働部	雇用推進室労働環境課	(11)
・人材育成・啓発講座事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(79)
・育児体験教育の実施	教育庁	教育振興室高等学校課	81
・OSAKA女性活躍推進事業	府民文化部	男女参画・府民協働課	(10)
・男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進	府民文化部	男女参画・府民協働課	81

⑤　女性の人権を尊重した表現の推進

・「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」の活用	府民文化部	男女参画・府民協働課	81
・メディアを使用した風俗関係事犯の取締り	警察本部生活安全部	保安課	82

⑥　男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

・府民意識調査結果の周知	府民文化部	男女参画・府民協働課	82
・男女共同参画にかかる調査・研究に関する検討	府民文化部	男女参画・府民協働課	82
・ドーンセンター情報ライブラリーの運営	府民文化部	男女参画・府民協働課	82

（３）　地域活動への参画促進
①　地域における男女共同参画の促進
ア　自治会等地域活動における男女共同参画の推進

・みどりづくり推進事業	環境農林水産部	みどり推進室みどり企画課	82
・地域緑化推進事業	環境農林水産部	みどり推進室みどり企画課	82
・環境保全基金事業	環境農林水産部	エネルギー政策課	83
・みんなで育てる花いっぱいプロジェクト	都市整備部	都市計画室公園課	83
・水辺の学校	都市整備部	河川室河川環境課	83
・「私の水辺」大発表会	都市整備部	河川室河川環境課	83
・中環をきれいにする日	都市整備部	交通道路室道路環境課	83
・アドプト活動の支援	都市整備部	事業管理室	83
・笑働ＯＳＡＫＡの推進	都市整備部	事業管理室	84

・教育コミュニティづくり推進事業　教育庁　市町村教育室地域教育振興課　84
・少年健全育成ネットワーク制度　警察本部生活安全部　少年課　84
・地域ふれあい事業　警察本部生活安全部　少年課　84
・交番・駐在所連絡協議会　警察本部地域部　地域総務課　84
・まちぐるみ子ども安全対策事業　警察本部生活安全部　府民安全対策課　85
　警察本部生活安全部　少年課
　警察本部警務部　警務課
・大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発　政策企画部　青少年・地域安全室治安対策課　(62)
・地域安全センター設置加速化事業　政策企画部　青少年・地域安全室治安対策課　85
・「こども110番」運動の推進　政策企画部　青少年・地域安全室治安対策課　85
　警察本部生活安全部　府民安全対策課
・少年非行防止活動ネットワーク構築促進事業　政策企画部　青少年・地域安全室青少年課　85
・子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業　政策企画部　青少年・地域安全室治安対策課　85
・地域福祉・高齢者福祉交付金事業　福祉部　地域福祉推進室地域福祉課　(62)
　福祉部　高齢介護室介護支援課
・大阪府福祉基金地域福祉振興助成金　福祉部　地域福祉推進室地域福祉課　86
・高齢者地域活動促進事業　福祉部　高齢介護室介護支援課　86
・アクティブシニアがあふれる大阪事業　福祉部　高齢介護室介護支援課　86
・広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」）　福祉部　子ども室子育て支援課　(16)
・食生活改善地域推進事業　健康医療部　健康医療室健康づくり課　(32)
・食育推進事業　健康医療部　健康医療室健康づくり課　(32)
・まちまるごと耐震化支援事業　住宅まちづくり部　建築防災課　86
・ボランティア団体の表彰　政策企画部　青少年・地域安全室治安対策課　86
・地域活動支援アドバイザー　府民文化部　男女参画・府民協働課　86
・特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）認証等管理事業　府民文化部　男女参画・府民協働課　87
・大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　87

イ　女性の視点を取り入れた災害対策等の推進
・男女のニーズの違いに配慮した災害対策の推進　政策企画部　危機管理室防災企画課　87
　政策企画部　危機管理室災害対策課
・住民の自助・共助による地域防災活動の促進　政策企画部　危機管理室防災企画課　87
・地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援　政策企画部　危機管理室防災企画課　87

（４）　多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進
①　多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等
・ドーンセンター情報ライブラリーの運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　(82)
・情報収集・情報提供　府民文化部　男女参画・府民協働課　88
・外国人受入環境整備事業（大阪府外国人情報コーナー）　府民文化部　都市魅力創造局国際課　88

４　計画の推進にあたって
１　オール大阪での連携体制の一層の推進
・大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　89
・おおさか男女共同参画促進プラットフォームの運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　89
・ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　89
・OSAKA女性活躍推進事業　府民文化部　男女参画・府民協働課　89

２　行政の推進体制等の強化・充実
・ドーンセンターにおける事業の実施　府民文化部　男女参画・府民協働課　89
・大阪府男女共同参画推進本部の総合調整機能の強化　府民文化部　男女参画・府民協働課　89
・市町村男女共同参画行政所管課長会議の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　90
・市町村ブロック会議の開催　府民文化部　男女参画・府民協働課　90
・大阪府女性基金の活用　府民文化部　男女参画・府民協働課　90

３　計画の進行管理及び検証・改善
・男女共同参画年次報告作成　府民文化部　男女参画・府民協働課　90
・男女共同参画施策苦情処理制度の運営　府民文化部　男女参画・府民協働課　90
・数値目標の状況の公表　府民文化部　男女参画・府民協働課　90

Ⅱ　おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）施策体系別事業
令和2年度事業概要・令和元年度事業実績

１ あらゆる分野における女性の活躍

（1）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①　働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備			
ア　経営者・管理職の意識啓発			
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議と連携しながら、企業経営者等の意識改革に向けた取組のほか、ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の運営等を行う。	3,923	○ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の開催：1回 ○ドーンセンターで「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーン de キラリフェスティバル 2019」を開催（9月） ○女性活躍推進リーダー養成講座「OSAKA 輝（キラリ）塾」の開催(1回) ○「ロールモデルに出会える！社会人女性交流会」の開催（2回） ○高校・大学等でのライフデザインセミナーの開催(3カ所)	男女参画・府民協働課
「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度 「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰することで、先進的な取組を進める事例などに関する情報を提供するなど、その取組を支援する。	414 のうち一部時業	○「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度　504社登録 ○「男女いきいきプラス」事業者認証制度　67社認証 ○第２回「男女いきいき事業者表彰」 大　　賞　1社 優 秀 賞　4社 （令和元年度末現在）	男女参画・府民協働課
中小企業労働環境向上促進事業 中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に、労働法の基礎的知識を周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供するセミナーなどを開催し、労使間のトラブルの未然防止と労働環境の向上の取り組みを促す。	1.150	実施回数17回、1,015人受講	雇用推進室 労働環境課
労働情報発信ステーション事業 府内地域で、職場のハラスメントを中心とした労働相談会を市町村等と連携して実施し、労働相談機能の向上、労働相談、労働関係法令の周知・啓発を図る。	―	実施回数７回 相談41人、労働情報提供9,347件、労働関係法等セミナー7回開催296人	雇用推進室 労働環境課
ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業 主に中小企業を対象に「働き方改革」の気運醸成や、新たな法制度の周知を図るため、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」（11月）	881	記念イベント（基調講演、好事例企業パネルディスカッション） 受講者数：111人 街頭啓発キャンペーン	雇用推進室 労働環境課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
において大阪労働局をはじめとする関係機関と連携し、街頭啓発活動やイベント等を開催する。		（府内主要駅周辺８カ所において、ポケットティッシュ約２万個配布）	
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
イ　官民協働による啓発と働き方の見直し			
「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度 再掲【１－（１）－①－ア】	(414) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
労働時間短縮の促進 労働時間の設定が労働者の健康と生活に配慮したものに改善され、ゆとりある豊かな暮らしを実現するため、労働時間短縮の普及を行う。	―	（リーフレット「働き方改革に向けたワーク・ライフ・バランス」10,000 部作成・配布）	雇用推進室 労働環境課
女性医師等就労環境改善事業 女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する医療機関に対し、補助する。	135,759	○補助機関：35 機関 ○補助実績額：99,620 千円	保健医療室 医療対策課
男性職員の育児休業取得促進 職員一人ひとりが、男女ともに育児に参画する重要性を認識するため、「大阪府特定事業主行動計画」（教育委員会の場合は、「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」）に基づき、研修等による啓発など組織的な対策を講ずることにより、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進める。	-	○育児休業の取得経験のある男性職員の育児体験談紹介(採用2年目の職員研修内) ○研修の実施 ○休暇取得促進のための「５つの取組み」を継続 ・子育て職員応援シートの活用 ・男性職員の連続休暇取得モデルパターンの紹介 ・啓発冊子の配布　等	人事局 企画厚生課 教育総務 企画課
育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度 男女がともに家庭責任を担いつつ、職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を図るため、育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度の運用を行う。	―	同左	人事局 企画厚生課 教育総務 企画課
育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 小学校就学の始期に達しない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限することにより、引き続き職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を行う。	―	同左	人事局 企画厚生課 人事委員会 事務局 教育総務 企画課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
妻配偶者の出産時における男性職員による子の養育休暇 職業生活と家庭生活の両立支援のため、妻配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、男性職員が特別休暇を取得できる環境整備を行う。	―	同左	人事局 企画厚生課 人事委員会 事務局 教育総務 企画課
子の看護のための休暇 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進を図るため、中学校就学の始期に達しない子を養育する職員が当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇(子の看護のための休暇)の運用を行う。	―	同左	人事局 企画厚生課 人事委員会 事務局 教育総務 企画課
年次休暇の取得促進 子育てを職場としてサポートしていく観点から、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進する。	―	○全庁一斉のゆとり週間（5月・8月）の実施 ○部局独自のゆとり週間(7月もしくは8月) ○ゆとり推進月間（11月）の実施	人事局 企画厚生課 人事委員会 事務局 教育総務 企画課
女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施 育児休業に伴う欠員による職場の負担を軽減し、職員が安心して出産、育児に専念できる環境の構築を図るため、女性警察官が育児休業等を取得する際に後任配置を推進する。女性一般職員については、産前休暇を取得する際に常勤職員の後任配置または賃金職員による代替措置を行い、その後育児休業を取得する際に常勤職員の後任配置を推進する。	―	女性警察官、女性一般職員ともに育児休業等を取得した際に、可能な限り後任者を配置した。	警察本部 警務部警務課
ウ　多様な働き方への支援			
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
在宅ワークに関する情報提供 在宅での就業を希望する就労困難者や障がい者等の就業支援のため、在宅ワークに関するポータルサイトを設置するとともに、ＩＴを活用した情報の収集・提供及び相談を実施する。	2,345	○電話相談　2,988件 ○ポータルサイトアクセス件数 441,870件	雇用推進室 労働環境課
国の税制等に関する情報収集 商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度に関	―	同左	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
する情報収集に努める。			
女性・若者働き方改革推進事業 女性の職種志向の拡大・転換を図るとともに、「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界団体等と連携し、職場環境の整備による「働き方改革」の推進と、イメージアップを図る情報発信に取り組む。また、企業が求める人材の層を厚くするため、女性や若者を発掘して総合就業支援拠点 OSAKA しごとフィールドに誘導するとともに、企業の採用力強化も支援する。平成 30 年度で事業終了。	―	○平成 30 年度に事業が終了したため、令和元年度は実績なし	雇用推進室 労働環境課 就業促進課 雇用推進室 人材育成課
大阪の成長実現に向けた公民協働人材確保推進事業 大阪の産業・成長を支えており人材確保に問題を抱える製造・建設・運輸・インバウンド関連分野の 37 業種の中堅・中小企業を対象に、人材の採用や定着に関する支援を行い、良質で安定的な雇用を創出する。併せて、就業率が低く非正規雇用率が高い若者や女性を、企業の中核として活躍できる人材に育成し、就職・定着まで伴走型の支援を行う。	25,656	○大阪府内に事業所を抱える製造・建設・運輸・インバウンド関連分野の 37 業種への正社員就職者数：1,268 名	雇用推進室 就業促進課
新たな人材育成プログラム開発事業（しごと力開発事業） ⇒28 年度に開発した人材育成プログラムを用いて、採用され、働き続けるために必要な力（しごと力）を養成し、女性の再就職や離職防止等、更なる女性の活躍につなげる。		○求職者向けセミナー　のべ 80 名 ○在職者向けセミナー　のべ 127 名	雇用推進室 就業促進課
(新)テレワークサポートデスク事業 昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延対策や多様な働き方が求められる中、テレワークの導入はもとより、それを定着させるための支援が必要である。関係機関と連携し、テレワークの導入から定着までを総合的にサポートする。	―	―	雇用推進室労働環境課
②　仕事と子育てとの両立			
ア　子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進			
保育所等整備事業 子ども総合計画に基づき、待機児童解消のため、保育所等を整備する市町村を支援する。	5,082,170	8 市村で創設 7 か所、増改築 7 か所整備（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市を除く）	子ども室 子育て支援課
多様な保育サービスの推進 保育ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村に対し助成する。 ○延長保育事業	458,668	○1248 か所で実施	子ども室 子育て支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
延長保育需要に対応するため、保育所等において、通常の開所時間を超えた保育を実施する。 ○病児保育事業 病院等に付設された専用スペース又は地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースにおいて病気の児童又は病気回復期の児童の一時保育を実施する。また、保育所等に通う児童が急に体調不良になった場合に、看護師等が緊急に対応できる体制を確保する。	909,967	○512か所で実施	
キンダーカウンセラー事業 私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が、幼稚園と家庭・地域との連携を図りながら、子育て支援の役割を果たすため、地域の保護者等を対象に実施する子育て相談事業に対し助成する。	40,500	125園で実施	私学課
国家戦略特別区域限定保育士試験 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、保育士登録後３年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、４年目以降は全国で働くことができる 「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度が創設。 この試験は、 前期（4月～7月）、後期（10月～12月）に全国で行われる試験に加えて、後期試験において通常試験と同時に実技試験に代えて保育実技講習会による試験として実施するもの。	13,426	国家戦略特別区域限定保育士試験 合格者：484名（受験申請者1,217名）	子ども室 子育て支援課
放課後児童クラブへの助成事業 昼間家庭に保護者がいない小学校に就学している児童に対し、遊びを主とした健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置・運営する市町村に対して助成する。	3,490,076	1,713支援の単位で実施	子ども室 子育て支援課
放課後児童クラブ整備事業 市町村等が放課後児童健全育成事業を実施するために、放課後児童クラブを新たに設置する場合や学校の余裕教室の改修・備品の更新等を行う場合に助成を行い、放課後児童クラブの整備等を図る。	144,042	228か所整備	子ども室 子育て支援課
病院内保育所運営費補助事業 病院における医療従事者の確保・定着を図るため、医療従事者の乳児･幼児を預かる病院内保育施設の設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 （公立、公的病院については近隣医療従事者の児童	378,024	補助対象施設数：102か所	保健医療室 医療対策課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
の受入体制を整備している場合に24時間保育等の加算額のみ交付）			
企業主導型保育事業推進事業 女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消を実現するため、企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設の設置や利用を促進する取り組みを福祉部と連携して実施。 （H28事業所内保育施設総合プロデュース事業から事業名変更）	30,327	総相談件数:884件 相談支援を行った施設数:87 施設（令和1年度助成決定府内414施設のうち） セミナー等：18回(延べ484名参加)	子ども室 子育て支援課 雇用推進室 就業促進課
イ　地域における子育て支援策の充実			
子ども家庭センターの運営 再掲【２－（３）－③－ウ】	(323,834)	同左	子ども室 家庭支援課
福祉サービスに関する苦情解決事業 再掲【２－（３）－④－ア】	(11,470)	同左	地域福祉推進室地域福祉課
大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業 再掲【２－（３）－③－ウ】	(1,905)	同左	子ども室 家庭支援課
(新)産前・産後母子支援事業 特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター及び看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。	10.270	―	子ども室 家庭支援課
こころの健康総合センターの運営 再掲【１－（１）－④】	(39,791)	同左	保健医療室 地域保健課
教育相談 児童生徒、保護者、教職員等からの教育に関する多様な相談に、電話・電子メール及び面談により対応する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○集中電話相談の実施 ○インターネットによるメール相談の実施 いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒からの相談に、SNS等を活用して相談に対応する。	50,570	○総相談件数:5,479件 ・電話相談　:2,529件 ・来所相談　:598件 ・Eメール相談:992件 ・LINE相談　:1,360件	教育センター
少年相談活動の推進 子育ての悩み、子どもの非行問題等について、保護者等へのきめ細かな助言・指導等を行う。	3,142	○ 令和元年中の保護者等相談件数 1,868件	警察本部生活安全部少年課
保護者等支援教室の実施 保護者、学校関係者、地域住民等に対し、少年の	―	○令和元年度の保護者等支援教室の実施	警察本部生活安全部少年課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
非行や犯罪被害の現状等の様々な情報を発信し、家庭や地域社会における非行防止機能の向上を促進する。		99回　7,587人	
キンダーカウンセラー事業 【再掲１－（１）－②－ア】	(40,500)	同左	私学課
教育コミュニティづくり推進事業 【再掲３－（３）－①－ア】	(62,744)	同左	地域教育振興課
ファミリー・サポート・センター事業の実施 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、会員相互で地域において育児に関する相互援助活動を行う事業。(実施主体：市町村)	87,223	29市町で実施 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く）	子ども室 子育て支援課
地域子育て支援拠点事業の実施 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業。(実施主体：市町村)	1,166,376	165か所 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く）	子ども室 子育て支援課
子育て短期支援事業の実施 保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)。(実施主体：市町村)	9,583	○ショートステイ 24市町村で実施 ○トワイライト 8市町村で実施 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く）	子ども室 子育て支援課
大型児童館ビッグバン運営事業 児童健全育成の拠点施設として整備した「大阪府立大型児童館ビッグバン」の運営を行う。(指定管理者である一般財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託)	19,397	入館者：220,696人 (内訳) 大人（高校生以上）　84,427人 中学生　1,642人 小学生　67,320人 幼児（3歳以上）　54,289人 介護者・引率者　9,253人	子ども室 子育て支援課
公園の整備 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組む。	―	寝屋川公園等において運動施設の改修を行った。	都市計画室 公園課
広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」） 子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するために、企業等の協賛により、シンボルマークのついた携帯電話画面や会員証（カード）など店舗で提示することで、割引・特典などのサービスが受けられる「まいど子でもカード」（平成19年10月開始）を展開する。	8,699	○登録件数 子育て世帯：218,838人 店舗：11,490店舗 （※令和2年3月31日時点累計）	子ども室 子育て支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
新子育て支援交付金 子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業に対し、当該交付金を交付する。	3,047,212	令和元年度交付確定額 3,012,610 千円	子ども室 子育て支援課
③　職後の再就職・起業等の支援			
ア　結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援			
職業能力開発の促進 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施する。また、夕陽丘高等職業技術専門校において「ひとり親家庭の親・優先枠（1科5人・年10人）を設ける。 ※平成29年度末に母子家庭の母対象の訓練を廃科し、委託訓練化した。 ※求職者向け訓練予算は女性に特化できないので、記載はテクノ講座のみ 新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施する在職者向けの「テクノ講座」(府内５か所の高等職業技術専門校等で実施)のうち女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に女性優先枠を設ける。	14,818	○在職者向けのテクノ講座 優先枠定員35人(コース数28コース) (参考)テクノ講座における女性の受講者数247人	雇用推進室 人材育成課
在宅ワークに関する情報提供 再掲【１－（１）－①－ウ】	(2,321)	同左	雇用推進室 労働環境課
ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業 ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおいて、育児等の家庭と仕事を両立したい女性に対して、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、民間保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供し、女性の就職活動を支援する。 （※予算はＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業費全体の額を記載）	98,673	○働くママ応援コーナーを利用した方の就職者数　203人	雇用推進室 就業促進課
女性有資格者等復帰訓練事業（Ｌフェニックス拡充訓練） 平成２９年度で事業終了	―	―	雇用推進室 就業促進課
大阪府保育士・保育所支援センター事業 保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、現場復帰に必要となる研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行う。	12,672	○保育士・保育所支援センター 登録者数（３月末時点）　2,278名 就職人数　182名 セミナー　府内3か所で開催 参加者　120名	子ども室 子育て支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
		保育所等職場体験実施 参加者　36 名	
ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営 再就職を希望する女性を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センターの情報ライブラリー内に「女性就労支援コーナー」を設置し、運営する。	6,600 のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課
イ　女性起業家等への支援			
創業支援事業（大阪起業家グローイングアップ） ビジネスプランコンテスト等を通じた有望創業者の発掘、補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫したハンズオン支援を組み合わせることにより、創業者の着実な成長を支援する。	24,442	ビジネスプランコンテスト ・書類審査通過者 10 者 ・受賞者 3 者	中小企業支援室 商業・サービス産業課
中小企業向け開業サポート資金 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または業歴の浅い方向けの融資制度。	1,389,000 (預託額の予算額)	融資実績 160 件　912,820 千円 預託額　1,057,000 千円	中小企業支援室金融課
ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営 再掲【１－（１）－③－ア】	(6,600) のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課
④働く男女の健康管理対策の推進			
職場のメンタルヘルス推進担当者養成事業 地域自殺対策強化交付金を活用して、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材（メンタルヘルス推進担当者）の養成をする研修会を開催する	1,352	実施回数１回、139 名受講	雇用推進室 労働環境課
メンタルヘルス専門相談 職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者の方に、職場のメンタルヘルスに関する専門的な知識経験を有する相談員が相談に応じる。地域自殺対策強化交付金を活用。	1,428	相談人数 32 人	雇用推進室 労働環境課
労働時間短縮の促進 再掲【１－（１）－①－イ】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
地域勤労者健康管理事業（勤労者健康管理セミナー） 地域産業保健センター等と連携を図り、中小企業の労働者の健康管理に関する普及啓発を行う。	(―)	実施回数１回、76 人受講	雇用推進室 労働環境課
自殺防止対策事業 自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。	577	○大阪府自殺対策審議会の運営（12/17） ○庁内自殺対策推進会議の運営（8/8）	保健医療室 地域保健課
自殺対策強化事業 ○自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 ○国の「地域自殺対策強化交付金」を活用し、地域における自殺対策力を強化するため、自殺対策推進センターを運営し、相談体制の整備や人材養成、普及啓発等を実施する。	94,294	○ポスターの掲示、府政だより掲載、市町村広報紙掲載依頼等実施 （自殺予防週間［9 月 10 日～16 日］、自殺対策強化月間［3 月］） ○自殺対策推進センター運営事業 ・自殺対策に関する情報の提供 ・自殺対策に関する調査、分析等 ・連絡調整会議の開催 ・自殺対策研修の開催 ・自死遺族相談の実施 ・こころの健康相談統一ダイヤル ・保健所、市町村、関係機関等への技術 支援 ○大阪府自殺未遂者支援センター事業 ○大阪府妊産婦こころの相談センター事業 ○市町村自殺対策強化事業 （市町村補助）　41 団体 ○自殺対策民間団体支援事業 （民間団体補助）　4 団体	保健医療室 地域保健課
こころの健康相談事業 保健所において精神科医師（嘱託医）、ケースワーカー、保健師等による本人・家族・地域関係者等に対する総合的な精神保健福祉相談、訪問指導を実施する。	24,136	○相談件数　24,951 件 ○訪問指導件数　2,694 件	保健医療室 地域保健課
こころの健康総合センターの運営 府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、相談を行う。また、保健所を中心とした地域における精神	39,791	相談件数：11,363 件 専門相談等 電話 586 件、面接 978 件 電話相談	保健医療室 地域保健課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
保健福祉活動の支援を行う。		こころ2,989件、わかぼち559件 ＬＩＮＥ868件、統一ダイヤル5,383件	
男性のための電話相談事業 夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど男性からの相談に対して、専門の男性相談員が電話による相談に応じる。	18,990の一部	○男性のための電話相談 相談件数:227件	男女参画・府民協働課

(2)政策・方針決定過程への女性の参画促進

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①政策・方針決定過程への女性の参画促進			
ア　審議会等委員等への女性の参画の促進			
審議会等への女性の登用の促進 平成32年度末までに、審議会等における女性委員の登用割合を４割以上６割未満（男女いずれか一方の委員が４割未満とならない状態）とするために、引き続き登用の促進を図る。	―	審議会等における女性委員の登用状況 33.4% (令和２年4月1日現在) ※法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、それぞれの審議会等において法令等により職務の要件が指定され、選任にあたり、知事に選択の余地がない委員等(職務指定委員)を除外して算出。 委員の任期が、２年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」とされている場合において当該期間が２年未満の審議会等は、登用率算定の対象から除外する。	男女参画・府民協働課等全部局 人事局人事課
行政委員会委員への女性の登用の促進 府の行政委員会への女性の登用に努める。	―	府行政委員会における女性の登用状況 13.4% (令和2年4月１日現在)	人事局人事課
委員選任のあり方の検討 女性委員の登用を含め、幅広く人材を求めるという観点から、審議会等の委員選任のありかたについて検討を行う。	―	同左	男女参画・府民協働課等全部局
ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【３－（２）－⑥】	(6,600) のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
市町村における政策決定への女性参画状況調査等 市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性の登用が促進されるよう、指導、助言を行う。	―	政策決定への女性の参画状況 市　町村 議　会：　21.6%　26.1% 行政委員会：17.6%　17.3% 附属機関：　30.9%　24.2% (令和２年４月１日現在)	男女参画・府民協働課
イ　大阪府職員・教員等における女性の登用の促進			
女性職員の登用促進 大阪府（知事部局等）における女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組む。	―	同左	人事局人事課 等全部局
女性教員の登用促進 人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定めて計画的に進める。	―	令和２年４月１日に新たに校長・教頭へ登用された女性の人数 〇校長 ・小学校　46 人 ・中学校　13 人 ・府立学校　7 人 〇教頭 ・小学校　21 人 ・中学校　7 人 ・府立学校　15 人 (小・中学校は大阪市、堺市、豊能地区を除く) ※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程をそれぞれ含む。	教職員室 教職員人事課
女性警察官の採用・登用の拡大 大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画において、平成３０年度に警察官の定員に占める女性警察官の割合を１０％にし、以後、１０％以上を維持することを目標として掲げ、女性警察官の採用・登用の拡大に努める。	―	〇警察官定員に占める女性警察官の割合 10.8%（育児休業者含む） （令和２年４月１日現在）	警察本部 警務部警務課
採用・登用状況の公表 府女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表する。	―	同左	人事局人事課 教職員室 教職員人事課 人事委員会 事務局

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
ウ　企業等における女性の登用の促進			
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業） 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
職業能力開発の促進 再掲【１－（１）－③－ア】	(14,543)	同左	雇用推進室 人材育成課
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(3,425) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度 再掲【１－（１）－①－ア】→P10 参照	(414) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
市町村における地域就労支援事業の実施 再掲【２－（３）－①】	(272)	同左	雇用推進室 就業促進課
エ　医療分野における女性の参画の拡大			
医療機関や医療関係団体への働きかけ 医療現場に多様な視点を導入するため、医療機関や医療関係団体等に対し意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。	―	同左	男女参画・府民協働課
オ　地域で活動する組織等への女性の参画の促進			
ＰＴＡ指導者研修 ＰＴＡ指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修（地区別ＰＴＡ指導者セミナー）を行い、ＰＴＡ活動における男女共同参画をさらに促進する。	299 (一部)	○開催回数：６回 参加者数：142 人	市町村教育室 地域教育振興課
ＰＴＡ指導者への資料等の提供 ＰＴＡ指導者を主な対象として、男女共同参画の観点はもとより、広く人権啓発を図った資料等を作成しＨＰに掲載する。	―	平成 22 年９月～ホームページ掲載	市町村教育室 地域教育振興課
まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画促進 審議会等への女性委員の登用を行うなど、まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画を促進する。 ○都市計画審議会 ○住宅まちづくり審議会 ○景観審議会 ○開発審査会	―	○大阪府都市計画審議会 委員数１１名 （うち女性委員４名） （ただし、職務指定（19 名）を除く） 登用割合　36.4％ ○住宅まちづくり審議会 委員数 20 名 （うち女性委員９名） 登用率 45.0％	都市計画室 計画推進課 住宅まちづくり総務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
○建築審査会 ○福祉のまちづくり審議会 ○まちづくり促進事業財産評価審査会		○景観審議会　委員数９名 （うち女性委員４名） （ただし、職務指定（８名）を除く） ○開発審査会　委員数７名 （うち女性委員３名） 登用割合　42.9％ ○建築審査会　委員数７名 （うち女性委員４名） 登用割合　57.1％ ○福祉のまちづくり審議会（H24.11.1設置） 委員数４名（うち女性委員２名） （ただし、職務指定（25名）を除く） 登用割合50.0％ （※R2.1.28第９回審議会開催時点）） ○まちづくり促進事業財産評価審査会 委員数３名　（うち女性委員１名） 登用割合33.3%	建築指導室 建築企画課 まちづくり戦略室 都市空間創造課
女性農業者の起業支援（協同農業普及事業の一部として実施） 女性が農業経営と地域農業に主体的に参画していくことの出来る農村社会の形成を図るため、女性農業者の起業活動等を支援する。	―	○男女共同参画社会の実現と地域農山漁村の活性化を目的とした情報交換会への参画支援(1回、19名) ○近畿農政局が主催する農村における男女共同参画の実現に向けた取り組みに関する表彰事業への事例推薦(1事例)	農政室推進課
②理工系分野等の女性人材の育成			
ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【３－（２）－⑥】	(6,600) のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
キャリア教育の推進 府立学校に対して、「働く前に知っておくべき13項目」「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周知をはかる。	―	府立学校に対して、「働く若者のハンドブック」「採用と人権」を配布し、その趣旨の周知徹底を図った。	教育振興室 高等学校課

(3)女性の活躍推進

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①女性活躍推進法に基づく取組の実施			
ア　「推進計画」の策定			
都道府県推進計画の策定とその推進 「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」と一体的に策定した、女性活躍推進法第６条に基づく都道府県推進計画について、取組を推進する。	―	○「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」を開催（1回） ○9月を「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進月間」として定め、「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進ドーン de キラリフェスティバル2019」を開催 ○「男女いきいき・元気宣言」事業者制度のＰＲを実施（令和元年度末登録事業者数：504 社）、「男女いきいきプラス」認証制度をスタート（令和元年度末認証事業者数：40 社）	男女参画・府民協働課
市町村推進計画の策定支援 府内市町村に対し、女性活躍推進法第６条に基づく「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を働きかけるとともにその策定を支援する。	―	○女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定状況 （H30 年度末：31 市町村） ⇒R 元年度末：33 市町村）	男女参画・府民協働課
イ　「特定事業主行動計画」の策定と推進			
「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。	―	・採用について、令和２年度当初の女性の採用割合は、全職種で 52.1％と約半数。 ・女性登用について、令和２年度当初の課長級以上、主査級以上の職員に占める女性割合は、それぞれ 11.1％、24.4％	人事局 人事課等
「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。	―	同左	教職員室 教職員人事課 教職員企画課
「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づく取組の推進	―	行動計画に基づき、女性警察官の職域の拡大、勤務環境の整備、ハラスメント防	警察本部 警務部警務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」に基づき、女性警察官の採用・登用拡大、勤務環境の整備、次世代育成支援対策、ハラスメント防止対策に関する取組を進める。		止対策にかかる各種取組を推進した。	
ウ　「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進			
「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 一般事業主行動計画の策定について、国機関とも連携しながら、労働者数３００人以下の企業を対象に、一般事業主行動計画の策定を呼びかける。	―	同左	男女参画・府民協働課 雇用推進室 労働環境課 雇用推進室 就業促進課
エ　その他			
公共調達検討 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国で検討されている総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注機会の増大に必要な施策の実施について検討する。	―	○「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度に加え、新たに「男女いきいきプラス」認証制度、「男女いきいき」表彰制度をスタートさせた。 ○登録、認証、表彰制度を運用する中で、公共調達制度についても検討を重ねた。	男女参画・府民協働課
ＯＳＡＫＡしごとフィールド女性活躍推進事業 女性の職業生活における活躍を推進するため、必要な人に必要な情報を届けるためのワンストップ相談機能を構築する。 （※予算はＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業費全体の額を記載）	98,673	○ワンストップ相談会　１回	雇用推進室 就業促進課
若年女性経済的自立支援事業 （29 年度はよりＯＳＡＫＡしごとフィールド運営委託業務の中で実施。令和元年度に事業終了） ⇒具体的な就職活動をしていない若年女性に対して、就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業に結びつけ、経済的自立を支援する。	－	○就職決定者数 6,887 名　※再掲（OSAKA しごとフィールド就職者数） ○セミナー実施　７回	雇用推進室 就業促進課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
（新）潜在求職者活躍支援プロジェクト （令和２年度より事業開始） ⇒具体的な就職活動をしていない女性や、キャリアブランクのある女性に対して就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起	27,502		雇用推進室 就業促進課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
し、就業につなげる。			
②男女雇用機会均等の更なる推進			
ア　普及啓発等			
男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための教育 府立学校に対して「働く前に知っておくべき13項目」（商工労働部作成）を配布しその趣旨の周知をはかる。	―	府立学校に対して「働く若者のハンドブック」を配布しその趣旨の周知を図った。	教育振興室 高等学校課
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を、男女平等教育の基本方向として活用するとともにその状況の把握に努め、男女平等教育の一層の充実を図る。また、教科面だけでなく学校の日常生活における固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。	―	○「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 小学校：68.2% 中学校：59.9%	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 市町村教育室 小中学校課
市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育に総合的に取り組むよう、市町村教育委員会人権教育担当指導主事連絡会及び男女平等教育に関する市町村ヒアリング等を通じて市町村教育委員会に指導・助言する。 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備及び教職員研修の充実を市町村教育委員会に指導・助言する。	4,088	○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の活用 小学校：92.2% 中学校：90.2%	市町村教育室 小中学校課 教職員室 教職員人事課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 (千円)	令和元年度実績	担当課
府立学校に対する指示事項の徹底 「府立学校に対する指示事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育を推進する。 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実に努める。	―	「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」等を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育の推進を図った。 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」等に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実に努めた。	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 教育振興室 保健体育課 教職員室 教職員人事課 教職員室 福利課
「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度 再掲【１－（２）－①－ウ】	(414) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 「労働契約」、「解雇」、「雇止め」、「退職」、「未払賃金」等の基本的知識や問題が起こった際の対処方法、女性が働くうえで必要な労働に関する基礎知識等についての啓発冊子を作成・配布。	―	○「働く人、雇う人のためのハンドブック」を配布 ○「働く若者のハンドブック」：28,000部を作成・配布 ○「働くルールＢＯＯＫ」： 105,000部を作成・配布 ○「労働契約・解雇・雇止め・退職・未払賃金トラブル防止Ｑ＆Ａ」を配布	雇用推進室 労働環境課
労働相談の実施 府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行う。	―	相談件数：10,121件 (うち、女性 5,083件)	雇用推進室 労働環境課
労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣 再掲【２－（２）－②－オ】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
女性キャリア継続応援事業 女性が職場に定着し、安心して働き続けていくための、女性にかかわる労働関係法をわかりやすく解説したルールブックの配布及び、職場における育児・介護休業等への理解促進を進め女性の離職を防止するセミナーなどを通じた啓発により、女性の職場定着を支援する。	831	○「女性のための働くルールＢＯＯＫ」：78,000 部 ○セミナー　実施回数２回、63 人受講	雇用推進室 労働環境課
労働関係調査の実施 府内民営事業所における雇用形態別の労働者数を把握するとともに、時間外労働の状況や同一労働同一賃金など働き方改革関連法に関することや、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を調査し、本府労働施策等の基礎資料とするほか、今後の労働環境改善に関する事業展開の参考に資する。	―	調査票発送数　6,000 事業所 （うち回収 1,982 事業所） ○調査結果報告書作成・配布	雇用推進室 労働環境課
イ　セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止			
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 再掲【２－（２）－②－オ】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(3,425) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
特別労働相談会＆セミナーの実施 再掲【２－（２）－②－オ】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
個別労使紛争解決支援制度の実施 労働条件やセクシュアルハラスメント等の個別労使紛争に対し、相談からあっせんまでを行う紛争解決支援制度を実施する。	―	取扱事案数：　23 件	雇用推進室 労働環境課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応 「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場における妊娠・出産･育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」、及び教育委員会が制定した「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する府職員への啓発・研修及び相談体制の整備など総合的･組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。	―	○大阪府職員向け「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○大阪府職員向け「職場における妊娠･出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。 ○研修の実施 ・新任課長補佐級職員研修、 新任課長級職員研修 修了者：226 人 ・府立学校新任校長研修　参加人数：32　人 ・府立学校校長研修　　参加人数：209 人 ・府立学校新任教頭研修　参加人数：47 人 ・府立学校教頭研修　　参加人数：272 人 ・市町村立小・中学校新任校長研修　参加人数：105 人 ・市町村立小・中学校新任教頭研修　参加人数：100 人 ・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修１　参加人数：155 人 ・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修２　参加人数：109 人 ・市町村立小・中学校長人権教育研修　　参加人数：882 名 ･市町村立小･中学校教頭人権教育研修　　参加人数：894 名 ○大阪府教職員向け「職場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○大阪府教職員向け「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。	人事局 企画厚生課 人事局人事課 教育振興室 高等学校課 教職員室 教職員人事課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底 ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（H29.5 改訂）の趣旨の周知徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにＱＡ集」の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。 ○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解・研修を深める。	―	「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにＱＡ集」の活用と「被害者救済システム」の周知を府立学校に指示し、未然防止・早期対応に努めた。 人権教育担当指導主事連絡会、校長・教頭人権教育研修をはじめとした人権教育研修等のあらゆる機会を通じて周知した。	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 市町村教育室 小中学校課
ハラスメント防止対策の推進 大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき、あらゆるハラスメントの防止・排除のための執務資料の作成・教養等を行い、職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境の確保に努める。	―	ハラスメントの防止・排除を目的とした執務資料の発出や各種教養等を実施し、職員の意識の徹底を図った。	警察本部 警務部警務課

2 健やかに安心して暮らせる社会づくり

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
① 女性の健康対策の推進			
ア 妊娠・出産等に対する健康支援			
大阪母子医療センターの運営 地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する大阪母子医療センターにおいて、母性の健康の保持増進と小児の成長発達を保障するため、府域における周産期・小児医療の基幹施設として、母体・胎児・新生児から乳幼児に至る一貫した高度専門医療を提供する。	―	○延べ入院患者数：114,331 人 ○延べ外来患者数：178,354 人	保健医療室 保健医療企画課
周産期母子医療センター運営事業 診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図る一環として、総合・地域周産期母子医療センター指定、認定施設に対し運営補助を行う。	1,027,239	同左	保健医療室 地域保健課
周産期緊急医療体制整備事業 ○地域医療機関の要請に応じて、極低出生体重児など重症新生児や母体・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急に搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保する。 ○「かかりつけ医」のない未受診妊産婦等に対応するため、産婦人科救急搬送を受入れる体制を当番制により確保する。	162,312	同左	保健医療室 地域保健課
周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 夜間・休日において、母体や胎児が危険な状態にある妊婦を、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療を提供するため、大阪母子医療センターの母体搬送コーディネーターによる搬送調整を実施。	39,024	同左	保健医療室 地域保健課
児童虐待発生予防対策事業 再掲【２－（３）－③－ウ】	(9,107)	同左	保健医療室 地域保健課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
不妊総合対策事業（不妊相談事業等） 不妊に関する専門的な相談窓口の開設(一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託)及び情報提供体制の整備を行う等、不妊に悩む人々の身体的・精神的負担の軽減と支援を図る。	10,412	不妊・不育にまつわる悩みの相談 相談件数　電話 301 件、面接 30 件 セミナー等　参加者 延べ 210 人 ホームページを通じた情報提供 35,736 件 ＳＮＳを通じた情報提供　136,553 件	保健医療室 地域保健課
特定不妊治療費助成事業 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	520,092	承認件数：3,417 件	保健医療室 地域保健課
保健所における各種事業の実施 地域保健の専門的・広域的拠点施設として、府内９保健所において各種健康、衛生教育等を実施し、府民の健康の保持、増進に努める。	―	府内 10 保健所において、各種健康・衛生教育を実施	健康医療総務課
医療安全支援センター運営事業（医療相談窓口整備事業） 各保健所・本庁医療相談コーナーにおいて、医療に関する電話相談及び面談による相談を実施する。	602	相談件数：2,502 件 うち男性：1,127 件、女性：1,361 件、不明：14 件	保健医療室 保健医療企画課
女性専用外来の実施 再掲【２－（１）－④】	(―)	同左	保健医療室 保健医療企画課
地域保健関係職員研修 再掲【２－（３）－④－ア】	(2,698)	同左	健康医療総務課
食生活改善地域推進事業 食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されている。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進する。食育の府民運動の重要な担い手である食生活改善推進員の質の高い活動を維持、発展させるため、本事業を実施する。	279	食生活改善推進員リーダー研修会 （令和２年２月 21 日に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）	健康推進室 健康づくり課
食育推進事業 食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されている。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進する。	2,509	若い世代への食育を進める上での地域の優先的な課題の把握、地域の特性を踏まえた取組みを推進する仕組みづくりを行った。 連携機関　市町村　17 市町村 高校　12 校 大学　8 校	健康推進室 健康づくり課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
②　思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進			
ア　性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進			
「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用 ○ 令和２年度 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」及び「府立学校に対する指示事項」において、積極的な活用及び参考とするよう示した。	―	○ 平成 31 年度 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」及び「府立学校に対する指示事項」において、積極的な活用及び参考とするよう示した。	教育振興室 保健体育課
「性に関する指導」実践者育成事業 ○ 令和２年度は事業休止（新型コロナウイルス感染症のため）	―	①「性に関する指導」実践者育成研修を実施 ＊ 全 4 回開催 [支援研修会を含む] ＊ 小人数を対象としたワーク型研修会 ＊ R01：受講生 27 名 ②「性に関する指導」支援研修を実施 ＊ 大人数を対象とした講義型研修会 ＊ R01：参加者 292 名	教育振興室 保健体育課
「学校保健総合支援事業（健康課題支援事業）」 ○ 令和元年度で事業終了	―	①「性に関する指導」指導者参考資料（冊子）を作成し、全府立学校、大阪市及び堺市を除く市町村立学校（小学校・中学校）、その他関係機関に配付。 ② 課題に応じた「性に関する指導」にかかる研修会を開催。 ＊ 参加者 123 名	教育振興室 保健体育課
保健所における各種事業の実施 再掲【２－（１）－①－ア】	(―)	同左	健康医療総務課
こころの健康相談事業 再掲【１－（１）－④】	(24,136)	同左	保健医療室 地域保健課
女性専用外来の実施 再掲【２－（１）－④】	(―)	同左	保健医療室 保健医療企画課
イ　思春期における保健対策の推進			
食生活改善地域推進事業 再掲【２－（１）－①－ア】	(279)	同左	健康推進室 健康づくり課
食育推進事業 再掲【２－（１）－①－ア】	(2,509)	同左	健康推進室 健康づくり課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
エイズ、性感染症予防対策の推進 ○啓発活動の推進 国や医療機関、各種団体と協力し、エイズ予防週間の実施等、正しい知識の普及・啓発活動を行う。 また、若者向けリーフレットの作成、学校や企業を対象としたエイズ教育支援、男性同性愛者に対する講習会の実施など、対象を絞った効果的な啓発活動を実施する。 ○相談体制の充実 各保健所において、専門的な相談に対応できるよう人材養成に努めるとともに、外国語による外国人電話相談事業を実施する。また、エイズ拠点病院等に対し、エイズ専門相談員派遣事業を実施する。 ○検査体制の整備 早期発見、早期受診の推進と二次感染防止のため、保健所で無料匿名によるHIV検査を実施する。4保健所（茨木・四條畷・藤井寺・泉佐野）においてHIV即日検査とともに希望者には梅毒即日検査を実施し、HIV通常検査5保健所（池田・守口・富田林・和泉・岸和田）においては希望者には梅毒血清反応検査、クラミジア病原体検査を併せて実施する。また、引き続き、検査機会の拡大を図るため、火曜日夜間通常検査及び木曜日・土曜日・日曜日昼間即日検査を外部委託により実施する。HIV検査時に希望者には梅毒血清反応検査、B型肝炎検査（火曜日夜間通常検査及び木曜日・土曜日・日曜日昼間即日検査）を併せて実施する。 ○医療体制の充実 エイズ診療拠点病院等を中心として、患者、感染者の受入れ促進を図るとともに、他の医療機関に対してHIV診療に関する研修を実施し、診療技術の向上を図る。	45,409	○相談件数 保健所・感染症対策課　5,944件 外国人相談　201件 ○相談員派遣件数　20件 ○エイズ検査件数 保健所　2,532件 委託検査　7,386件 ○梅毒検査件数 保健所　2,412件 委託検査　7,232件 ○クラミジア検査件数 保健所　857件 ○B型肝炎検査件数 委託検査　7,258件	保健医療室 医療対策課
③子どもの保健・医療の推進			
小児救急医療支援事業 入院治療が必要な小児の重症救急患者の受け入れ体制(二次救急医療体制)を確保するため、市町村が共同して行う二次医療圏単位での病院輪番制による小児の二次救急医療体制運営事業に対して助成を行う。	158,139	・補助ブロック数：10 ・補助額：139,900千円	保健医療室 医療対策課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
周産期緊急医療体制整備事業 再掲【２－（１）－①－ア】	(162,312)	同左	保健医療室 地域保健課
小児救急電話相談事業 夜間の子どもの急病等に関する保護者の不安を解消するため、看護師、小児科医の支援体制のもと夜間電話相談体制を行う。 相談受付時間：２０時から翌朝８時まで（３６５日）	59,212	相談件数：60,929 件 一日平均：166 件	保健医療室 医療対策課
先天性代謝異常等検査事業 先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療が行えるよう、新生児や乳幼児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施する。	86,533	○先天性代謝異常検査 延べ　44,010 件 ○先天性副腎過形成症検査 延べ　45,940 件 ○先天性甲状腺機能低下症検査 延べ　44,852 件	保健医療室 地域保健課
障がい・難病児等療育支援体制整備事業 身体障がい児・慢性疾患児とその家族等に対して、障がいの受容や適切な医療・療育を確保するために、府保健所において、保健師による訪問指導や相談事業等を実施するとともに、専門医等による相談指導を実施する。 また、地域での総合的な支援体制づくりを推進するため、関係機関との連携会議等を開催する。	14,604	○身体障がい児の専門相談：1012 人 ○慢性疾患児の専門相談：　1818 人 ○身体障がい児・慢性疾患児の患者家族交流会　　：427 人	保健医療室 地域保健課
小児慢性特定疾病医療費助成制度 小児慢性特定疾病に罹患している患者の医療の確立・普及及び患者福祉の向上を図るために医療費の援助や手帳交付を行う。	1,010,750	○承認件数：3,293 件 ○給付件数：41,418 件	保健医療室 地域保健課
自立支援医療費（育成医療）支給事業 身体に障がいのある児童に対し、必要な医療費の給付を行う。 (実施主体：市町村)	37,786	○承認件数：０件 ○給付件数：延べ０件 ※平成 25 年度より市町村へ事務移譲（府は医療費１/４、審査手数料１/２を負担)	保健医療室 地域保健課
結核児童療育給付 結核に罹患し、長期の入院治療を必要とする児童に対し、必要な医療の給付（入院中に必要な日用品・学習用品の支給を含む。）を行う。	277	○申請・交付件数：０件 ○給付件数：延べ　０件	保健医療室 地域保健課
未熟児養育医療給付 入院養育を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 (実施主体：市町村)	154,443	○申請・交付件数：０件 ○給付件数：延べ：０件 ※平成 25 年度より市町村へ事務移譲（府は医療費１/４、審査手数料１/２を負担)	保健医療室 地域保健課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
乳幼児の不慮の事故防止対策事業 乳幼児の不慮の事故(乳幼児揺さぶられ症候群、窒息、転落、溺水、交通事故など)防止を図るため、乳幼児の保護者などへの啓発を行う。	―	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合(1歳半健診)：46.1% 乳幼児揺さぶられ症候群(ＳＢＳ)を知っている親の割合（3～4か月児健診)：98.4% ※母子保健事業実施状況調査より	保健医療室地域保健課
④成人期・高齢期における健康づくりの推進			
こころの健康総合センターの運営 再掲【１－（１）－②－イ】	(39,791)	同左	保健医療室地域保健課
こころの健康相談事業 再掲【１－（１）－④】	(24,136)	同左	保健医療室地域保健課
女性専用外来の実施 地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する大阪急性期・総合医療センターにおいて、女性特有の症状で悩んでいる方が、気軽に受診できるよう予約制で女性医師が診察を行なう「女性専用外来」を実施する。	―	女性専用外来の実施 (完全予約制　第１、２、４水曜日(午後) 延べ患者数　0人	保健医療室保健医療企画課
保健所における各種事業の実施 再掲【２－（１）－①－ア】	(―)	同左	健康医療総務課
大阪府がん対策推進委員会　がん検診部会の運営 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会において、がん検診の推進及び精度管理に係る指導・助言についての審議を行う。	167	がん検診の推進及び精度管理に係る指導・助言についての審議を行った。	健康推進室健康づくり課
組織型検診推進事業業務委託 組織型検診体制を推進するとともにがん検診の技術水準の維持向上を図るために、市町村、検診機関への技術支援及びがん検診精度管理業務について、公益財団法人大阪府保健医療財団大阪がん循環器病予防センターへ委託する。	57,933	府内市町村への訪問等により、組織型検診導入に向けての助言指導を行い、検診機関向けの研修会を開催するなどの支援を行った。 また、各種がん検診の精度管理基礎調査を、精度管理システムを用いて行った。	健康推進室健康づくり課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
総合型地域スポーツクラブ活動促進事業 府内市町村の総合型地域スポーツクラブの活動を促進するため、大阪府スポーツ振興課内で広域スポーツセンター機能を運営し、クラブの創設や運営段階における支援を行う。	―	○府内総合型地域スポーツクラブ数 65	文化・スポーツ室スポーツ振興課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
大規模スポーツイベント開催事業 大阪の都市魅力の発信やにぎわい創出のため大阪マラソンを開催する。	90,000	○大阪マラソン 令和元年12月1日開催	文化・スポーツ室スポーツ振興課
⑤　喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止			
たばこ対策推進事業 たばこは、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患など疾患の主要な原因であることから、府はたばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発、禁煙サポートの推進、受動喫煙防止の推進を3本柱に、実効性のあるたばこ対策を推進し、府民の健康を守る。	288,616	健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策について、リーフレットや啓発ポスターを作成し、市町村、各保健所、関係団体と連携し、配布・掲示するとともに、親しみやすい動画をインターネットで配信するなど、府民等に向け幅広く周知啓発を行った。また、子どもを受動喫煙の悪影響から保護することを目的とした「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」についても、引き続き周知を図った。 加えて、たばこの健康影響の周知啓発、未成年者の喫煙防止教育の推進、さらに府民や事業者に対する禁煙サポートの推進に取り組んだ。	健康推進室健康づくり課
保健所における各種事業の実施 再掲【２－（１）－①－ア】	(―)	同左	健康医療総務課
こころの健康相談事業 再掲【１－（１）－④】	(24,136)	同左	保健医療室地域保健課
覚せい剤等乱用防止対策事業 「大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第五次戦略」に基づき、薬物乱用防止対策を推進する。 特に次世代を担う青少年を薬物乱用から守る目的で、大麻をはじめ乱用薬物の危険性について正しい知識を普及するため、教育委員会等と連携して学校における薬物乱用防止教育を推進する。	4,436	〔薬物乱用防止広報活動〕 ○国際麻薬撲滅デーキャンペーン 日時：R1.7.7 場所：JR天王寺駅 参加者：2,000人 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 期間：R1.6.20～7.19 ○広報強化月間 期間：R1.7.1～7.31 ○麻薬・覚醒剤乱用防止運動 期間：R1.10.1～11.30 ○大麻等違法薬物撲滅キャンペーン 日時：R1.10.6 場所：大阪天保山海遊館前広場 参加者：500人	薬務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
		○講習会の開催 405 カ所　66,572 人啓発キャンペーンの開催 85 カ所　51,221 人 ○ホームページを通じた情報提供	
少年の薬物乱用防止のための諸対策の推進 薬物乱用少年の早期発見・検挙活動を強化するとともに、少年に対する「薬物乱用防止教室」の積極的な開催、薬物乱用防止広報車の活用による広報啓発活動を推進して薬物乱用の未然防止を図る。	-	○少年による薬物乱用事件検挙 （令和元年中） 覚せい剤取締法違反　10 人 大麻取締法違反　92 人 ○犯罪防止教室等の開催 （令和元年度） 中学校　465 校　125,828 人 高校　169 校　61,185 人 その他の学校　74 校　9,164 人	警察本部生活安全部少年課

(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進			
女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 暴力を許さない社会の意識づくりを図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、各種啓発事業を実施する。	189 のうち一部事業	○「女性に対する暴力をなくす」運動期間における啓発活動の実施 ・パープルライトアップ （11 月 12 日～25 日） ドーンセンター 太陽の塔 府立中之島図書館 ピースおおさか キタハマミズム（北浜テラス） 天保山大観覧車 エキスポシティ観覧車 和泉シティプラザ 豊中市立文化芸術センター ・パープルリボンキャンペーン （11 月 12 日） 京橋駅前にて啓発ティッシュ及びミニリーフレットの配布 ・ダブルリボンキャンペーン 市立吹田サッカースタジアムにおいて、児童虐待防止とＤＶ防止の啓発キ	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
		ャンペーンを実施。（10月19日） ・ホームページによる啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間の府・市町村の取組を掲載	
こどものエンパワメント支援指導事例集の活用 子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムを紹介。	―	○「こどもエンパワメント指導事例集」を小･中学校で活用 （平成19年度終了事業）	市町村教育室小中学校課
「教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進 府立学校校長会などを通じ、「教職員向けのＤＶ被害者対応マニュアル」の活用を促進する。	70のうち一部事業	○「教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進 ・府立高等学校長会等でマニュアルの活用を依頼するとともに、教職員向け研修において本マニュアルに沿った研修を１回開催。 ・本マニュアル及び要点をまとめた「概要版」を、希望する学校へ配付。	男女参画・府民協働課
ＤＶ被害者の地域支援者養成講座 ＤＶ被害者の支援に従事する方がＤＶに関する基礎的知識や被害者支援に関する専門的・実践的な知識を習得できるよう「ＤＶ被害者の地域支援者養成講座」を開催する。	―	○基礎講座　３日間 参加者196名 ○ロールプレイ　１日間 参加者30名 ○事例ワーク　１日間　参加者23名 ○ＤＶを巡る社会の動向と変遷、自治体の役割について １日間　参加者48名 ○シンポジウム　１日間　参加者35名	子ども室家庭支援課 男女参画・府民協働課
「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議などを通じ、「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用を促進する。	70のうち一部事業	○「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル」の活用促進 ・医師会、歯科医師会、看護協会等の医療関係団体にマニュアルの活用を依頼するとともに、医療関係者向け研修において本マニュアルに沿った研修を１回開催。 ・本マニュアル及び要点をまとめた「概要版」を、医療関係者へ配付。	男女参画・府民協働課
性犯罪被害防止のための啓発事業 再掲【２－（２）－②】	(―)	同左	府警本部刑事部捜査第一課 生活安全部府民安全

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
			対策課
女性に対する暴力対策事業(大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営) 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施することを目的に府関係機関等の連携強化を図る。	189 のうち一部事業	○庁内関係部局１５課６所で構成 ・実務担当者会議の開催：１回	男女参画・府民協働課
大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。	189 のうち一部事業	○行政、関係団体、ＮＰＯ等被害者支援団体　１９団体で構成 ・研修会の開催：１回	男女参画・府民協働課
大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進する。	―	○大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の開催 ・「市町村男女共同参画行政所管課長会議」と同時開催：１回（書面開催）	男女参画・府民協働課
女性のための相談事業 再掲【３－（２）－③－イ】	(19,196) のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課
女性相談センターにおける相談事業 様々な悩みを持つ女性のために相談事業を実施する。 ○大阪府女性相談センター ・電話、面接相談：９：００～２０：００(祝・年末年始休み) ・DV 電話相談は年中 24 時間 ・緊急一時保護は年中 24 時間	85,536	総相談件数：　9,466 件 電話：　9,140 件 来所：　235 件 その他：　91 件	子ども室家庭支援課
配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 配偶者からの暴力に悩む女性のために大阪府女性相談センター、府内６か所の子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、それぞれの施設の機能を活かした府民に身近な専門相談を行う。 ○大阪府女性相談センター ・電話、面接相談：９：00～20：00　(祝・年末年始休み) ・DV 電話相談は年中 24 時間 ・緊急一時保護は年中 24 時間	16,846	○相談件数：　3,564 件 （うち男性　92 件） ※内閣府報告件数	子ども室家庭支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
○各子ども家庭センター (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) ・電話、面接相談：月～金　９：００～１７：４５ (土・日・祝・年末年始休み)			
市町村ブロック会議の開催 再掲【２－（２）－②－ア】	(19,196) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
市町村相談員等を対象とした研修会の開催 再掲【２－（２）－②－ア】	(19,196) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
②　女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進			
ア　配偶者等からの暴力（ＤＶ）への対策の推進			
「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」の推進 平成29年3月に策定した「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」に基づく諸施策を推進する。	―	平成29年3月に策定した「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」に基づく諸施策を推進した。	男女参画・府民働課
女性相談センターにおける相談事業 再掲【２－（２）－①】	(85,536)	同左	子ども室家庭支援課
配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 再掲【２－（２）－①】	(16,846)	同左	子ども室家庭支援課
市町村ブロック会議の開催 府内を７つの地域に分割し、相談対応力向上を図るため、困難事例への対応検討及び具体的な助言など市町村相談員及び相談事業関係者を対象とした会議を福祉部と連携して実施する。	19,196の一部	○市町村ブロック会議開催：７回	男女参画・府民協働課
市町村相談員等を対象とした研修会の開催 市町村相談員等を対象とした研修会（１回）及びスキルアップ研修（２回）を実施する。	19,196の一部	○研修会の開催 ・全体研修：１回 ・スキルアップ研修：２回	男女参画・府民協働課
配偶者からの暴力被害世帯の入居 配偶者からの暴力被害の証明を公的機関から受けた場合は、府営住宅総合募集の福祉世帯向け募集住宅について、「母子世帯に準じる状況にある世帯又は単身者世帯」として申し込み可能とする。	―	入居件数：32件	住宅経営室経営管理課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
府営住宅を活用したＤＶ被害者向け一時使用住戸の提供 府営住宅を活用し、配偶者からの暴力被害者が一時使用するための住戸の提供を行う。	―	使用実績：0件	住宅経営室 経営管理課
大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 再掲【２－（２）－①】	(189)の一部事業	同左	男女参画・府民協働課
大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 再掲【２－（２）－①】	(―)	同左	男女参画・府民協働課
女性のカウンセラーを活用した心のケア体制の整備 配偶者からの暴力等による被害女性を支援するため、被害者を支援・保護しているＮＰＯ団体等へ女性カウンセラーを派遣する等、心のケアによる自立支援体制を整備する。	19,196の一部	○女性カウンセラー派遣実績：39回	男女参画・府民協働課
配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業の実施 配偶者暴力防止法第３条に基づく被害者の一時保護を府内の社会福祉施設等に委託して実施する。	(56,734)	配偶者からの暴力被害者一時保護（337件）のうち委託件数　276件	子ども室 家庭支援課
一時保護事業の実施 夫の暴力などで保護を必要とする女性のために女性相談センター等において一時保護事業を行う。	(7,403)	一時保護件数　429件 （うち、配偶者暴力防止法第３条に基づく一時保護件数　337件）	子ども室 家庭支援課
一時保護所(女性相談センター)への心理療法担当職員の配置 精神的に非常に不安定な状況にあるＤＶ被害者の心のケアを行うため、非常勤の心理療法担当職員を配置する。	3,430		子ども室 家庭支援課
ＤＶ被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業 配偶者からの暴力被害者向け一時使用のための府営住宅の住戸の提供(平成17年度実施)を受けて、生活用品の貸与を行い、被害者の円滑な自立をバックアップする。	―	○利用実績0件	子ども室 家庭支援課
配偶者暴力相談支援センター設置事業 女性相談センター等、府内７か所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者の保護等を図る。また、市町村配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけを行う。	102,382	○相談件数：　3,564件 （うち男性　92件） ※内閣府報告件数 ○市町村配偶者暴力相談支援センター6箇所（年度末）	子ども室 家庭支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
府立女性自立支援センター運営事業 大阪府立女性自立支援センター（大阪府立あゆみ寮、大阪府立のぞみ寮）を従来の婦人保護施設の機能に加え、妊産婦や乳幼児を連れた女性を対象とするなど、新たなニーズに対応できる施設として、その適正な運営を図るとともに、施設退所者のアフターケア事業を実施する。	194,595	新規入所者140名 （要保護女子等） 同伴児等111名	子ども室 家庭支援課
一時保護等都道府県域を超えた広域的対応のための連携 全国知事会でとりまとめられた申し合わせにより被害者の保護に努める。	―	同左	子ども室家庭支援課
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者の意思を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。	―	被害者等の安全確保を最優先とした適切な措置を講じた。 ○令和元年中の相談件数： 10,070件（うち男性2,941件）	警察本部 生活安全部 生活安全総務課
デートＤＶ予防啓発 若年者がデートＤＶの被害者・加害者とならないよう、予防啓発ＤＶＤ・指導用手引きの活用を促進するとともに、高校生を対象に作成したリーフレットを活用し、デートＤＶの予防啓発に努める。	345	○デートDV予防啓発 ・予防啓発ＤＶＤ・指導用手引きの活用やデートＤＶ防止啓発リーフレット等について、府立高等学校長会等で効果的な活用を働きかけるとともに、電子データをホームページに掲載し、積極的な活用に資するよう努めた。 ・教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル【概要版】のデートＤＶ編を、希望する学校へ配付した。 ・教職員向け研修を実施した。	男女参画・府民協働課
市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の運営 配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が推進されるよう必要な助言や情報提供を行うとともに、被害者の支援が円滑に実施されるよう、府と市町村間や市町村相互の連携を深める。	―	○市町村ブロック会議開催：７回 （女性相談センターのブロック会議、相談委託事業と同時開催）	男女参画・府民協働課 子ども室 家庭支援課
女性弁護士による法律相談の実施 ＤＶ被害、性暴力被害に悩む女性を支援するため、女性弁護士による、法律問題に関する面接相談を実施する。	19,196の一部	○女性弁護士による法律相談 相談件数：38件	男女参画・府民協働課
イ　性犯罪への対策の推進			

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
性犯罪捜査の推進 凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図る。	○性犯罪被害者採証用 1,073 ○性犯罪被害者支援資器材(ダミー人形等) 163	令和元年中の検挙件数： ○ 強制性交等　116件 ○ 強制わいせつ　450件	警察本部 刑事部 捜査第一課
列車内等における性犯罪捜査の推進 列車内等における痴漢、盗撮等の女性を狙った性犯罪等に的確に対応する。	―	被害相談に基づき、被害者に同行して列車に乗車し、犯行を現認して現行犯逮捕する「同行警戒」や、隊員が被疑者を発見し、行動確認を実施して、犯行を現認して現行犯逮捕する「警乗強化」及び隊員が犯行が敢行される可能性が高い路線において、警戒を実施して性犯罪捜査の検挙活動を推進した。	警察本部 地域部 鉄道警察隊
インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取組みの推進 インターネットに起因する福祉犯被害は増加傾向にあり、また、インターネット上には、少年に有害な情報が多く流通している状況にあることから、インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを強化するとともに、少年を有害情報から守るため携帯電話・スマートフォンに係るフィルタリングの普及、保護者、関係事業者に対する啓発活動等を推進する。	―	関係機関等と連携し、児童及び保護者に対して、インターネットの適切な利用やフィルタリングの必要性について広報啓発活動を実施した。 児童によるインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して児童・保護者に注意・指導を実施した。	警察本部 生活安全部 少年課
大阪府迷惑防止条例の適切な運用 第６条違反（卑わいな行為の禁止）を適切に運用し、卑わいな言動への厳正な対処を図る。	―	○令和元年中の検挙状況 667件　609人	警察本部生活安全部府民安全対策課
性犯罪被害者に係る初診料等の支出 性犯罪被害者の経済的負担を軽減し、事件の潜在化防止及び捜査への理解と協力を得る。	5,260	○支出件数：225件	警察本部 総務部 府民応接センター

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
「性犯罪被害１１０番」による被害相談事業 被害申告に伴う精神的負担を緩和・軽減するため、性犯罪被害の相談電話に警察官が対応し、内容によっては面接相談も実施する。 また、事件化や警察における対応が困難な相談案件についても、相談者の意向や希望に寄り添った上で、適切な支援・相談方法について教示する。	一般加入回線料補助対象分　税込額総額172,002 うち一部67	※令和元年中の相談件数　857件 性犯罪相談窓口「ウーマンライン」を「性犯罪被害１１０番」と名称を変更 午前９時から午後８時までとなっていた相談可能時間を２４時間に変更 電話番号を変更し、フリーダイヤルとした。	警察本部 刑事部 捜査第一課
交番における女性相談事業 女性の性犯罪等の被害に対する不安感を軽減・解消するため、女性警察官を配置している交番において、電話・来訪による女性からの相談に女性警察官が対応する。 (日時・場所は、最寄りの警察署に問い合わせ)	―	○令和元年中の相談件数：1,119件	警察本部 地域部 地域総務課
「列車内ちかん被害相談」相談所による被害相談事業 列車内等における痴漢等の被害相談に、女性警察官が対応するとともに、「列車内ちかん被害相談電話・ＦＡＸ」を設置し、24時間相談を受理する。	―	○令和元年中の相談件数：585件	警察本部 地域部 鉄道警察隊
性犯罪被害者支援等における協力体制強化の推進 大阪府や支援団体、産婦人科医等、関係各団体の連携を図ることで、性犯罪被害者に対する二次被害の防止、適時適切な各種支援及び適正な性犯罪捜査に関する協力体制を強化する。	―	阪南中央病院SACHICO他、府下10病院及び大阪府青少年・地域安全室及び捜査第一課性犯罪指導係が参加し、「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」を開催した。	警察本部刑事部捜査第一課 警察本部総務部府民応接センター
被害少年支援活動の推進 被害少年の精神的なダメージを軽減するため、関係機関の紹介、再被害を防止するための助言又は指導その他の当該少年の保護を図るための必要な支援を行う。	―	公認心理師、臨床心理士を補導職員として配置し、被害少年の支援に当たっている。	警察本部 生活安全部 少年課
被害者カウンセリング制度の実施 カウンセリング専門機関と連携して、性犯罪被害者の精神的被害の軽減を図るため、専門カウンセラーの派遣や、専門機関におけるカウンセリングを実施する。	710	○カウンセリングを受けた延べ人数62人	警察本部 総務部 府民応接センター

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
指定女性捜査員制度の運用 性犯罪被害者の被害申告に伴う精神的負担を軽減し、二次被害を防止するため、本部及び警察署の女性警察官を予め指定し~~て~~、教養を受けさせ知見を深めた上で被害者からの事情聴取等の任務に当たらせる指定女性捜査員を運用する。	―	令和元年中の運用件数：1,198 件	警察本部刑事部刑事総務課 警察本部刑事部捜査第一課
女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 再掲【２－（２）－①】	(189) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
性犯罪被害防止等のための啓発事業 性犯罪被害を防止し、警察への被害の相談や申告のハードルを下げて申出を促す~~する~~ための各種広報啓発及び情報発信を実施する。	―	府警ホームページに「はい、性犯罪被害１１０番です！」というコーナーを設け、被害に遭った際の対応要領、性犯罪被害相談窓口の案内、また「ガールズトーク」コーナーでは性犯罪に関する情報を定期的に発信した。 府内 75 大学で構成する「防犯キャンパスネットワーク大阪（H25.9.30 発足）」への性犯罪情報の提供により、情報の共有化を図りながら、女子学生の自主防犯行動の促進を図った。また、安まちメール、府警ホームページを活用し、犯罪の発生状況、防犯対策等の情報提供を行い、府民の防犯意識の高揚を図るとともに、教育委員会を通じて、小中学生に対する性犯罪被害防止のための広報啓発を実施した。	警察本部刑事部捜査第一課 警察本部生活安全部府民安全対策課
列車内ちかん追放キャンペーン等の推進 大阪府鉄道警察連絡協議会加盟の鉄道事業者等と連携して駅頭における列車内ちかん追放キャンペーンの実施や駅・列車内での啓発用ポスターの掲示、車内アナウンスにより、痴漢追放の機運を高める。	―	令和元年中のちかん追放キャンペーン等の実施回数 ：45 ヶ所 70 回	警察本部地域部鉄道警察隊
サイバー犯罪に対する犯罪被害防止のための講話活動の推進 サイバー空間において、被害やトラブルに遭わないための講話を実施する。	―	○サイバー犯罪による被害を防止するための講話活動 （令和元年中） 実施回数：20 回 聴講人員：3,830 人	警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
ウ　買売春・人身取引への対策の推進			
女性相談センターにおける相談事業 再掲【２－（２）－①】	(85,536)	同左	子ども室家庭支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
福祉犯被害防止のための広報啓発活動の推進 犯罪防止教室、犯罪被害防止教室を通じて、児童買春等福祉犯被害防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行う。	―	○令和元年度の犯罪防止教室等の開催学校数（延べ）及び参加人数 小学校　1,888校　156,064人 中学校　465校　125,828人 高校　169校　61,185人 その他の学校　74校　9,164人	警察本部 生活安全部 少年課
児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進 再掲【２－（３）－③－ウ】	(―)	同左	警察本部 生活安全部 少年課
売春事犯及び人身取引事犯の取締り 売春事犯及び人身取引事犯に対する取締りを推進する。	―	同左	警察本部 生活安全部 保安課
女性相談センターにおける適切な保護 売春経歴を有し保護を必要とする女性や人身取引被害のため保護を必要とする女性のため、女性相談センターにおいて適切な一時保護を実施する。	―	○一時保護件数：429件	子ども室 家庭支援課
エ　ストーカー行為等への対策の推進			
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適切な運用 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、被害者の意思を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。	―	事案に応じて危険性、切迫性を検討した上、ストーカー規制法に基づく、警告及び禁止命令等を積極的に講じた。 ○令和元年中の相談件数： 1,050件（うち男性127件） ○令和元年中の警告： 170件（うち女性20件） ○令和元年中の禁止命令等： 78件（うち女性8件）	警察本部 生活安全部 生活安全 総務課
ストーカー110番相談事業 ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が相談に応じる。(24時間対応)	―	ストーカー相談に対し、24時間体制で女性警察官等が親身になって電話対応し、受理した相談事案は確実に管轄警察署に引き継ぐ等、適切な措置を講じた。	警察本部 生活安全部 生活安全 総務課
「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の適切な運用 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に基づき、被害者の意思を踏まえ、反復したつきまとい等に対し適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。	―	ストーカー事案と同様に事案の危険性、切迫性を判断し、被害者保護を最優先とした適切な措置を講じた。 ○令和元年中の相談件数： 312件（うち男性59件）	警察本部 生活安全部 生活安全 総務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
オ　セクシュアルハラスメント防止対策の推進			
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	―	「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の配布	雇用推進室 労働環境課
特別労働相談会&セミナーの実施 ハラスメントのない良好な職場づくりを支援するため、相談会と労働環境を取り巻く重要な課題に関するセミナーを実施する。	―	○相談件数119件(セクハラ以外のハラスメントを含む) ○セミナー　実施回数1回、23人受講	雇用推進室 労働環境課
労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣 労働相談事例を踏まえ、労働契約、労働条件などの労働法の基本理解や、職場のハラスメント（セクハラ、パワハラ）防止などを図る研修に講師を派遣する。	―	13回(受講者 310人) (セクハラ以外の内容を含む)	雇用推進室 労働環境課
各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
労働相談の実施 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
個別労使紛争解決支援制度の実施 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底 再掲【１－（３）－②イ】	(―)	同左	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 市町村教育室小中学校課
職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応 再掲【１－（３）－②－イ】	(―)	同左	人事局企画 厚生課 人事局人事課 教育振興室 高等学校課 教職員室教職員人事課
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(3,425) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課

(3)様々な困難を抱える人々への支援

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①　困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化			
総合相談事業交付金 住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、市町村に対して交付金を交付する。	262,900	相談件数：４３５０４件	人権局 人権擁護課
医療安全支援センター運営事業（外国人医療相談事業）　再掲【２－（３）－⑥】	(212)	同左	保健医療室 保健医療企画課
市町村における地域就労支援事業の実施 働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないひとり親家庭の親等の就職困難者を支援。	272	○府内市町村（61 地域就労支援センターを開設）で実施。 ○相談者　5,853 人 （内訳） 男性　2,779 人 女性　3,074 人(うちひとり親家庭の親 281 人） ○就労者数　1,627 人 （内訳） 男性　764 人 女性　863 人（うちひとり親家庭の親 55 人）	雇用推進室 就業促進課
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 再掲【２－（３）－③－イ】	(―)	同左	都市居住課
スクールソーシャルワーカー等活用事業 学校と福祉をつなぐ専門家としてスクールソーシャルワーカーを府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。	74,368	○のべ相談件数：26,577 件	市町村教育室小中学校課
女性のための相談事業 再掲【２－（３）－②】　→　P78 参照	(19,196) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
②　ひとり親家庭や障がい児への支援			
母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対して、職業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。	4,452 （R2.6.14 まで）	求職相談者数：512 人 就職者数：65 人 就業支援講習会 受講者数：109 人	子ども室 子育て支援課
母子・父子家庭自立支援給付金事業 よりよい就業に向けた能力の開発、資格取得など母	31,880	・自立支援教育訓練給付金：1 人 ・高等職業訓練促進給付金：15 人	子ども室 子育て支援

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
子家庭等の就労のための給付金制度を実施する（福祉事務所未設置町村所管区域の子ども家庭センター）。		・高等職業訓練修了支援給付金：6 人	課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける。	428,224	貸付件数：559 件	子ども室 家庭支援課
母子福祉小口資金の貸付 経済的に困窮する母子家庭及び寡婦に対して、大阪府母子寡婦福祉連合会を通じ、緊急な場合に小口資金を貸し付け、自立を支援する。	―	新規貸付件数：0 件	子ども室 子育て支援課
母子生活支援施設の指導 生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分にできない母子家庭に対し自立援助や子育て支援を行う母子生活支援施設に対する指導を行うとともに、措置費等を負担する。（民間１か所）	―	同左	子ども室 家庭支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭の母及び父子家庭の父等が自立するための就学や疾病などにより一時的に介護・保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。	200 （R2.6.14 まで）	家庭生活支援員派遣：　27 回	子ども室 子育て支援課
児童扶養手当の支給 母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。	574,568	○受給者数：1,040 人 ○全部支給停止者：200 人	子ども室 家庭支援課
ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う(実施主体：市町村)。 ○ひとり親家庭の１８歳に達した年度の末日までの子とその子を監護する父又は母、または、その子を養育する養育者の入院・入院外に対して補助を行う。(ただし、児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用) ○一部自己負担額 １医療機関あたり入院・入院外各 500 円以内／日（月２日限度）　※１ヶ月あたり自己負担限度額 2,500 円	3,143,920	対象者数：178,401 人	子ども室 子育て支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
子ども家庭センターにおける相談・支援 市及び福祉事務所設置の町において母子・父子自立支援員を配置。福祉事務所未設置の８町１村については、そのエリアを所管する府の子ども家庭センターに配置された母子自立支援員が相談・就労支援等に対応するとともに、市町の母子・父子自立支援員のスーパーバイザーとして支援を行う。	―	相談件数：　249 件	子ども室 子育て支援課
母子父子福祉推進委員の選任 地域に大阪府母子・父子福祉推進委員を配置し、母子家庭の母等に対する相談や関係機関との連絡調整等を行う。	―	母子父子福祉推進委員配置数： 238 名	子ども室 子育て支援課
ひとり親家庭等生活向上事業 児童の養育や健康面の不安など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸課題の解決や親と の離死別で不安定な児童の精神的安定を図るため、地域での生活や自立について総合的な支援を行う。	2,266	生活支援講習会等事業 参加人数：330 人 土日・夜間電話相談件数：82 件	子ども室 子育て支援課
(新)府立母子・父子福祉センター運営事業 ひとり親家庭や寡婦の方等を対象に、生活・離婚前後・法律・面会交流・養育費等の各種相談、ヘルパー派遣、就職やキャリアアップに向けた支援等を実施する。	19,893	―	子育て支援課
職業能力開発の支援体制の充実 母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により、職業訓練を受講する場合に、その期間の生活の安定等に資するため訓練手当を支給する。	40,852	支給人数：3 人 (母子家庭の母の実績)	雇用推進室 人材育成課
市町村における地域就労支援事業の実施 再掲【２－（３）－①】	(―)	同左	雇用推進室 就業促進課
女性のための相談事業 再掲【２－（３）－②】	(19,196) のうち 一部事業	同左	男女参画・ 府民協働課
重度障がい者医療費助成事業 重度の障がい者（児）の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体：市町村) ○１～２級の身体障がい者手帳所持者（児） ○重度の知的障がい者（児） ○精神障がい者保健福祉手帳１級所持者（児） ○特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持	10,769,427	対象者数：149,804 人	障がい福祉室地域生活支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
者（児）で障がい年金（または特別児童扶養手当）１級該当者（児） ○中度の知的障がい者（児）で身体障がい者手帳所持者 ただし、障がい基礎年金（全額支給停止）の所得制限を準用 ○一部自己負担額 一つの医療機関等あたり入院・入院外各 500 円以内／日※１カ月あたり自己負担限度額 3,000 円			
特別児童扶養手当の支給 精神又は身体に障がいを有する児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。	25,935	○受給者数：13,187 人 ○全部支給停止者：1,367 人	子ども室家庭支援課
障がい児(者)の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスの利用に対し支給される、障害福祉サービス費の 100 分の 25 を負担する。	1,327,272（障がい者等を含む）	実施市町村数：４３市町村	障がい福祉室障がい福祉 企画課 障がい福祉室生活基盤推進課
障がい児等療育支援事業 在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、療育指導及び相談の技術向上を目的に、障がい児(者)の療育等を行う事業者に対して機関支援を行っている。	11,169	実施団体数：2 団体 人材育成、専門療育相談（研修）件数： 4 ヵ所　4 回 機関支援（障がい児等療育相談等支援）件数： 15 ヶ所　17 回 機関支援（重症心身障がい児支援）： 全体研修、事例検討会、専門相談会件数： 6 回 難聴児支援　59 ヵ所　90 回	障がい福祉室地域生活支援課
補装具費の支給 身体障がい児の喪失した身体的機能を補填するため、補装具費の支給（交付、修理及び借受け）を行う。(実施主体：市町村)	464,937（障がい者等を含む）	実施市町村数：４３市町村	障がい福祉室障がい福祉 企画課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
			障がい福祉室地域生活支援課
日常生活用具給付等事業(障がい者地域生活支援事業) 重度障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具を給付又は貸与する。(実施主体：市町村)	―	実施市町村数：４３市町村	障がい福祉室障がい福祉 企画課 障がい福祉室地域生活支援課
重度障がい者訪問看護利用料助成事業 平成２９年度で事業終了 重度障がい児等が訪問看護ステーションを利用する際、その費用を助成する市町村に対して補助を行う。(実施主体：市町村)	―	―	障がい福祉室地域生活支援課
障がい児に対する各種手当の支給 ①障がい児福祉手当 重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時の介護を要する在宅の２０歳未満の者に対し、手当を支給する。 (実施主体：大阪府、福祉事務所を有する市町) ②重度障害者在宅介護支援給付金 （重度障がい者在宅生活応援制度） 障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する方々への在宅生活の推進とさらなる応援を目的として、重度障がい者と同居している介護者へ給付金を支給する。 (実施主体：大阪府)	① 12,420 ② 418,040	①令和元年度実績額 12,493 千円 ②令和元年度実績額 404,532 千円	障がい福祉室地域生活支援課
居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスの利用に対し支給される、障害福祉サービス費の100分の25を負担する。	(13,964,936) のうち一部事業 （障がい者等を含む）	実施市町村数：４３市町村	障がい福祉室障がい福祉 企画課 障がい福祉室生活基盤推進課
視覚障がい幼児療育指導事業	1,196	○通所：　19名 ○研修：　11回 ○電話等相談：　7件	(～R1) 子ども室家庭支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
就学前の視覚障がい幼児に対し、通所等により適切な療育を実施するとともに保護者に対して生活上の指導・助言、研修を行う。 (大阪府視覚障害者福祉協会へ委託)			育成G (R2～) 自立支援課
障がい児福祉施設等への運営補助 障がい児施設の課題に対応し、利用者支援の向上を図るための経費を施設に対して助成する。	203,329	①大阪府民間障がい児施設利用者等サービス向上支援事業 １法人１施設 ②医療型障がい児入所施設特別介護加算事業 8 法人 9 施設	障がい福祉室地域生活支援課
障がい児支援事業者・施設等への支援 児童福祉法の規定により、障がい児入所施設及び障がい児通所施設等において、児童が心身ともに育成されるように支援する。	12,444,799	障がい児入所措置：21 法人 24 施設 障がい児入所支援（契約）：25 法人 38 施設 障がい児通所支援：43 市町村	障がい福祉室地域生活支援課
私立幼稚園等特別支援教育助成 私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させている幼稚園に対し、助成を行う。	1,071,728	助成対象　：207 園	私学課
障がいのある生徒の高校生活支援事業 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がい等の状況に応じ、学習支援員、介助員を配置する私立高校等に対し、助成を行う。	1,398	助成件数：４件　688 千円	私学課
府立支援学校福祉医療関係人材の活用事業 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を特別非常勤講師として、府立支援学校へ必要に応じて派遣し、姿勢保持や移動、作業学習や日常生活動作、摂食や発音・発声・ことばの獲得等、医学的な側面からの指導・助言を行う。個別の教育支援計画や個別の指導計画との関連を図り、自立活動等における個に応じた指導に活かす。	7,445	○理学療法士：27 校　(365h/年) ○作業療法士：32 校　(449h/年) ○言語聴覚士：32 校　(452h/年) ○臨床心理士：38 校　(962h/年)	教育振興室支援教育課
③子育て世帯への支援			
ア　子育て費用の負担軽減			
私立高等学校・専修学校高等課程の授業料無償化制度 大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希	14,156,270	【私立高等学校等】 64,657 人　19,244,536 千円 【専修学校高等課程】 3,229 人　887,421 千円	私学課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
望や能力に応じて、自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育力の向上を図る。			
私立高等学校・専修学校等の授業料減免助成 保護者等の失職・倒産・疾病などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒等の修学を保障する。	6,407	【私立高等学校等】 11 人　3,630 千円	私学課
大阪府育英会奨学金制度 教育の機会均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により、修学困難な生徒等に対し、（公財）大阪府育英会を通じて奨学金（奨学資金及び入学時増額奨学資金）の無利子貸付を行う。	632,611	・奨学金資金貸付　21,223 人 ・入学時増額奨学資金貸付　5,005 人	私学課
私立中学校等修学支援実証事業 年収 400 万円未満の世帯に属する私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、実態把握のための調査を行う。	120,800	802 人　80,200 千円	私学課
国公私立高等学校等奨学のための給付金制度 国公立高等学校や私立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者等に奨学のための給付金を支給することにより、授業料以外の教育費の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【国公立】 2,366,962 【私学】 1,731,050	【私立高等学校等】 13,751 人　1,300,305 千円 【専修学校高等課程】 1,225 人　113,601 千円	施設財務課 私学課
公私立高等学校等就学支援金制度 親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を国が代わって負担することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【国公立】 12,365,614 【私学】 23,767,032	【私立高等学校等】 99,786 人　14,455,058 千円 【専修学校高等課程】 4,663 人　816,731 千円	施設財務課 私学課
乳幼児医療費助成事業 乳幼児の医療費について市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体：市町村) ○0～6 歳の就学前児童(ただし、3 人世帯 3,190 千円、4 人世帯 3,570 千円等の所得制限) ○一部自己負担額 １医療機関あたり入院・入院外各 500 円以内／日(月 2 日限度)※1 ヶ月あたり自己負担限度額 2,500 円	2,690,262	対象者数：191,272 人	子ども室 子育て支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
児童手当の支給　（旧　子ども手当） 児童手当法に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、子ども（中学校修了前まで）を養育している人に手当を支給する。 （実施主体：市町村）	20,142,163	受給対象児童数 1,052,178 人	子ども室 家庭支援課
新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業 再掲【２－（３）－③－イ】	(―)	同左	都市居住課
イ　女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり			
福祉のまちづくりの推進 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアﾌﾘｰ法）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者、や妊婦をはじめとするすべての人が自由に移動し、社会参加できる福祉のまちづくりを推進する。	7,088	○都市施設の整備の促進 新設設置の事前協議件数 257 件	建築指導室 建築企画課
既存府営中層住宅へのエレベーター設置 既存府営中層住宅における高齢者などの昇降困難者の利便性・安全性の向上を図るため、エレベーターの設置されていない中層耐火住宅にエレベーターを設置する。	10,154,628	中層エレベーター設置基数：107 基	住宅経営室 施設保全課
府営住宅の団地内バリアフリー化 団地内の屋外主要道路及び住棟周りの段差について、スロープや屋外手すりを設置する。	2,633	設置団地数：0 団地	住宅経営室 施設保全課
歩車道分離柵設置事業 府内一円において、歩車道分離柵の設置等を行うことにより、歩行者の交通安全に努める。 令和２年度より（新）子供の移動経路等における交通安全対策へ統合	―	歩車道分離柵を設置し、歩行者が安全に利用できる歩行空間の整備に努めた。 （主）（旧）大阪中央環状線外　3.6km	交通道路室 道路環境課
(新)子供の移動経路等における交通安全対策 府管理道路の子供の移動経路等において、歩行空間整備等を行うことにより、歩行者の交通安全に努める。	3,291,585	府管理道路のうち、交安法指定通学路における歩行空間整備延長(R 元年度) 1km	交通道路室 道路環境課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
園路（生活路）の安全性の確保 府営公園において、普段から生活路、通学路として利用されている園路と、駐車場などの照度及び見通しを確保し、安全性の向上に努める。	―	服部緑地等において、見通し確保のための樹木管理を行った	都市計画室 公園課
府営公園新ハートフル事業の推進 再掲【２－（３）－⑤】	(―)	同左	都市計画室 公園課
まちまるごと耐震化支援事業 再掲【３－（３）－①－ア】	(―)	同左	建築防災課
既存集会所整備（ふれあいリビングの推進） 府営住宅において、良好な団地コミュニティの形成によって自治会活動の活性化を図るため、団地内維持管理活動、サークル活動等を実施する既存集会所の改修等を行う。	25,638	改修等実施団地：3団地	住宅経営室 施設保全課
府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」の実施 申込者本人及び配偶者が婚姻後１年以内等の世帯及び、同居している小学生以下の子どもを含む親子を中心とした世帯等を対象に、新婚・子育て世帯向け募集を行う。	―	新婚・子育て世帯向け 募集住宅 供給戸数　：1,594戸	住宅経営室 経営管理課
府営住宅の「親子近居向け募集」の実施 募集している府営住宅の近く（府が指定する地域内）に、親世帯又は子世帯が１年以上住んでいる、当該府営住宅への入居希望者を対象に、親子近居向け募集を行う。	―	親子近居向け募集住宅 供給戸数　：54戸	住宅経営室 経営管理課
府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用 府営住宅の全募集戸数の約６割を別枠で高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、単身者世帯などを対象に福祉世帯向け募集を行う。	―	福祉世帯向け募集住宅 供給戸数　：2,258戸	住宅経営室 経営管理課
府住宅供給公社住宅における新婚・子育て世帯等を対象とした「優先申込期間制度」の実施 婚姻１年以内で、かつ、年齢が共に50歳未満の夫婦がいる世帯等を対象に、対象団地を募集開始から７日間、優先的に申込みできる制度を実施する。	―	住戸募集戸数：138戸 （内、申し込み：39件）	都市居住課
府営住宅における社会福祉施設などの導入 建替事業により生み出された用地等において、子育て支援のための施設等の導入など、地域の福祉ニーズに対応した活用が図れるよう、市町村と連携した取り組みを行う。	―	用地の売却：０団地	住宅経営室 施設保全課
新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業	78,420	申込戸数26戸	都市居住課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
新婚世帯及び子育て世帯の良好な賃貸住宅への入居を支援するため、新婚世帯及び子育て世帯の家賃減額の補助を行う。 300 戸予定　（大阪市、堺市を除く。）			
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 民間の賃貸住宅に入居を希望している高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯及び子育て世帯等の事業対象者が安心して住宅を探すことができるよう、入居を拒まない賃貸住宅、不動産の協力店及び制度に賛同いただける居住支援法人及び居住支援団体を大阪府が登録し、インタ-ネットを通じて事業対象者へ情報提供する。	―	住宅ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ法に基づく登録：11,802 戸 協力店：636 店舗 居住支援団体：7 団体 居住支援法人：52 法人	都市居住課
インターネットを利用した子育てに役立つ情報提供（大阪府婚活子育て応援サイトふぁみなび） これから結婚を考えている方や、妊娠・子育て中の方をサポートするため、行政や団体の情報や支援制度、取り組み等について情報提供する。	―	同左	子ども室 子育て支援課
広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」） 再掲【１－（１）－②－イ】	(8,699)	同左	子ども室 子育て支援課
ウ　児童虐待等への対応、子どもの安全安心の確保			
子ども家庭センターの運営 子どもに関する問題について、家庭等からの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、不適切な養育環境等から保護が必要な児童を施設に入所措置することにより、児童の権利擁護、健全育成を図る。	323,834	相談受付件数：33,121 件	子ども室 家庭支援課
大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業 市町村調整担当者及び市町村児童家庭相談担当者を対象に研修を実施することにより、より実践的な知識及び援助技術を習得することで府民への相談援助の充実を図る。	6,123 (1,905)	研修開催数　12 回　23 講座	子ども室 家庭支援課
（新）いじめ虐待等対応支援体制構築事業 緊急支援チーム 学校・市町村のみでは対応が困難な事象に対し、専門家等からなる支援チームを派遣し、問題解決の支援を行う。	276,674	○「緊急支援チーム」派遣 17 回	市町村教育室小中学校課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
児童虐待発生予防対策事業 １．望まない妊娠等の悩みに対応した相談窓口である「にんしんSOS」を充実して、関係機関と連携した支援を行うとともに、妊婦健康診査の受診勧奨を行う。 ２．養育支援を必要とする家庭への適切な支援が行えるように、府保健所による市町村の人材育成の支援を行う。 ３．府保健所及び市町村保健師を対象に、児童虐待についての基本的知識や、ハイリスク児に関する児童虐待発生予防及び対応について理解するとともに、組織対応等、専門性の向上を図るための研修会を実施する。 ４．医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業（R2新規事業） 医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待を疑わせる児童の受診も多いことから、平成29年度より救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化し、平成30年度より運用を開始している。これにより整備できた院内体制を、各医療機関が点検・改善し、より実効性の高い児童虐待防止体制を地域医療全体で整備することを目的とする。	9,107	1　にんしんSOS ○相談件数　1,555人 ○述べ相談件 4,577人 2　人材育成支援 ○実施回数 9保健所10回 3　研修会 ①母子保健活動における児童虐待発生予防研修：2回 ②慢性疾患児等ハイリスク児童の理解と虐待発生予防：2回 ③スキルアップ研修会：1回 ○参加（実） ①67人　②51人　③60人 4　医療ネットワーク事業 ○相談・助言：19件 研修：4回延べ335人受講 連絡会：24回延べ986人参加	保健医療室 地域保健課
児童虐待防止対策のための広報啓発事業 児童虐待等の通告先の通知や児童虐待に対する意識啓発など児童虐待防止対策を強化するための広報啓発を行う。	6,030	児童虐待防止に関するキャンペーンの実施。	子ども室 家庭支援課
児童虐待再発防止支援事業 子ども家庭センターのカウンセリング機能の強化を図るため、精神科医による子ども家庭センター職員への研修を行う。また、死亡事例等重大事案の検証や子ども家庭センターの業務の点検、助言を行う。	―	子ども家庭センター職員等に対し、精神科医等による研修を実施。 外部専門家による死亡事例等の検証、センターの業務点検を実施。	子ども室 家庭支援課
児童虐待対応体制強化事業 児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適切かつ円滑に行うため、警察官OBを府子ども家庭センターに配置し、児童虐待対応体制を強化する。	62,769	6か所の子ども家庭センター全てに警察官ＯＢを配置。	子ども室 家庭支援課
ＤＶ被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業 再掲【２－（２）－②－ア】	(―)	同左	子ども室 家庭支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
学習支援事業 委託一時保護等児童の学習環境を整備するため、児童養護施設等での学習支援を実施する。	27,944	児童養護施設等に委託一時保護している児童の学習支援を実施。（2,066 回/年）	子ども室 家庭支援課
児童生徒への指導、支援体制の充実（いじめ対応プログラム）等の活用 いじめ等児童生徒への人権侵害に対する教職員の適切な対応及び、児童生徒への支援のため、いじめ対応プログラム等の活用を促進する。	25,975	○「いじめ対応プログラム等」を府内すべての小・中学校で教員に周知するとともに、活用を推進。	市町村教育室小中学校課
養育支援訪問事業（旧：育児支援家庭訪問事業） 若年親、家族関係が不安定な家庭等、養育力が不足し、かつ自ら積極的に支援を求めない、地域や親戚から孤立しがちな家庭等を対象に家庭訪問等による育児相談支援を実施することにより児童虐待を防止する。	―	実績 43 市町村※一部、子ども・子育て支援交付金を活用して実施。	子ども室 家庭支援課
家族再統合支援事業 専門的な支援・指導プログラムの導入により、子どもを虐待してしまった、あるいは虐待をするおそれのある保護者に対して子育ての振り返り、具体的な子育てスキルを知り、家族再統合支援を行う。	5,989	虐待やネグレクトにより在宅支援を受けている、または施設入所中の子どもと保護者を対象に行う保護者支援プログラムは計 148 回、子育て不安、孤立、保護者自身の傷つき体験等を背景に、子どもを虐待・ネグレクトしている保護者を対象に行う保護者支援プログラム計 30 回実施。	子ども室 家庭支援課
児童虐待危機介入援助チームによる援助の実施 深刻な虐待等、権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・児童精神科医療の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して、子どもへの援助を行う。	12,538	活動回数　1,509 回	子ども室 家庭支援課
児童相談ＩＴナビシステム管理事業 児童虐待事案への適切な対応を図り、進捗管理等を行うために構築した「児童相談ＩＴナビシステム」の運用を図る。	14,688	同左	子ども室 家庭支援課
２４時間、３６５日体制強化、一時保護機能強化及び夜間・休日電話対応体制強化事業 子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応する体制を整備するとともに、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力員を配置する。 また、全国共通ダイヤル（１８９）及び虐待通告専用電話からの夜間・休日の受電業務を委託。	69,065	夜間・休日虐待通告受電件数　2,215 件	子ども室 家庭支援課
児童虐待防止対策の推進	―	○令和元年中の児童虐待 認知件数：7,273 件	警察本部 生活安全部

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
児童虐待事案の早期発見に努め、事件として取り扱うべき事案は適切に事件化を図るとともに、被害児童を児童相談所へ確実に通告する等、捜査と保護を連動させた措置を講じ、被害児童の保護に万全を期する。		検挙件数：　107件 児童相談所等への通告人員：13,297人	少年課
安全キャンペーンの展開 特殊詐欺等の犯罪の防止に向け、府民一人ひとりの防犯意識を高めるため、府域全域にわたる安全キャンペーンなどの啓発イベントを展開する。	495	・大阪府安全なまちづくり（月間（10月）に、大阪府内１１カ所で街頭防犯キャンペーン等を実施）	青少年・地域安全室 治安対策課
「安全なまちづくり」に関する情報の提供 府民一人ひとりの安全なまちづくりに対する意識啓発を図るため、ホームページ等を利用して、「安全なまちづくりに関する情報」を幅広く提供する。	―	・ホームページやキャンペーンを利用した情報提供	青少年・地域安全室 治安対策課
ボランティア団体の表彰 再掲【３－（３）－①－ア】	(―)	同左	青少年・地域安全室 治安対策課
「こども110番」運動の推進 再掲【３－（３）－①－ア】	(―)	同左	青少年・地域安全室 治安対策課 警察本部 生活安全部 府民安全対策課
子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業 再掲【３－（３）－①－ア】	(―)	同左	青少年・地域安全室 治安対策課
児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進 児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反等の少年が被害者となる悪質な福祉犯の取締りを強化し、被害少年に対する継続的支援活動を推進する。	―	○令和元年中の福祉犯の検挙人員：723人 児童買春・児童ポル補の違反の検挙人員：217人 ○令和元年中に保護した被害少年：662人	警察本部 生活安全部 少年課
インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取組みの推進 再掲【２－（２）－②－イ】　→　P43参照	(―)	同左	警察本部 生活安全部 少年課
大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定 書籍、雑誌、ビデオなどのうち、青少年の性的感情を著しく刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害すると考えられるものを大阪府青少年健全育成審議会に	―	包括指定で対応済みのため、個別指定は行わなかった。	青少年・地域安全室 青少年課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
諮り、個別指定する。			
青少年に有害な図書類の販売等状況調査等 青少年の健全育成に大きな影響を与える各種施設の営業状況等を明らかにし、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用することを目的として実施する。	―	調査対象店舗　1,323 店舗 ・図書類販売業者　372 店舗 ・夜間立入制限施設 523 店舗 ・図書類等自動販売機　428 台	青少年・地域安全室 青少年課
大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発 子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進する。	―	・民間企業の協力による啓発 防犯ブザー7 万個の寄贈を受け、年度新小学一年生に配付。	青少年・地域安全室 治安対策課
インターネット上の有害情報にかかる努力義務の普及啓発 青少年健全育成条例の趣旨に基づき、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することを防止するため、フィルタリングソフトの活用などにより、有害情報の視聴防止に努めるよう、インターネット上の有害情報にかかる営業者等及び保護者の努力義務について普及啓発を行う。 また、携帯電話事業者には、条例遵守状況について調査を実施するとともに、フィルタリング利用状況についてアンケート調査を実施し、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用する。	―	条例遵守状況調査 ・携帯電話販売店 111 店舗	青少年・地域安全室 青少年課
④　高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進			
ア　高齢者福祉の充実及び就業促進			
地域福祉・高齢者福祉交付金事業 地域福祉及び高齢者福祉の分野を対象に市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民のサービス向上を図ることができるよう、当該交付金を市町村に交付する。	901,598	令和元年度交付確定額 953,804 千円	地域福祉推進室 地域福祉課 高齢介護室 介護支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
認知症高齢者等支援策の充実 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現できるよう、認知症施策推進大綱を踏まえ、事業を実施する。	42,025	（事業展開） １　認知症対策総合支援事業 〇認知症対策普及・相談・支援事業 ・キャラバン・メイト養成研修 （２回） 〇若年性認知症対策事業 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 ・若年性認知症セミナー(133名) ・企業向け啓発リーフレットの作成・配布 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置にかかる啓発チラシの作成・配布 ２　認知症介護研修事業 ・認知症介護基礎研修　（347名） ・認知症介護実践研修実践者研修（410名） ・認知症介護実践研修実践リーダー研修　（124名） ・認知症対応型サービス事業管理者研修　（109名） ・認知症対応型サービス事業開設者研修　（ 22名） ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修　（ 39名） ・認知症介護指導者養成研修（ 4名） ・認知症介護指導者フォローアップ研修　（ 2名） ３　認知症地域医療支援事業 ・認知症対応力向上研修 ・かかりつけ医　（186名） ・歯科医師　（234名） ・薬剤師　（349名） ・看護職員　（203名） ・病院勤務の医療従事者（1,323名） ・認知症サポート医養成研修（74名） ・認知症サポート医フォローアップ研修（128名）	高齢介護室 介護支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
認知症疾患医療センター事業 高齢者やその家族に対して、認知症に関する正しい知識を付与し、若しくは相談対応を行う市町村等に対し、その技術援助を行い、もって地域の認知症高齢者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とし、大阪府知事が指定する認知症疾患医療センターで行う。 ○認知症疾患医療センター事業の業務内容 ・専門医療相談 ・鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・合併症・周辺症状への急性期対応 ・かかりつけ医等への研修会の開催等 ・情報収集・情報提供 ・専門相談の実施 ・困難事例等の個別の高齢者の処遇に係る関係機関との調整（ケースワーク） ○認知症疾患医療センター設置病院６か所 （大阪市・堺市を除く）	21,720	○専門医療相談 件数　12,685 件 うち鑑別診断 件数　1,917 件 ○相談事業 相談件数　6,655 件 ○研修会等の開催 回数　４回 ○関係機関研修会への講師派遣 回数　31 回	保健医療室 地域保健課
地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業 ○認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方のために地域で相談を受けている関係機関等を対象として、電話や来所による相談を受け、助言や情報提供を行う（地域福祉スーパーバイズ事業）。 ○日常生活自立支援事業等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対する補助を行う。	30,574 309,314	○地域支援相談事業 相談件数 電話相談　550 件 専門相談　35 件 ○日常生活自立支援事業 実契約件数(利用実績) *R 元年度末現在　2,727 件	地域福祉推進室 地域福祉課
市町村等支援事業(広報) 介護保険に関する府民の理解を深めるため、パンフレットの配布等により広報を行う。	1,072	○パンフレット「介護保険制度について」改訂版を関連団体へ提供した。	高齢介護室 介護支援課
介護サービス基盤の充実 高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、施設整備に対する助成事業や介護支援専門員の実務研修などを行う。 ・老人福祉施設等整備助成事業 ・介護支援専門員養成・研修事業	9,398 (研修事業のみ) 976,860(施設整備)	高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、施設整備に対する助成事業や介護支援専門員の更新研修などを行った。 施設整備　創設等２ヵ所 介護支援専門員 ・更新研修修了者　4,379 人	高齢介護室 介護支援課 高齢介護室 介護事業者課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
介護保険苦情処理体制整備運営費補助事業 介護保険のサービスに関する苦情処理機関である大阪府国民健康保険団体連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助する。	9,228	大阪府国民健康保険団体連合会における苦情・相談件数 苦情相談件数　　288 件	高齢介護室 介護支援課
介護保険事業者・施設に対する指定･指導・監査 介護保険事業者・施設が法令や運営基準等を遵守し、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を行うよう、事業者･施設に対して指導や監査などを実施する。	3,439 2,665	○指定居宅サービス等事業所 実地指導　　99 事業所 集団指導　　653 事業者 監査　　1 事業者 ○介護保険施設 実地指導　　49 事業所 集団指導　　352 事業所 監　　査　　0 事業所	高齢介護室 介護事業者課
福祉サービスに関する苦情解決事業 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の運営に対する補助を行う。	11,470	苦情相談件数　　1,780 件 （うち　あっせん件数 0 件）	地域福祉推進室 地域福祉課
介護人材確保・職場定着支援事業 ○マッチング力の向上事業 地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を行う。 ○参入促進・魅力発信事業 福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信する。 ○『介護福祉士になろう！』推進プロジェクト事業 ○介護イメージアップ戦略事業 府内の特別養護老人ホームにおいて、小中学生の親子を対象としたイベントや介護の体験を実施。 （新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、今年度の実施を見送り。）	89,757 8,617 7,000	○マッチング力の向上事業 ・合同面接会参加者数：580 人 就職フェア参加者数：105 人 ・セミナー　参加者数：1,716 人 ○参入促進・魅力発信事業 ・職場体験者数：285 人 ・インターンシップ：120 人 ○介護イメージアップ戦略事業 「介護のお仕事デジタルブック」及び広報チラシの作成 ・公開開始日：令和 2 年 3 月 23 日 ・閲覧回数：188 回（令和 2 年 3 月 31 日時点）	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
○介護の研修×おしごとチャレンジ事業 （令和２年度新規事業「初任者・実務者研修受講支援事業」へ統合）	0	○介護の研修×おしごとチャレンジ事業 ・人数：91名（20事業者）	
○介護に関する入門的研修事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を実施し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。	2,275	○介護に関する入門的研修事業 ・全11回 ・修了者：　76人	
○ 代替職員確保による実務者研修支援事業 （令和２年度新規事業「初任者・実務者研修受講支援事業」へ統合）	0	○代替職員確保による実務者研修支援事業 ・補助件数：22施設　34名	
○初任者・実務者研修受講支援事業 介護保険施設等に勤務する職員が、介護職員初任者研修又は実務者研修を受講する際の、事業者が負担する研修受講料及び職員が実務者研修を受講するにあたって、研修を受講する職員の代替職員を新規に雇用する、又は労働派遣事業者を通じて代替職員を確保するために必要な経費の補助を行う。	20,799		
○職員の資質の向上・職場定着支援事業 市町村が地域の実情に応じて実施する介護人材の定着支援に向けた取組みや、特に若い世代に向け福祉・介護への理解促進を図るための事業に対して支援を行う。	14,599	○職員の資質の向上・職場定着支援事業 ・補助市町村等　５市等	
介護情報・研修センター事業 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施する。	12,180	○研修業務 ・市町村職員研修 １講座、修了者　　60名 ・介護・福祉等専門職員研修 38講座、修了者1,752名 ○相談業務 ・来所相談　615件 ・電話相談　128件 ○福祉機器展示：来場者数1,499名	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
社会福祉施設職員等研修事業 社会福祉施設・事業所職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を行うため社会福祉研修を実施する。	43,903	・参加人数：9,968 人	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
福祉人材センター運営事業 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を、「大阪府福祉人材センター」として、府が指定し、事業委託により福祉・介護の人材に関する情報の収集提供、広報、啓発、講習会等各種事業を実施する。 〇福祉分野の無料職業紹介事業 〇広報、啓発事業 〇求人求職者向けセミナー 〇民間社会福祉施設合同求人説明会 〇就職者へのフォローアップ	30,473	・求人・求職相談受付件数 10,632 件 ・求職登録者数　1,579 名 ・職業紹介者数　144 名	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
介護福祉士修学資金等貸付事業 質の高い介護福祉士等の養成確保に努めるため、介護福祉士及び社会福祉士の資格を目指し、養成施設等に在学している学生への貸付、介護福祉士実務者研修受講者への受講資金の貸付、離職した介護人材への再就職準備金の貸付を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において実施する。 ・介護福祉士・社会福祉士修学資金 貸付金額：月額5 万円 入学準備金 20 万円（初回に限る） 就職準備金 20 万円（最終回に限る） 国家試験受験対策費用 4 万円（1 年度あたり、介護福祉士に限る） ※生活困窮者に対しては別途生活費の貸付けあり ・介護福祉士実務者研修受講資金 貸付金額：20 万円上限（1 回限り） ・離職した介護人材の再就職準備金 貸付金額：40 万円上限（1 回限り）	48,580	貸付者数 ・介護福祉士修学資金　456 名 ・社会福祉士修学資金　43 名 ・介護福祉士実務者研修受講資金 187 名 ・離職した介護人材の再就職準備金 86 名	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
おおさか介護かがやき表彰 表彰制度を活用して介護保険サービス事業者による「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取組を促進し、その成果を普及することにより、介護業界のイメージアップ及び介護人材の育成や確保・定着率の向上を図る。令和２年度事業中止	1,844	応募事業所数：13 法人 24 事業所 表彰事業者数：　6 法人 25 事業所	高齢介護室 介護事業者課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
地域保健関係職員研修 府域の保健サービスを充実できるよう府及び市町村の地域保健関係職員の資質向上を図るための研修を実施する。	2,682	地域保健関係職員研修 受講延べ人数　1,602 人 受講延べ日数　　68 日	健康医療総務課
看護師等修学資金の貸与 府内の保健師、助産師、看護師、准看護師の確保及び質の向上に資するため、養成施設に在学する生徒に対し、修学資金貸与を行う。 （平成 29 年度から継続利用者のみ対象） ○貸与金額〔月額〕 助産師、看護師　３１，０００円 准看護師　　２１，０００円	―	・貸与者数　4 人 ・貸与金額〔月額〕 看護師 31,000 円	保健医療室医療対策課
一日看護師体験事業 看護師確保や看護に対する理解を深めてもらうため高校生［２年生］を対象に府内の病院で実際の看護を体験してもらう「一日看護師体験事業」を実施する。	―	・受入病院数　127 施設 ・参加者数　　943 名	保健医療室医療対策課
ナースセンターの運営 看護職員の長期的かつ安定的な確保を図るため、潜在看護職員の就労促進を行うとともに、各種講習会を通し、看護、介護知識の普及等を行う。 設置場所：大阪府看護協会会館 委託先　：(公社)大阪府看護協会	36,986	○就業者数　892 人 ○再就業支援講習会 受講者数：計 356 人 ○リフレッシュ研修 受講者数：　133 人	保健医療室医療対策課
高年齢者関係事業 地域において、高年齢者の雇用を促進するため、商工会・商工会議所等に働きかけ、企業に対する高年齢者雇用に関するセミナー等を実施する。	―	○セミナー 開催：8 箇所	雇用推進室就業促進課
ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業 ハローワークとの一体的運営を行う「ＯＳＡＫＡしごとフィールド」において、若年者や就職に課題がある方（障がい者、中高年齢者、母子家庭の母親等）などのきめ細かなサポートを行い、雇用機会の確保につなげる。	415,945	○新規登録者数　14,071 人 ○就職決定者数　　6,887 人	雇用推進室就業促進課
シルバー人材センター事業 高年齢者の定年退職後等における就業機会の確保と社会参加及び生きがいの充実を図るため、臨時的、短期的又はその他軽易な業務への就業を支援する公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援を実施する。	5,895	会員数　　49,516 人 就業率　　83.1％	雇用推進室就業促進課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
高等職業技術専門校運営費 40歳以上の中高年齢者を対象とした職業訓練は、指定管理者（民間事業者）による運営の終了後（平成29年度末）、民間によるノウハウを活用した柔軟な科目設定を行うため、民間教育訓練機関に委託した。 平成29年度で事業終了	―	―	雇用推進室人材育成課
イ　障がい者福祉の充実及び就労支援			
障がい者共同生活援助事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 障がい者が、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス利用に対し支給される、障害福祉サービス費の100分の25を負担する。	6,590,374	実施市町村数：４３市町村	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室生活基盤推進課
都道府県相談支援体制整備事業 障がいのある方やその家族に障がい福祉サービスの情報提供や、サービスの利用調整等を行う相談支援の充実を図るため、市町村や地域の相談支援事業者等にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の充実を図る。	1,667	アドバイザーの派遣等延べ108回	障がい福祉室地域生活支援課
障がい者自立相談支援センターにおける各種業務 ○地域支援課における相談支援業務 地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進する。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を行う。 ○身体障がい者支援課における相談支援業務 身体障がい者更生相談所業務を行うとともに、来所が困難な障がい者の専門的相談に応じるため、巡回相談を実施する。また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施する。 （身体障がい者更生相談所の業務概要） ［身体障害者福祉法第11条による設置］ ・専門的相談指導、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定)、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施する。	13,600	身体障がい者更生相談所における相談業務 ○相談件数　11196件 来所　10299件 巡回　897件 ○判定件数　10728件 来所　9832件 巡回　896件 知的障がい者更生相談所における相談業務 ○相談件数　7,984件 来所　7,592件 巡回　392件 ○判定件数　6,089件 来所　5,730件 巡回　359件	障がい福祉室地域生活支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
○知的障がい者支援課における相談支援業務 知的障がい者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方への支援に取り組む。（知的障がい者更生相談所の業務概要）［知的障害者福祉法第12条による設置］ ・専門的相談指導、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）市町村職員研修、市町村・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施する。			
地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業 再掲【２－（３）－④－ア】	(339,888)	市町村障がい福祉担当新任職員研修	地域福祉推進室 地域福祉課
福祉サービスに関する苦情解決事業 再掲【２－（３）－④－ア】	(11,470)	同左	地域福祉推進室 地域福祉課
地域生活支援事業 ＜都道府県＞ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、下記の事業を実施する。 ○高次脳機能障がい及びその関連障害に対する支援普及事業 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業 ・手話通訳者確保事業 ・要約筆記者確保事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員確保事業 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ○都道府県相談支援体制整備事業 ＜市町村＞ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に応じて市町村が選択実施する事業に要する経費を助成する。 （事業の種類） ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○移動支援事業　など	―	＜都道府県＞ ○高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 ・高次脳機能障がい支援コンサルテーションの実施 ・市町村職員・医療機関職員・福祉事務所職員等向け研修をそれぞれ1回実施。 ・高次脳機能障がいの普及啓発のためのイベントやリハビリテーション講習会を実施。リーフレット配布数600枚・講習会参加者263名 ○都道府県相談支援体制整備事業 障がい者相談支援アドバイザーの派遣 （詳細は、前ページ参照） ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業 ・手話通訳者養成研修修了者数 216名 ・要約筆記者養成研修修了者数　19名 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室自立支援課 障がい福祉室地域生活支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
		36名 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者登録者数 247名 ・要約筆記者登録者数 141名 ・盲ろう者向け通訳・介助員登録者数 487名 ＜市町村＞ ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○移動支援事業などを選択実施	
障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業 障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で、就労面及び生活面での総合的な支援に向けた取組みを進めるため、府内各障害者就業・生活支援センターに生活支援を行う生活支援ワーカーを配置する。	112,518	障害者就業・生活支援センター 18か所	障がい福祉室自立支援課
障がい者地域医療ネットワーク推進事業 身近な地域で、障がい者が安心して医療を受けられるよう、医療機関の連携を図り、障がい者地域医療ネットワークを推進する。このため、障がい者地域医療の普及・啓発をはじめ、専門的治療が必要な合併症や二次障がい等に関する患者紹介等の円滑化、協力医療機関の拡大を図る。	0	○障がい者医療ネットワークの整備・公表及び情報の更新 ○障がい者医療の普及・啓発のため「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム」を開催 ○大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催	障がい福祉室地域生活支援課
相談支援従事者研修事業 地域における複合的なニーズを有する地域の障がい者等の生活を支援する相談支援従事者の養成を図る	4,608	○専門コース別研修（府直営） 指導者養成・ファシリテーション~~基幹~~コース他３コース実施 修了者数　222名 ○相談支援従事者初任者研修 （指定研修機関で実施） ５日間課程　修了者数　779名 ２日間課程　修了者数　1,162名 ○相談支援従事者現任研修（指定研修機関で実施）修了者数　373名	障がい福祉室地域生活支援課
発達障がい児者支援に関する取組 発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援事業	79,793	○発達障害者支援センター運営事業 ○市町村保健師や幼稚園教諭、保育士、医師研修や家族支援、事業所への機関支援等を実施 保健師研修：受講者数　62名 幼稚園教諭・保育士研修：	障がい福祉室地域生活支援課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
		受講者数268名（基礎講座）、65名（実践講座） 医師研修：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部実施分を除き中止 ○家族支援：ペアレント・プログラム実践研修15名受講 ○機関支援：指定障がい児通所支援事業者、相談支援事業所等計99事業所	
居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 再掲【２－（３）－②】	―	同左	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室生活基盤推進課
障がい児（者）の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 再掲【２－（３）－②】	(1,352,555) （障がい者等を含む）	同左	障がい福祉室障がい福祉企画課 障がい福祉室生活基盤推進課
障がい者（児）施設等施設整備事業 社会福祉法人等が行う障がい者（児）施設、グループホーム等の施設整備及び災害時等において在宅の障がい者等を長期的に受入れ出来る防災拠点の整備に要する費用の一部を補助する。	123,859	○施設整備補助 創設　1施設 大規模修繕　3施設	障がい福祉室生活基盤推進課
重度障がい者医療費助成事業 再掲【２－（３）－②】	10,769,427	（対象者数：149,804人）	地域生活支援課
重度障がい者等住宅改造助成事業 重度障がい者等が住みなれた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して補助を行う。	16,118	補助市町村数及び件数 24市町　74件	障がい福祉室生活基盤推進課
障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修事業 介護職員初任者研修修了者及び居宅介護に従事することを希望する方を対象に居宅介護職員初任者研修を実施し、居宅介護従業者が行う業務に必要な知識と技術の習得を図る。令和元年度から事業名称の変更及び受講対象者を拡大。	2,760	○居宅介護職員初任者研修 修了者　64名	障がい福祉室地域生活支援課
ＯＳＡＫＡしごとフィールド運営事業 再掲【２－（３）－④－ア】	(415,945)	同左	雇用推進室就業促進課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
⑤　高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり			
あいあい住宅の供給 高齢者をはじめ、誰もが住みやすいように、浴槽部分の落とし込み、浴室・便所の手すり設置、住戸内部の段差解消等に加え、3ヶ所給湯方式の採用、洗面所・便所等の面積拡大等を行った「あいあい住宅」を供給する。	761,660	供給戸数：728 戸	住宅経営室 住宅整備課
車いす常用者世帯向け住宅(ＭＡＩハウス)の供給 入居者の障がいの程度・内容に配慮し、入居者の身体的特性に基づき、浴槽や便器の選択、手すりの設置など、細部を設計する特別設計（ハーフメイド方式）による府営住宅を供給する。	18,544	供給戸数：17 戸	住宅経営室 住宅整備課
府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用 再掲【２－（３）－①－イ】→P55 参照	(―)	同左	住宅経営室 経営管理課
府住宅供給公社住宅における高齢者世帯・障がい者世帯等を対象とした「優先申込期間制度」の実施 60 歳以上の高齢者がいる世帯及び障がい者がいる世帯等を対象に、対象団地の１階住戸を募集開始から７日間、優先的に申込みできる制度を実施する。	―	１階住戸募集戸数：104 戸 （内、申し込み：32 件）	都市居住課
サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業 高齢者が安心して暮らしていける住まいの新たな供給を図るため、経済的側面から入居できない等の高齢者に家賃減額補助による支援を図る。	83,544	供給計画認定戸数（総数） 40 住宅　560 戸 （※新規供給計画認定は H25 年度で終了し、既認定住戸の入居者に対し家賃減額補助を実施）	都市居住課
既存府営住宅の住戸内バリアフリー化（旧高齢者向けへの改善） 既存府営住宅の住戸内について、室内段差の解消や手すりの設置等を行う等、高齢者・障がい者等の負担を軽減するための住環境の整備を行う。	1,040,940	改善戸数：826 戸	住宅経営室 施設保全課
既存府営中層住宅へのエレベーター設置 再掲【２－（３）－③－イ】	(10,154,628)	同左	住宅経営室 施設保全課
車いす常用者世帯向け住宅への改善 車いす常用者の生活環境の整備を図るため、既存の府営住宅にスロープ等の設置や浴室・便所等の改善などを行う。	20,943	改善戸数：１戸	住宅経営室 施設保全課
府営住宅の団地内バリアフリー化 再掲【２－（３）－③－イ】	(2,633)	同左	住宅経営室 施設保全課
既存集会所整備（ふれあいリビングの推進） 再掲【２－（３）－①－イ】	(25,170)	同左	住宅経営室 施設保全課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
長寿社会に対応した民間賃貸住宅建設への誘導 あらゆる年齢の健常者も含めて、高齢化に伴い、身体的機能が低下した場合でも支障なく住み続けられ、自立した生活を営めるよう配慮した「長寿社会対応住宅推進基準」を設け、住宅金融支援機構を活用して、賃貸住宅を建設する方で府の定める条件を満たす方に対し、利子補給を行う。	―	利子補給件数：0件0戸 ※繰上償還により平成30年度以降該当なし。	都市居住課
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、地方住宅供給公社等に対し、建設及び改良に要する費用の一部と家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、高齢者が低廉な家賃で入居できる優良な賃貸住宅の供給を促進する。	713,191	管理戸数：2,728戸	都市居住課
府営住宅資産の活用による「地域の活力創出に向けたまちづくり」の推進 地元市町とのまちづくり協議の場等の中で、活用用地等のまちづくりへの活用について地元市町と協議し、福祉施設等の導入の検討等を行っていく。	―	府営住宅の用地を活用した福祉施設等の導入を推進するため、地元市町とのまちづくり協議の場等のなかで、活用用地等のまちづくりへの活用について地元市町と協議を行った。	住宅経営室 施設保全課 住宅経営室 経営管理課
公的賃貸住宅のグループホームへの活用 障がい者の入所施設・精神科病院からの地域移行等を進め、地域で住み続けられるようにするため、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用し、UR賃貸住宅や公社賃貸住宅などにおいても、グループホーム・ケアホームとしての活用について、関係団体と連携を図りながら実施する。	―	市町営住宅に対し、研修会等を通じ、グループホームへの活用を促した。 　また、ＵＲ賃貸住宅や公社賃貸住宅においても、関係団体との連携を図り、活用の促進に努めた。	都市居住課
福祉のまちづくりの推進 再掲【２－（３）－③－イ】	(8,098)	同左	建築指導室 建築企画課
府営公園新ハートフル事業の推進 新バリアフリー法にもとづき、高齢者や障がい者などすべての府民の利用に配慮した公園施設の改修を行う。	―	服部緑地等において、トイレの改修を行った。	都市計画室 公園課
高等学校福祉対策整備事業 「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、府立高等学校２校にスロープや階段手すりの設置、便所の改修等の施設整備を行う。 また、３校にエレベーターの設置のための実施設計を行い、１校の老朽化したエレベーター更新の工事を行う。	100,843	○エレベーター整備工事等 ・更新　工事：１校 設計：２校	施設財務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
⑥　複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援			
医療安全支援センター運営事業（外国人医療相談事業） 医療相談事業の一環として在日外国人の方に対しての医療相談事業を実施している。	―	H29 年度で事業終了	保健医療室 保健医療 企画課
外国人受入環境整備事業 **（大阪府外国人情報コーナー）** 再掲【３－（４）－①】	(20,000)	同左	都市魅力 創造局国際課
外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実 婦人保護事業の観点から、外国人女性を対象とした相談事業を女性相談センターで実施する。また、必要に応じて一時保護を行う。 ○相談時間：午前９時～午後８時（祝・年末年始を除く） ※DV 電話相談は年中 24 時間 ※通訳者が必要な場合 月～金：午前９時～午後５時３０分	―	○相談件数 電話相談：88 件 来所相談他：８件 ○一時保護件数：30 件	子ども室 家庭支援課 女性相談 センター
人権教育推進計画に基づく施策の推進 ○人権教育推進懇話会：人権施策推進審議会との機能統合により平成 29 年度に廃止 ○人権教育教材の普及、活用	―	人権教育推進計画に基づく施策の推進 ○人権教育教材の普及 既存の人権教育教材をホームページに掲載するとともに、希望者に対しては冊子を送付 ○参加体験型学習のための人権教育教材の開発 「さまざまなカタチ 性の多様性（性的マイノリティ）の人権問題を学ぶ」発行（5,000 部）	人権局 人権企画課
総合相談事業交付金 再掲【２－（３）－①】	(262,900)	同左	人権局 人権擁護課
性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する事業 ○大阪府人権白書「ゆまにてなにわ 34」解説編へ掲載する （墨字版：40,000 部、点字版：200 部） ○性の多様性を考えるセミナーを開催する ○性の多様性に関する啓発動画（シネマ広告）の制作・放映をする ○条例及びパートナーシップ宣誓証明制度啓発ポスタ	6.530	性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ○「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の施行（令和元年 10 月 30 日） ○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始（令和２年１月 22 日） ○大阪府人権白書「ゆまにてなにわ 34」解説編への掲載（墨字版：40,000	人権局 人権企画課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
―作成する ○府職員研修を開催する		部、点字版：200 部） ○性の多様性を考える府民向けセミナーの実施及び報告書の発行 テーマ：トイレ問題 令和元年 11 月 29 日（大阪市立阿倍野区民センター 252 名） ○当事者による交流会（セミナーと同日開催） ○「知る・学ぶ・考える DIVERSITY 性の多様性（ダイバーシティ）を考えるガイドブック」の発行（10,000 部） ○人権情報誌「そうぞう」No.45 の発行 テーマ：性的マイノリティの人権 （4,000 部） ○府職員研修 2 回	

3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成

(1)子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進			
ア　男女平等を進める教育・学習の推進			
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 市町村教育室 小中学校課
「人権教育基本方針」・「人権教育推進プラン」の具体化 平成３０年３月に大阪府教育庁が改訂した「人権教育基本方針」並びに「人権教育推進プラン」を踏まえて、男女平等教育を推進する。	―	同左	人権教育企画課
市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	市町村教育室 小中学校課 教職員室 教職員人事課
府立学校に対する指示事項の徹底 再掲【１－（３）－②－ア】	(―)	同左	教育振興室 高等学校課 教育振興室 支援教育課 教育振興室保健体育課 教職員室教職員人事課 教職員室福利課
キャリア教育の推進 再掲【１－（２）－②】	(―)	同左	教育振興室 高等学校課
生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー 女性のライフイベント時の対応方法等含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうセミナー等を開催する。	159	○高校・大学等でのライフデザインセミナーの開催(3カ所)	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
教員に対する研修 教員を対象とした研修に、教員のキャリアステージに応じて男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。	―	○小・中学校初任者研修 参加人数：469 人 ○小・中学校 10 年経験者研修 参加人数：517 人 ○小・中学校人権教育研修 参加人数：100 人 ○高等学校初任者研修 参加人数：167 人 ○高等学校 10 年経験者 研修参加人数：339 人 ○支援学校初任者研修 参加人数：177 人 ○支援学校 10 年経験者研修 参加人数：130 人 ○府立学校人権教育研修 参加人数：70 人 ○新規採用養護教諭研修 参加人数：23 人 ○養護教諭 10 年経験者研修 参加人数：46 人 ○新規採用栄養教諭研修 参加人数：9 人 ○栄養教諭 10 年経験者研修 参加人数：19 人	教育センター 教育振興室高等学校課
校長・教頭に対する研修 学校運営における校長・准校長や教頭の役割の重要性を考慮し、小・中・高等学校及び支援学校の校長・准校長及び教頭を対象とする研修において女子差別撤廃条約の趣旨を踏まえ、男女平等教育を推進し、校内業務における固定的な性差観の解消及び男女共同参画について啓発する。	―	○小・中学校リーダーシップ養成研修１ 参加人数：155 人 ○小・中学校リーダーシップ養成研修２ 参加人数：109 人 ○小・中学校長人権教育研修 参加人数：882 人 ○小・中学校教頭人権教育研修 参加人数：894 人 ○府立学校校長研修 参加人数：209 人 ○府立学校教頭研修 参加人数：272 人	教育センター

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
男女平等教育に関する図書、ビデオ等の情報収集 男女平等教育を推進するために必要な図書、資料、ビデオ等の収集 を行う。	―	○男女平等に関する図書冊数： 299 冊（平成 29 年 3 月現在） 301 冊（平成 30 年 3 月現在） 301 冊（平成 31 年 3 月現在） 301 冊（令和２年 3 月現在）	教育センター
イ　家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進			
幼稚園教諭・保育教諭・保育士等に対する研修会 幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、就学前人権教育研究協議会において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。とりわけ、遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割意識を助長することのないように働きかける。	―	＜公立＞＜私立＞ ○幼稚園新規採用教員研修及び幼保連携型認定こども園新規採用教員研修： 参加人数：200 人 ○就学前人権教育研究協議会Ａ： 参加人数：255 人 ○幼児教育アドバイザー育成研修： 参加人数：248 人	教育センター 市町村教育室 小中学校課 私学課 子ども室子育て支援課
社会教育行政職員に対する研修 社会教育行政職員を対象に男女共同参画についての啓発を行い、女性の様々な分野への参画を促す講座を企画するよう働きかける。	299 (一部)	○人権教育セミナー 参加人数：　29 人	市町村教育室 地域教育 振興課
ＰＴＡ指導者研修 再掲【１－（２）－①－オ】	(―)	同左	市町村教育室 地域教育 振興課
ＰＴＡ指導者への資料等の提供 再掲【１－（２）－①－オ】	(―)	同左	市町村教育室 地域教育 振興課

(2)男女共同参画意識の醸成

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
①身近な問題として、理解と共感を広げる取組みの推進			
人材育成・啓発講座事業 男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、人材育成研修や啓発講座を実施する。 ○男女共同参画施策に携わる市町村職員等を対象とした基礎研修・応用研修 ○学校教職員を対象とした研修 ○企業人事担当者等を対象としたワークライフバラ	3,425 のうち 一部事業	○男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修（STEPⅠ・STEPⅡ他） 参加者数：延べ 220 人 ○学校教職員向け研修 参加者数：延べ 225 人 ○企業人事担当者向け講座 参加者数：91 人	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
ンスなどの研修 ○府民を対象とした喫緊の課題をテーマとした啓発講座		○府民向け講座 参加者数：延べ164人 ○医療関係者向け講座 参加者数：延べ49人	
「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度 再掲【１－（２）－①－ウ】	(414) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
男女共同参画週間における啓発 府内市町村と連携しながら、男女共同参画週間を中心に男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施。	―	同左	男女参画・府民協働課
各種広報媒体による男女共同参画に向けた啓発 広報媒体を通じて男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行う。	―	・府政だより　3件 ・Facebook　3件 ・メルマガ　2件 ・Twitter　11件 ・大画像　1件	府政情報室 広報広聴課
②オピニオンリーダー層への意識啓発			
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
③多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保			
ア　自己実現を可能にする学習機会の確保			
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(3,425) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
イ　女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実			
女性のための相談事業 女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、ＤＶ被害者のためのサポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行うほか、相談窓口情報の情報提供などを行う。	19,196	○面接相談：1,314件 ○電話相談：2,319件 ○ＤＶ被害・性暴力被害に悩む女性等のための法律相談：18回　38件 ○ＤＶ被害者のためのサポートグループ：24回　45名参加	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
市町村における相談事業への支援 市町村における女性相談の相談員等を対象に、相談対応力の向上のための研修やブロック会議等を開催する。	19,196 の一部	○市町村ブロック会議開催：７回 ○市町村相談員研修（1 回）・スキルアップ研修（2 回）の開催	男女参画・府民協働課
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(3,425) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【３－（２）－⑥】	(8,720) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
④男性に対する男女共同参画意識の醸成			
労働時間短縮の促進 再掲【１－（１）－①－イ】	(―)	同左	雇用推進室 労働環境課
人材育成・啓発講座事業 再掲【３－（２）－①】	(5,059) のうち 一部事業	同左	男女参画・府民協働課
育児体験教育の実施 「男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、指導にあたっては、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進していく。	―	教科「家庭」の授業等において、学校や地域の実態等に応じて、乳幼児との触れ合いなどの実践的な活動を取り入れるよう努めている。	教育振興室 高等学校課
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業 再掲【１－（１）－①－ア】	(4,619)	同左	男女参画・府民協働課
男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進 様々な困難を抱える男性を対象とした相談支援体制の整備を図るため、大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議等の場を通じ、「男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム」の活用を周知するとともに、男性相談事業の実施を働きかける。	―	○市町村所管課長会議（書面開催）等を通じて、「男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム」の活用を周知した。	男女参画・府民協働課
⑤女性の人権を尊重した表現の推進			
「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」の活用 平成 20 年 3 月に発行した「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を府内市町村や庁内各部局に配布するなど、大阪府が発行する刊行物等について男女平等に立った表現の推進を図る。また、社会情勢の変化を踏まえ、上記の改訂版として「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン（仮	―	同左	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
称）」を令和３年３月に発行予定。			
メディアを使用した風俗関係事犯の取締り メディアを使用したわいせつ事犯に対する取締りを推進する。	―	同左	警察本部 生活安全部 保安課
⑥男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供			
府民意識調査結果の周知 調査結果をホームページに掲載し、男女共同参画の現状を府民に広く示す。	―	同左	男女参画・府民協働課
男女共同参画にかかる調査・研究に関する検討 府民意識調査の調査手法など、男女共同参画にかかる調査・研究に関して検討を行う。	―	同左	男女参画・府民協働課
ドーンセンター情報ライブラリーの運営 男女共同参画関係の図書・資料・ＡＶ資料等の収集・閲覧・貸出サービスを行うほか、図書資料等に関する情報相談に応じる。 また、「人材情報データベース」を管理運営するとともに、資料の展示、女性就労支援コーナーの運営（起業や仕事に関する相談窓口の情報提供含む）などの事業を行う。	8,720 のうち 一部事業	女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。 ○図書等の貸出し：10,339 件 ○情報相談　　：4,925 件 ○ホームページ（トップページ） アクセス件数：311,263 件 ○メールマガジン登録者数： 1,092 名(30 年３月末)	男女参画・府民協働課

（3）地域活動への参画促進

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
①　地域における男女共同参画の促進			
ア　自治会等地域活動における男女共同参画の推進			
みどりづくり推進事業 市街地のみどりを増やしていくために、民間団体等が行う緑化活動に対し助成を行う。	16.0000	活動助成＝2 件	みどり推進室 みどり企画課
地域緑化推進事業 住民が協同して行う植樹活動に対して緑化樹を配布による植樹し府民参加によるみどりづくり運動を推進する。	18,225	1,681 本	みどり推進室 みどり企画課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
環境保全基金事業 ○環境保全活動に対する補助 民間団体が実施している、他の模範となる環境保全活動に対して補助を行う。 ○「おおさか環境賞」の表彰 他の模範となる豊かな環境づくりに向けた活動に取り組み、顕著な功績のあった個人、団体、事業者を顕彰する。	3,000 ―	○環境保全活動に対する補助 採択事業団体：７団体 ○「おおさか環境賞」の表彰 表彰団体：19 団体 (大賞１、準大賞２、奨励賞３、協働賞 13)	エネルギー政策課
みんなで育てる花いっぱいプロジェクト 小中学校等に土と種や苗を支給し、府の技術支援の下学校内で子どもたちが花を育てていくプロジェクトを実施。育苗後の花の一部は学校緑化に利用、残りを府が管理する道路などの公共空間の緑化に利用。	0 (新型コロナウィルス対策に伴い事業休止)	小中学校等 30 校にて実施。 約 28,000 株を育苗、約 3,400 人が参加。	都市計画室 公園課
水辺の学校 「水辺の学校」は小学校の「総合的な学習の時間」における環境学習に対する支援の一貫として、身近な川の水環境に関心を持ち、生き物を大切にする気持ち、自ら学ぼうとする姿勢や探究心を身に付けてもらうことを目的として、ボランティア、専門家、府、市、学校が一体となって取り組んでいるプログラム。	―	○全 24 校で開催し、2,490 名が参加。	河川室 河川環境課
「私の水辺」大発表会 地域の大人（ＮＰＯ、地域住民など）のサポートにより、子ども達の水辺活動の発表の場や水辺での活動体験の場を設けることによって、「水辺」への関心・「水辺」に関わる方々の交流を深めていただくとともに、水辺活動の継続・発展、地域ぐるみで“共につくり、守り、育てる”「水辺」づくりの広がりをめざす。	―	○7 地域（北部、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、中央）で地域別交流会を実施。 ○約 90 団体（約 5,000 人）が参加	河川室 河川環境課
中環をきれいにする日 道路の美化啓発運動の一環として、昭和 60 年度より毎年 9 月に大阪の大動脈に例えられる、府道大阪中央環状線を地元自治会やボランティア、関係企業の皆さんのご協力を得て、歩道の清掃や啓発活動を実施。	―	令和元年 9 月 20 日に開催 協賛企業　5 社 清掃活動参加者数　約 2,100 人	交通道路室 道路環境課
アドプト活動の支援 府民自らが公共施設に愛着を持って育むアドプト活動（ロード・リバー・シーサイド等）の支援を行う。	2,387	参加団体数 641 団体（ロード 422、リバー 199、シーサイド 20） 約 54,500 人が活動に参加	事業管理室

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
笑働ＯＳＡＫＡの推進 インフラというフィールドを活用し、地域や住民と連携・協働することで、笑顔あふれる大阪を実現するため、笑顔と感謝をキーワードとする「笑働 OSAKA」を推進。	605	・地域力再生に向け、多様な主体による活動の連携を促進。・笑働 OSAKA の様々な活動についてＨＰ、ブログ、facebook により情報を配信	事業管理室
教育コミュニティづくり推進事業 「学校支援活動」「おおさか元気広場」「家庭教育支援」の 3 つの活動を、各地域の課題やニーズに応じて市町村が実施することにより、教育コミュニティづくりの一層の推進を図る。 （実施主体：市町村）	61,063	○学校支援活動の実施 ・107／179 中学校区で事業を活用（全中学校区において実施） ※政令市・中核市を除く ○おおさか元気広場の実施 ・363／369 小学校区で事業を活用（全小学校区において実施） ※政令市、中核市を除く ○家庭教育支援の実施 ・15 市町で事業を活用	市町村教育室 地域教育 振興課
少年健全育成ネットワーク制度 少年サポートセンターを窓口にして、学校、児童相談所等の関係機関をはじめ、少年補導協助員や保護司等の民間ボランティア、ＰＴＡ、熱意のある地域住民の方々で構成し、地域の中で問題になっている少年問題の情報・意見交換を行い、対応方針等について検討。また、必要により少年健全育成サポートチームを結成し、その解決を図る。	―	○地域の中で問題になっている少年問題について、学校、教育委員会等の関係機関をはじめ、少年警察ボランティア、ＰＴＡ、保護司、管轄警察署等が連携して少年健全育成サポートチームを結成し、問題解決を図った。	警察本部 生活安全部 少年課
地域ふれあい事業 少年の地域社会への連帯意識の醸成や非行防止のため、関係機関、団体と協働し、少年警察ボランティアや継続補導少年、地元中学生等の参加を得て、農業体験や料理教室のほか落書き消し・清掃等の活動を実施する。	―	○中学生や学生ボランティアをはじめ、地域住民等の参加を得て、農業体験、環境美化活動等を実施し、非行防止、地域社会への連帯意識及び規範意識の醸成を図った。	警察本部 生活安全部 少年課
交番・駐在所連絡協議会 交番・駐在所ごとに協議会を設置し、交番等の警察官が地域住民の代表と地域の治安に関する問題の協議や意見交換を行い諸活動に反映することで、地域社会と協力し、安全で平穏な地域社会の実現を図る。	―	○令和元年中の開催件数：801 回	警察本部 地域部 地域総務課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度 予算額 （千円）	令和元年度実績	担当課
まちぐるみ子ども安全対策事業 警察ＯＢ37名をスクールサポーターとして雇用し、小・中学校、市町村教育委員会等への訪問活動を通じた非行事案等についての相談の受理又は情報収集並びに小・中学校に対する助言及び指導を行うとともに、子どもの安全見まもり隊の結成及び具体的な活動方法の指導等を行う。 また、あいりん地区の通学路対策として、警察ＯＢ２名を西成こども安全コーディネーターとして雇用し、新今宮小学校区において、子どもの安全見まもり隊等の活動に関する指導を行う等見まもり活動の継続・活性化を促すほか、地域住民、事業者、自治体、学校等の関係機関に対する各種働き掛け、子どもや教職員等に対する防犯教室、防犯訓練等を行う。	110,568	子どもや教職員等に対する防犯教室、防犯訓練を行い防犯意識の向上を図り、小・中学校に対する助言及び指導を行い少年非行防止を図った。 また、「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（府・市と共同）」により、安全対策事業の活性化、防犯意識の向上につながった。 令和元年度の支援活動 巡回指導（小学校）　12,240回 （中学校）　5,494回 相談受理　4,358回 見まもり活動　6,613回	警察本部 生活安全部 府民安全 対策課 警察本部 生活安全部 少年課 警察本部 警務部警務課
大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発 再掲【２－（３）－③－ウ】　→　P60参照	―	同左	青少年・ 地域安全室 治安対策課
地域安全センター設置加速化事業 （平成２８年度で事業終了）	―	平成28年度6市町30団体に対し活動物品の補助を行った。	青少年・ 地域安全室 治安対策課
「こども110番」運動の推進 地域の子どもたちは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、市町村をはじめ、関係機関や企業・団体の協力を得て、「こども１１０番」運動を府内各地で幅広く推進する。 （事業主体：青少年育成大阪府民会議） 警察では、各種防犯教室、防犯訓練等で、「こども110番」運動の周知を図るなど積極的に支援する。	―	・こども110番運動 （令和２年４月末現在） 「こども110番の家」協力家庭数 170,627軒 「動くこども110番」協力台数 112,539台 ○警察では、各種防犯教室、防犯訓練等で、「こども110番」運動の周知を図るなど積極的に支援した。	青少年・ 地域安全室 治安対策課 警察本部 生活安全部 府民安全 対策課
少年非行防止活動ネットワーク活性化事業 少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、全市町村に構築された地域のボランティア等による、少年非行防止活動ネットワークの活動を支援する。	―	○研修会　18回 ○同行指導　11回	青少年・ 地域安全室 青少年課
子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業 平成２８年度で事業終了。	―	・補助事業の創設 平成28年度中、5市町で創設。 平成28年度末現在、37市町でカメラの補助事業が創設済み。	青少年・ 地域安全室 治安対策課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
地域福祉・高齢者福祉交付金事業 再掲【２－（３）－④－ア】		同左	地域福祉推進室 地域福祉課 高齢介護室 介護支援課
大阪府福祉基金地域福祉振興助成金 府民が自主的に行う福祉ボランティア活動や地域福祉活動に助成する。	55,000	助成対象団体　64 団体	地域福祉推進室 地域福祉課
高齢者地域活動促進事業 高齢者の地域活動を促進するため、地域の老人クラブの活動を支援する市町村に対し補助金を交付する。また、大阪府老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業や老人クラブ会員の資質の向上を図るための事業に助成する。	79,190 34 市町村 72,226 府連合会 助成金 6,964	老人クラブ活動事業費補助 35 市町村 76,709 千円 府連合会助成金 6,964 千円	高齢介護室 介護支援課
アクティブシニアがあふれる大阪事業 平成 29 年度で委託事業終了	―	同左	高齢介護室 介護支援課
広域連携・官民連携による子育て応援事業（「関西子育て世帯応援事業（まいど子でもカード）」） 再掲【１－（１）－②－イ】	(8,699)	同左	子ども室 子育て支援課
食生活改善地域推進事業 再掲【２－（１）－①－ア】	(279)	同左	健康推進室健康づくり課
食育推進事業 再掲【２－（１）－①－ア】	(2,509)	同左	健康推進室健康づくり課
まちまるごと耐震化支援事業 府が定めた一定の基準を満たした工務店等の民間事業者、自治会等の地域、行政が一体となって耐震化の普及啓発から耐震診断・設計・改修工事に取り組む。	―	6 市 51 地区	建築防災課
ボランティア団体の表彰 地域における安全なまちづくりを推進するため、地域で安全なまちづくりに熱心に取り組んでいる防犯ボランティア団体を表彰し、防犯ボランティア活動の活性化を推進する。	―	・10 団体に表彰授与（10 月） 子どもの安全見守り活動や青色防犯パトロールなどを実施する団体に対して表彰を行った。	青少年・地域安全室 治安対策課
地域活動支援アドバイザー 地域力再生に取り組んでいる市町村、地域団体等を支援するため、地域活動に関する知識やノウハウを有する方々を「地域支援アドバイザー」として紹介する。	―	紹介数：　0	男女参画・府民協働課

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）認証等管理事業 保健・医療・福祉、まちづくり、子どもの健全育成等20分野に該当する活動を行う団体について、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人の設立認証等を行う。	39,469	特定非営利活動法人 申請数：4 認証数：4 認定特定非営利活動法人（更新を含む） 申請数：1 認定数：1 特例認定特定非営利活動法人 申請数：　0 特例認定数：0	男女参画・府民協働課
大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の開催 男女共同参画社会の実現に向けて、民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報・意見交換その他必要な連携を図る目的で会議を開催する。	―	大阪府の男女共同参画施策について情報提供を実施。	男女参画・府民協働課
イ　女性の視点を取り入れた災害対策等の推進			
男女のニーズの違いに配慮した災害対策の推進 防災知識の普及啓発や訓練実施の際には、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮することを、大阪府地域防災計画に位置付けている。また、避難所の管理運営にあたっても男女のニーズの違いに配慮することについて、大阪府地域防災計画及び避難所運営マニュアル作成指針に位置付けており、市町村の計画修正やマニュアル作成の支援・促進を通じ、その実施を市町村に働きかける。	―	大阪府防災会議において、女性委員を計６名登用。 市町村との意見交換を踏まえて、「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス対応編）」を策定し、令和２年６月３日に公表した。また、市町村から寄せられた本指針に対する意見について、集約を行った。	危機管理室防災企画課 危機管理室災害対策課
住民の自助・共助による地域防災活動の促進 男女共同参画の視点を活かした防災啓発活動を展開するとともに、土木事務所と協力し、自主防災組織の活性化等に取り組む。	―	土木事務所と協力し、地域ニーズに応じた防災啓発活動を展開するとともに、自主防災組織の結成促進や活動の活性化等に取り組んだ。	危機管理室防災企画課
地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織リーダー育成研修の実施により自主防災組織の活性化を支援する。	500	自主防災組織リーダー育成研修 8地域（594人受講）	危機管理室防災企画課

（4）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

事業名及び令和２年度事業概要	令和２年度予算額（千円）	令和元年度実績	担当課
①多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等			
ドーンセンター情報ライブラリーの運営 再掲【３－（２）－⑥】	(6,600) のうち一部事業	同左	男女参画・府民協働課
情報収集・情報提供 トラフィッキング（人身売買）禁止条約等国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、情報提供する。	―	同左	男女参画・府民協働課
外国人受入環境整備事業 **（大阪府外国人情報コーナー）** 外国人の生活・就労等に関する相談対応を一元的に行う窓口を運営するため（公財）大阪府国際交流財団に対し、補助を行うとともに、情報提供を行う。 ○実施主体：（公財）大阪府国際交流財団 ○多言語での情報提供及び相談 ○専門家による相談対応 ○電話による多言語通訳 対応言語：日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語、ｽﾍﾟｲﾝ語、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ語、ﾀｲ語、ﾍﾞﾄﾅﾑ語、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ語、ﾈﾊﾟｰﾙ語	20,000	年間相談件数：2,204 件	都市魅力創造局国際課

４ 計画の推進にあたって

１ オール大阪での連携体制の一層の推進

事業名及び令和元年度事業概要	令和元年度予算額（千円）	平成30年度事業実績
大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営 男女共同参画社会の実現に向けて、民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報・意見交換その他必要な連携を図る目的で会議を運営する。	―	同左
おおさか男女共同参画促進プラットフォームの運営 産学官連携により、大阪全体で男女共同参画を推進するための意見交換を行う。	―	同左
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の運営 女性が自らの意思によって持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、設置したＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議を運営する。	11	○会議回数１回
ＯＳＡＫＡ女性活躍推進事業の実施 経済団体、大学等との協働により、女性が輝く大阪に向けて経営者、学生等の意識改革、情報発信等の啓発活動を充実・強化し、女性が能力を十分に発揮し、男女がともに将来に希望を持つことができる大阪をめざし、啓発事業を実施する。	3,923	○OSAKA女性活躍推進会議の開催:1回 ○ドーンセンターで「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリフェスティバル2019」を開催(9月) ○女性活躍推進リーダー養成講座「OSAKA輝(キラリ)塾」の開催(1回) ○「ロールモデルに出会える！社会人女性交流会」の開催(2回) ○高校・大学等でのライフデザインセミナーの開催(3カ所)

２ 行政の推進体制等の強化・充実

事業名及び令和元年度事業概要	令和元年度予算額（千円）	平成30年度事業実績
ドーンセンターにおける事業の実施 ・男女共同参画を推進するための拠点施設として、貸館業務、一時保育事業、情報ライブラリーの管理運営等を実施するとともに、啓発講座等を開催する。	6,600 のうち一部事業 3,425の一部事業 (啓発講座等)	同左
大阪府男女共同参画推進本部の総合調整機能の強化 大阪府のあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、大阪府男女共同参画推進本部会議等を開催する。	4	同左

市町村男女共同参画行政所管課長会議の運営 府及び市町村間での連携・協力を進めるため、市町村男女共同参画行政所管課長会議を開催する。	22	同左
市町村ブロック会議の開催 府内を７つの地域に分割し、相談対応力向上を図るため、困難事例への対応検討及び具体的な助言など市町村相談員及び相談事業関係者を対象とした会議を福祉部と連携して実施する。	19,196 のうち 一部事業	○市町村ブロック会議開催：７回
大阪府女性基金の活用 女性基金を活用し、男女共同参画のための様々な施策を展開する。	―	同左

３ 計画の進行管理及び検証・改善

事業名及び令和元年度事業概要	令和元年度予算額（千円）	平成 30 年度事業実績
男女共同参画年次報告作成 府内の男女共同参画の現状及び施策の実施状況等をとりまとめた男女共同参画年次報告を作成する。	―	同左
男女共同参画施策苦情処理制度の運営 大阪府男女共同参画推進条例に基づき、知事に提出された府の男女共同参画施策等についての苦情を第三者的な立場の苦情処理委員が公正・中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる苦情処理制度を運営し、府民の男女共同参画施策等についての苦情に適切かつ迅速に対応する。　苦情処理委員３名　　（大学院教授１名・同准教授１名、弁護士１名）	346	同左
数値目標の状況の公表 府民にわかりやすい指標を設定し、各年の状況を公表する。	―	同左

第２部

大阪府の男女共同参画の推進状況

Ⅰ　基　礎　状　況

大阪府の人口は約 883万9千人で、女性は約 458万3千人で人、男性は約 425万人6千です。65 歳未満では女性約３２４万、男性約３１９万５千人ですが、６５歳以上では女性約１２８万８千人に対し男性約９９万１千人となっています（下記図 1 参照)。
大阪府の外国人の人口は約１５万１千人で、その 53.3%が女性です。(P92 表１参照)
大阪府の世帯数は約３９０万８千世帯で、その５６.２%が核家族世帯、３７.６%が単独世帯です。(P92 図２参照) また、高齢者単独世帯の女性は約３４万３千人、男性は約１７万８千人となっています。(P93 図３参照)
大阪府における女性の有業者数は約 198 万 7 千人、男性は約２４６ 万 7 千人であり、そのうちパート、アルバイト、派遣社員の占める割合は、女性では４割強となっているのに対し、男性では約 1 割となっています。(P93 図４参照)

大阪府の人口

図１　性別・年齢階級別大阪府の人口

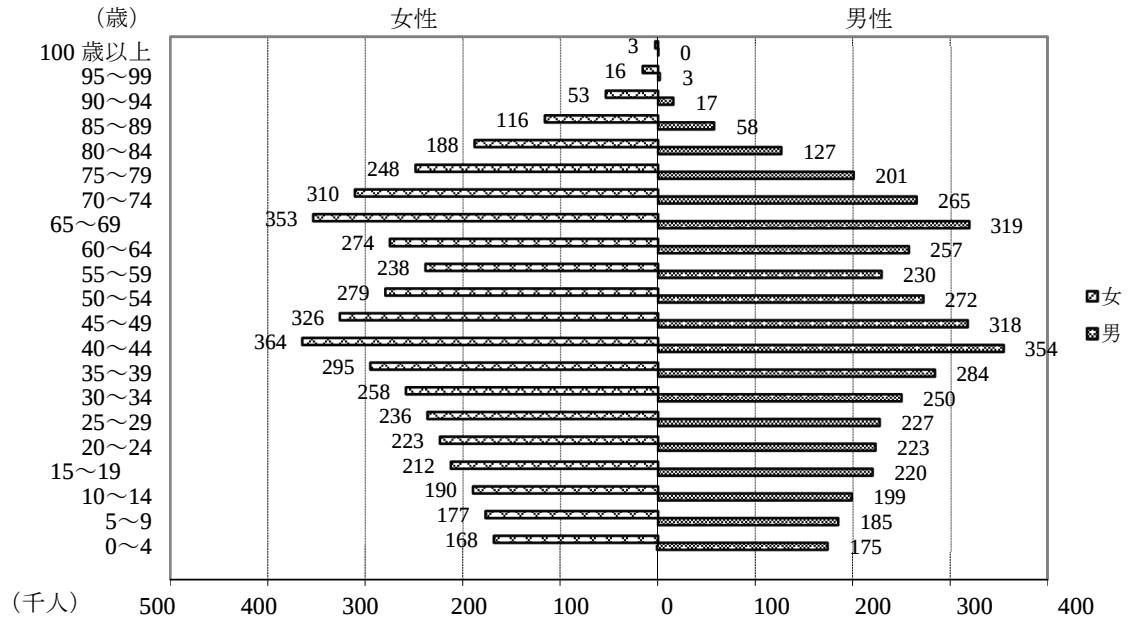

資料出所:総務省「平成 27 年国勢調査　第1次基本集計結果」

外国人の女性

表１　性別・国籍別外国人人口(大阪府)

	女性(人)	男性(人)	計(人)
韓国・朝鮮	40,134	33,219	73,353
中国	19,474	14,388	33,862
フィリピン	3,076	922	3,998
ブラジル	626	758	1,384
アメリカ	542	1,174	1,716
ベトナム	1,591	2,575	4,166
タイ	889	266	1,155
ペルー	324	431	755
インドネシア	372	760	1,132
イギリス	112	426	538
その他	13,121	15,326	28,447
計	80,377 (53.3%)	70,513 (46.7%)	150,890 (100.0%)

資料出所:総務省「平成 27 年国勢調査　第1次基本集計結果」

ひとり親家庭

図２　世帯の家族類型別一般世帯数(大阪府)

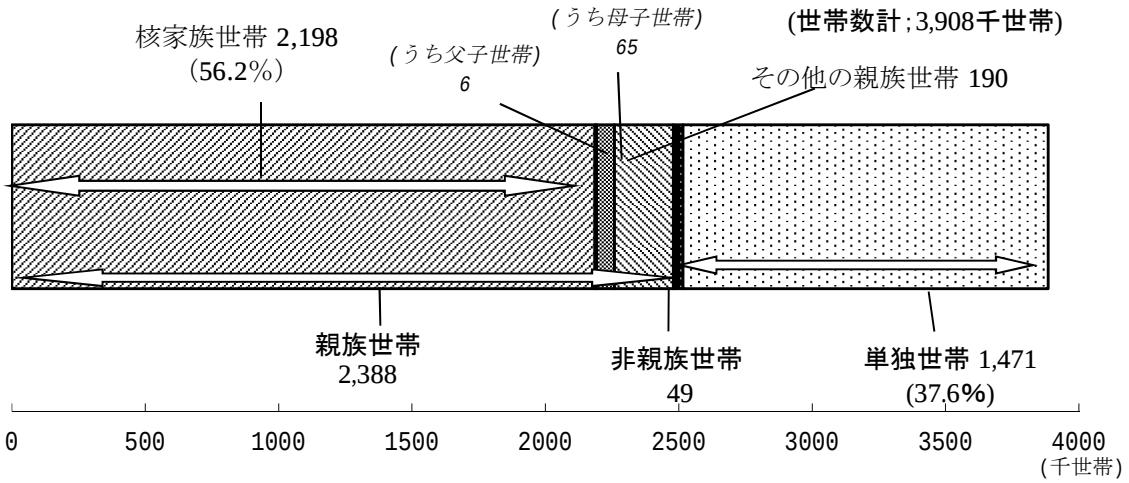

資料出所:総務省「平成 27 年国勢調査　第1次基本集計結果」

注)一般世帯は、親族世帯、非親族世帯、単独世帯に区分される。
親族世帯は、核家族世帯その他の親族世帯に区分される。
母子世帯(父子世帯)とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親(男親)と未婚の 20 歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

女性の労働

図３　　性別、従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府)

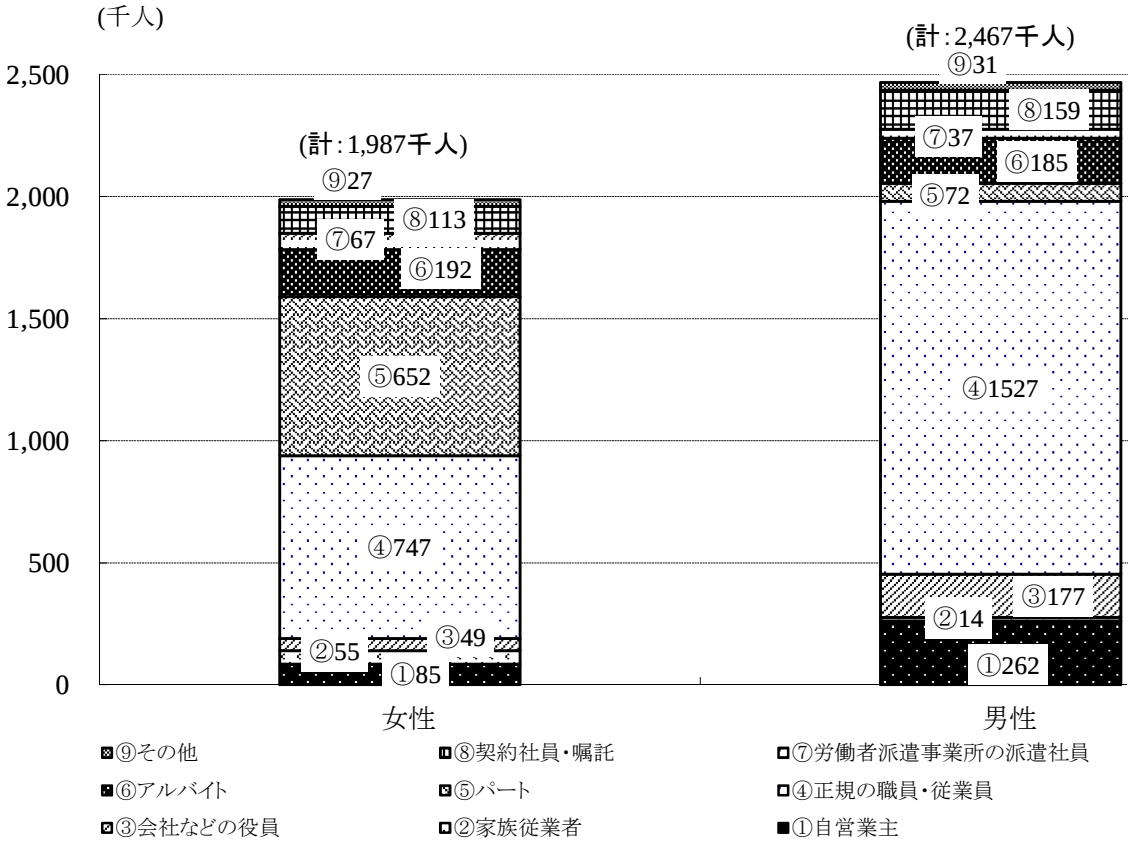

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成29度)

Ⅱ　大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標

指　標　名	
社会参画	○審議会等における女性委員の登用状況の推移（大阪府　国）
	○大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移
	○学校における管理職に占める女性の登用状況の推移（大阪府）
	○地方議会における女性議員の割合の推移（大阪府）
	○女性の管理職比率の推移（大阪府　全国）
	○団体等における女性の登用状況（自治会長に占める女性の割合等）
社会環境	○職場における男女の平等感
	○雇用形態別有業者数
	○年齢階級別女性の潜在的就業率（大阪府）
	○保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移（大阪府）
	○育児休業取得率（大阪府　全国）
	○年次有給休暇の取得率（大阪府　全国）
	○性別・年齢階級別平均週間就業時間（大阪府）
	○６歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間
	○男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと
	○府内大学の理工系学部（※理学、工学分野）の女子学生の割合
府民意識	○男女平等の現状認識（社会全体）（社会通念・慣習・しきたり）
	○女性の働き方について（大阪府）

社 会 参 画

審議会等における女性委員の登用状況の推移（大阪府　全国）

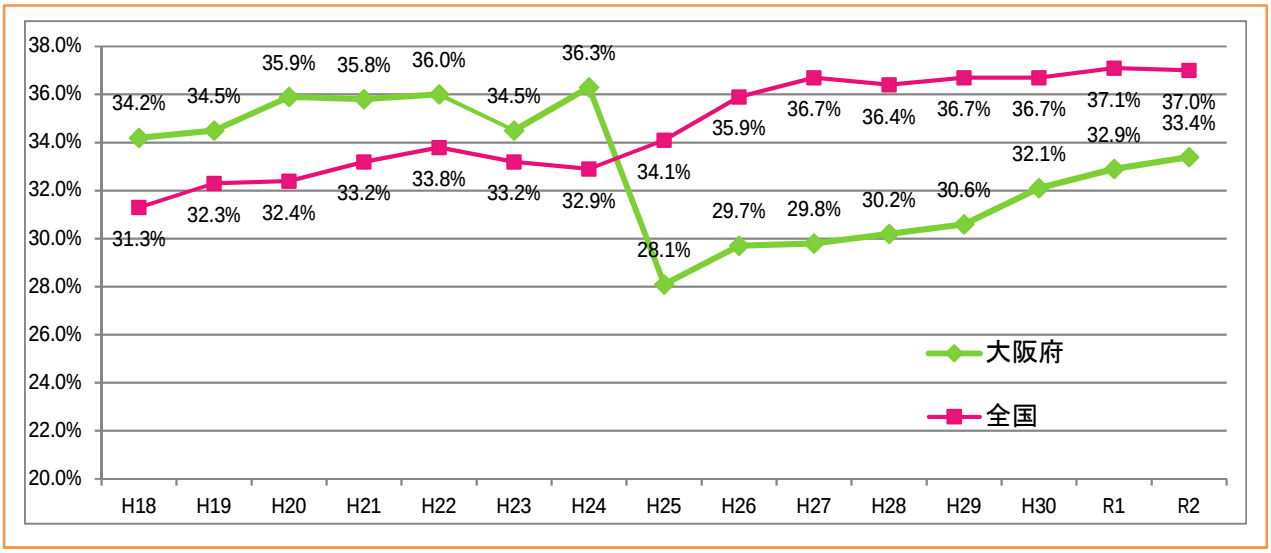

資料出所：大阪府男女参画・府民協働課調べ(大阪府　各年４月１日現在)

（注）大阪府附属機関条例の改正（H24.11）により、審議会数が大幅に増加し、これまで算定の対象外で女性委員登用を意識していなかった会議が対象となったため

大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移

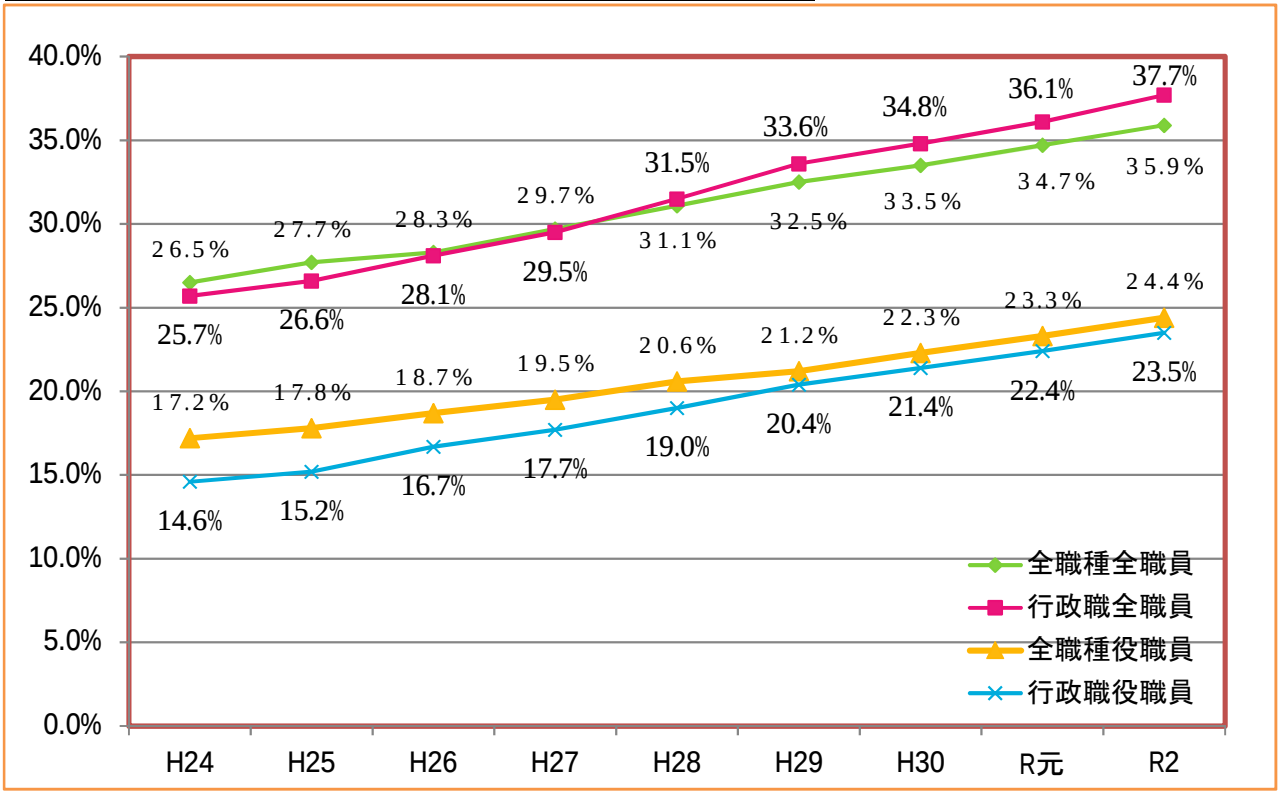

資料出所：大阪府人事局調べ(各年５月１日現在)

(注)役職者は、主査(係長)級以上の職。なお、H26 までは知事部局、H27 は一般行政部門（学校・警察を除く、知事部局・議会事務局・行政委員会事務局）の比率。

学校における管理職に占める女性の登用状況(大阪府)

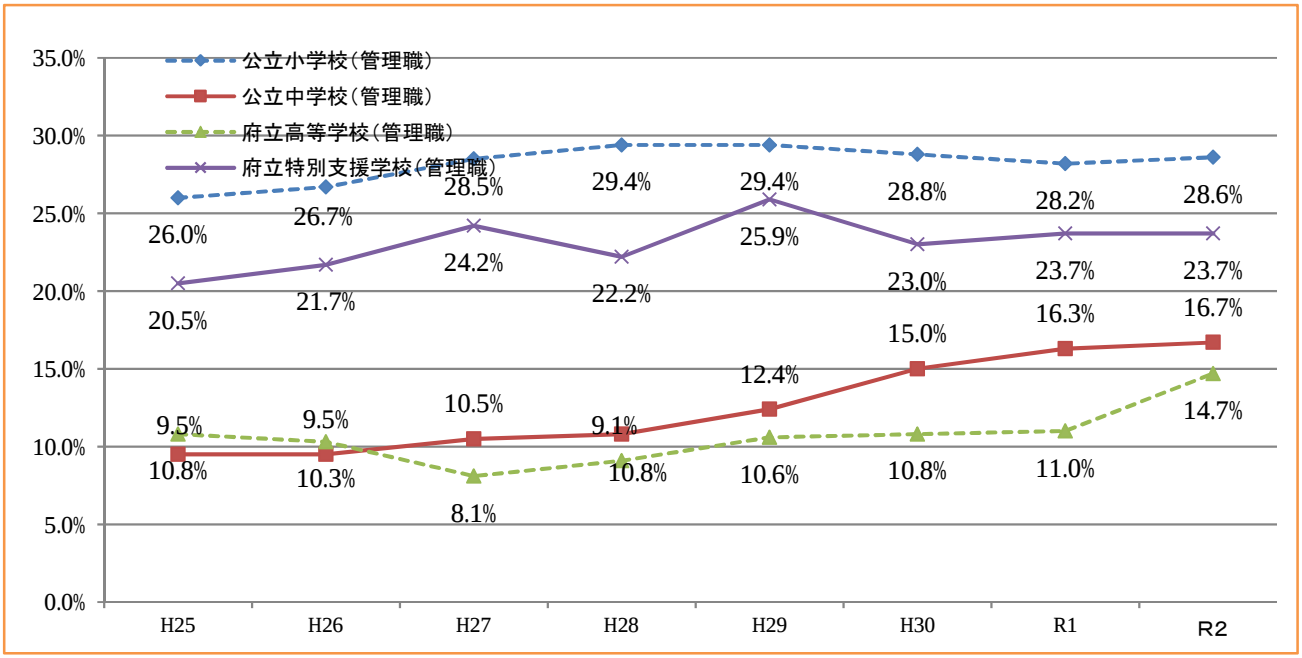

資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(令和元２年度)
(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。 管理職とは、校長と教頭の計
(参考) 公立小学校(大阪市立、堺市立を含む) 教諭 63.3% 管理職 25.2%
公立中学校(大阪市立、堺市立を含む) 教諭 46.8% 管理職 13.9%
公立高等学校(市立を含む) 教諭 36.2% 管理職 10.2%
公立特別支援学校(市立を含む) 教諭 58.7% 管理職 24.1%

地方議会における女性議員の割合の推移（大阪府）

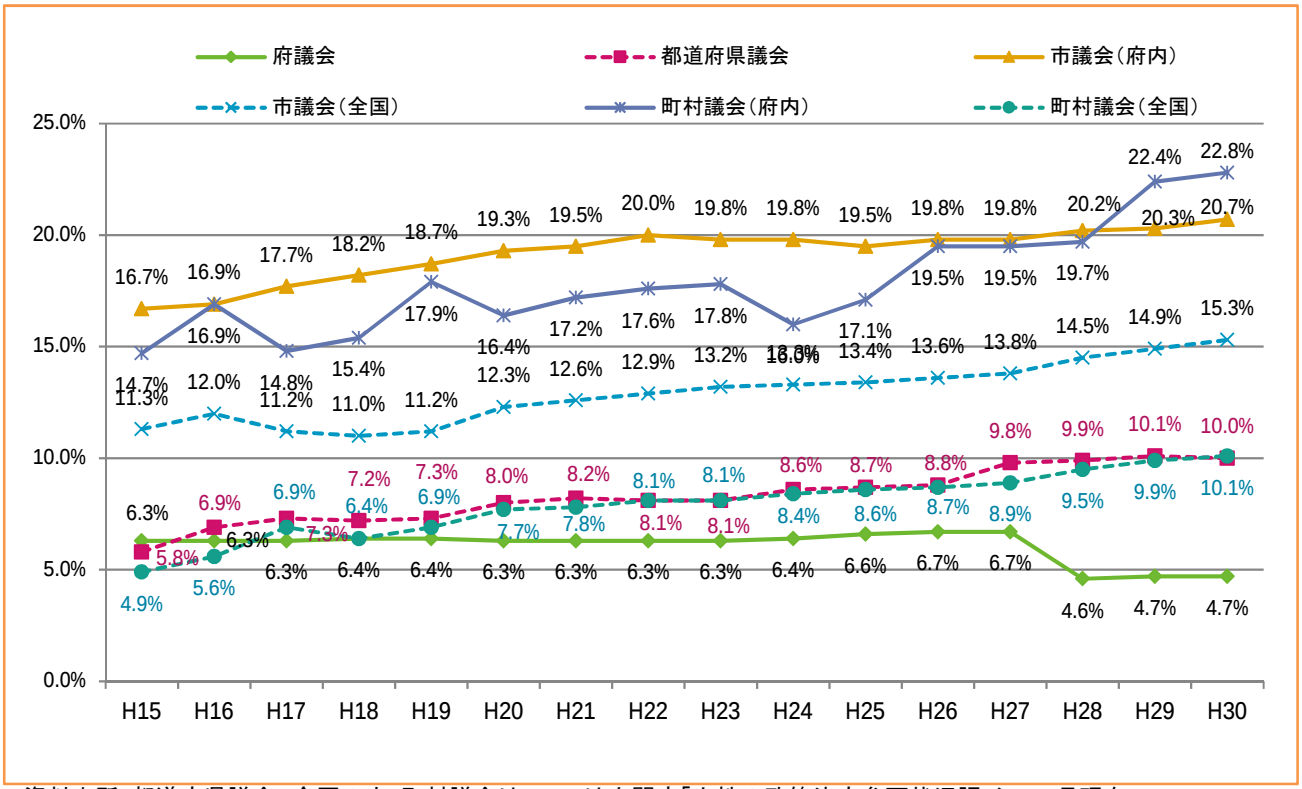

資料出所：都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13 は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」(12 月現在)、
H14 から H26 は総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」
H27 からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

女性の管理職比率の推移（大阪府　全国）※基本的な指標

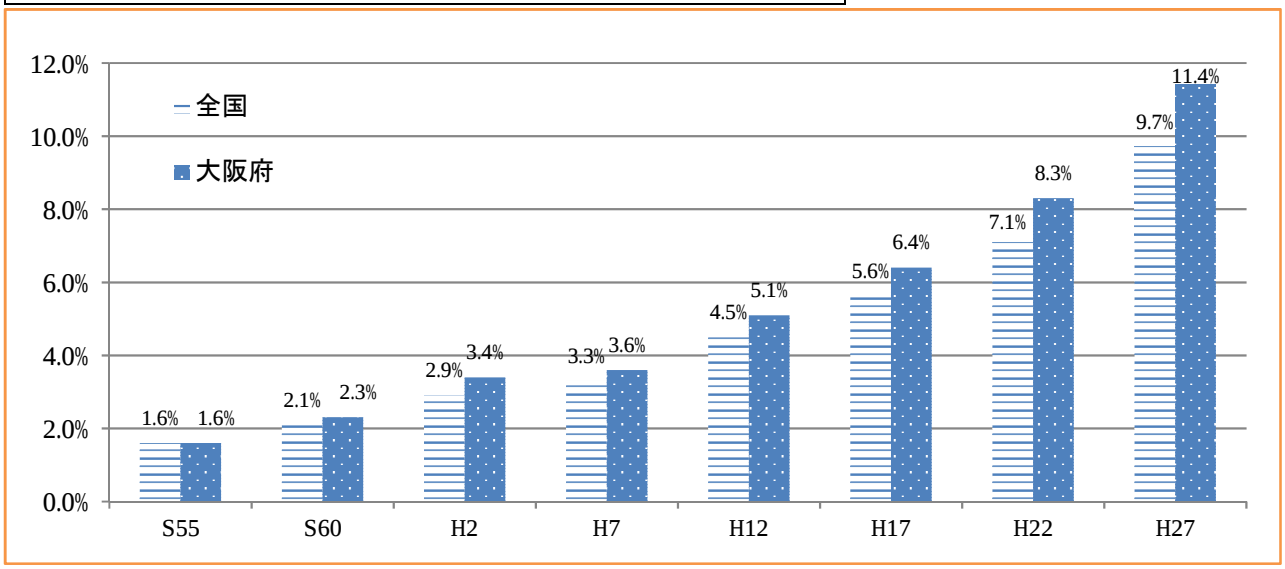

資料出所：総務省「平成 27 年　国勢調査」※男女雇用者（役員を除く）のうち、「管理的職業従事者」に女性が占める割合としている。

団体等における女性の登用状況（自治会長に占める女性の割合等）※基本的な指標

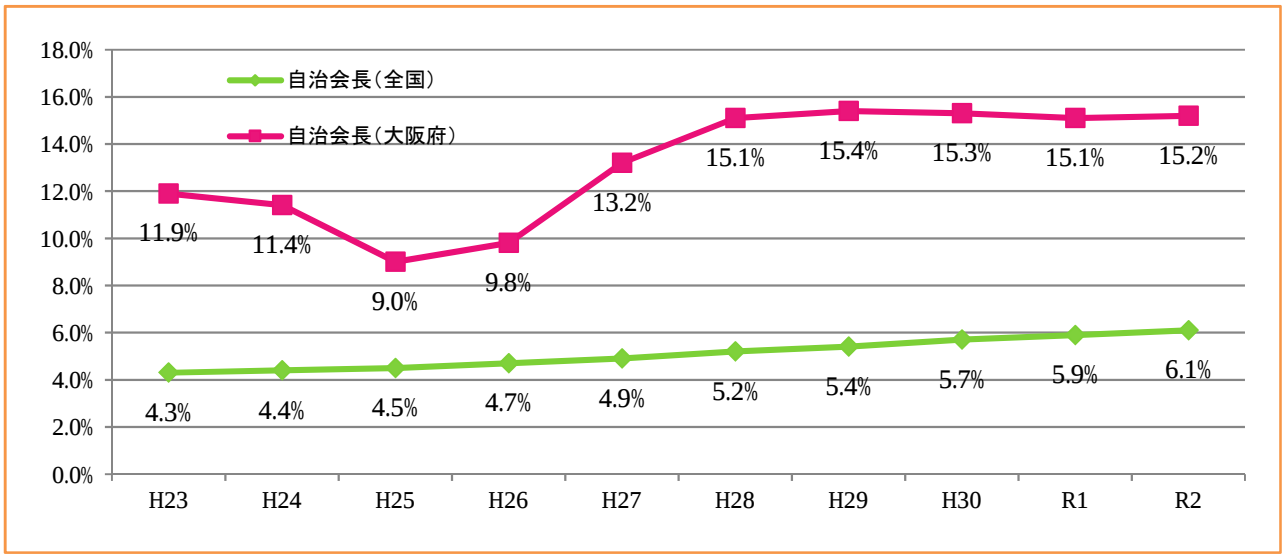

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和 3 年 1 月)

社 会 環 境

職場における男女の平等感(大阪府)

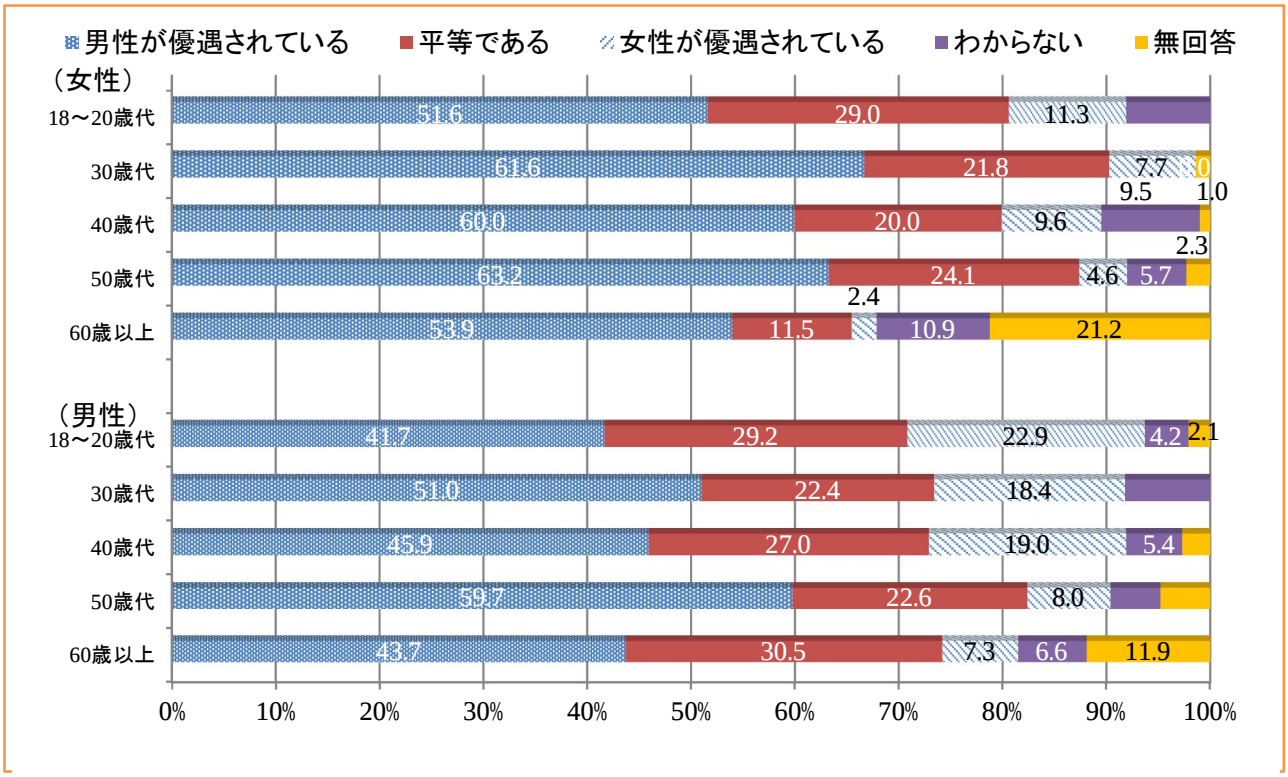

資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府)

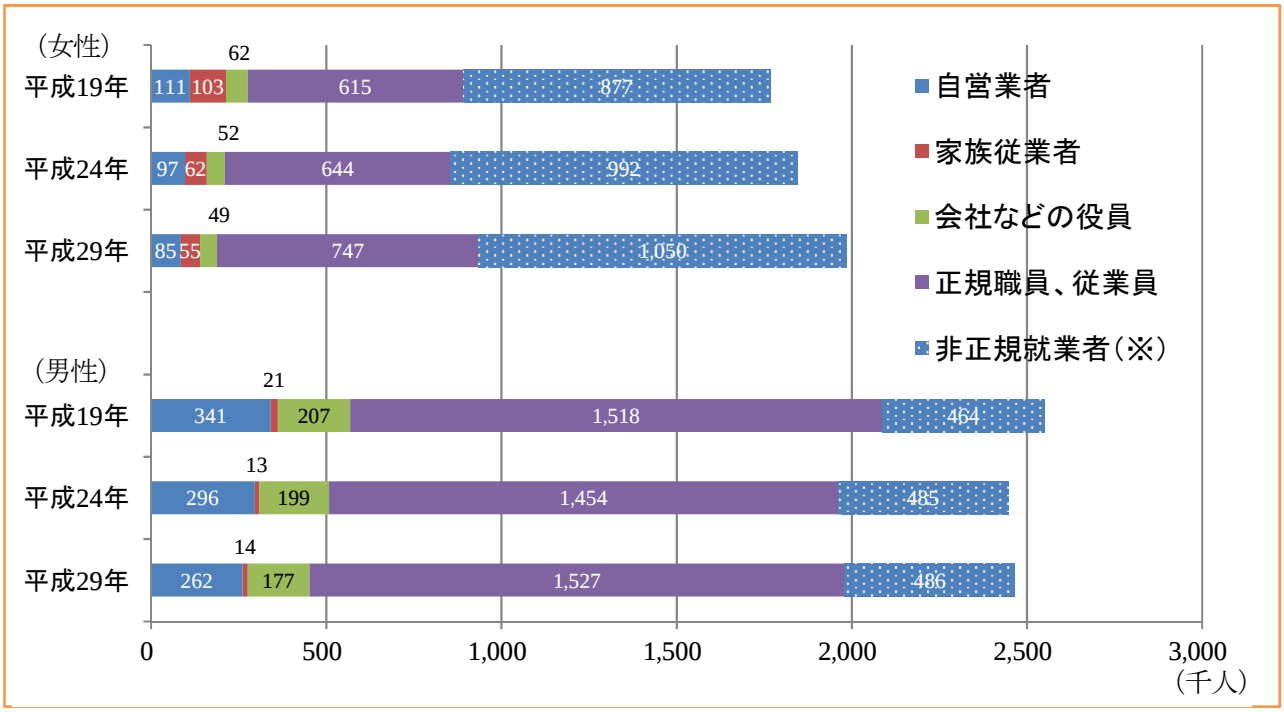

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

(＊)非正規就業者は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他の合計

年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府)

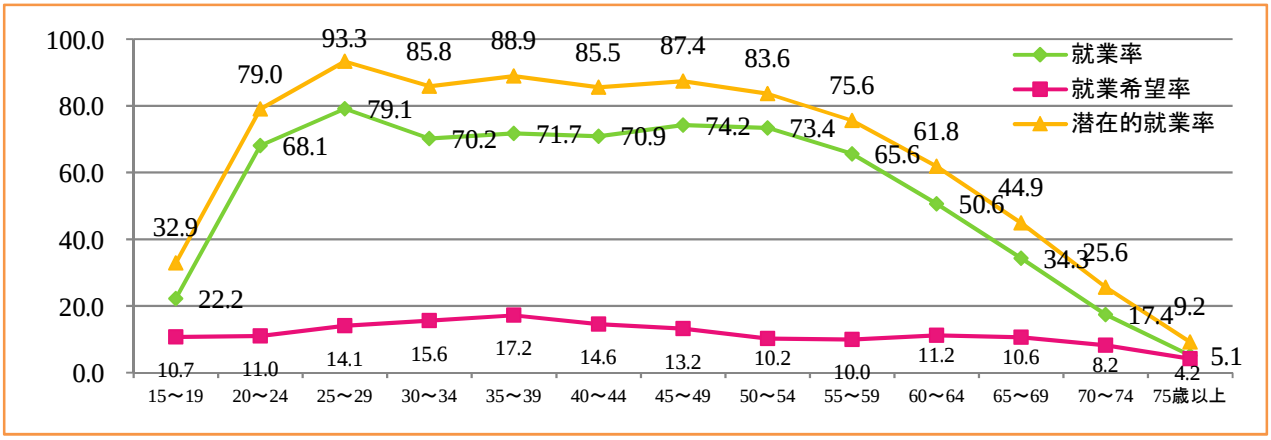

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成 29 年)
(注)潜在的就業率＝(就業者数(年齢階級別)＋就業希望者数(年齢階級別))／15 歳以上人口(年齢階級別)

保育所等定員、利用児童数、待機児童数の推移(大阪府)

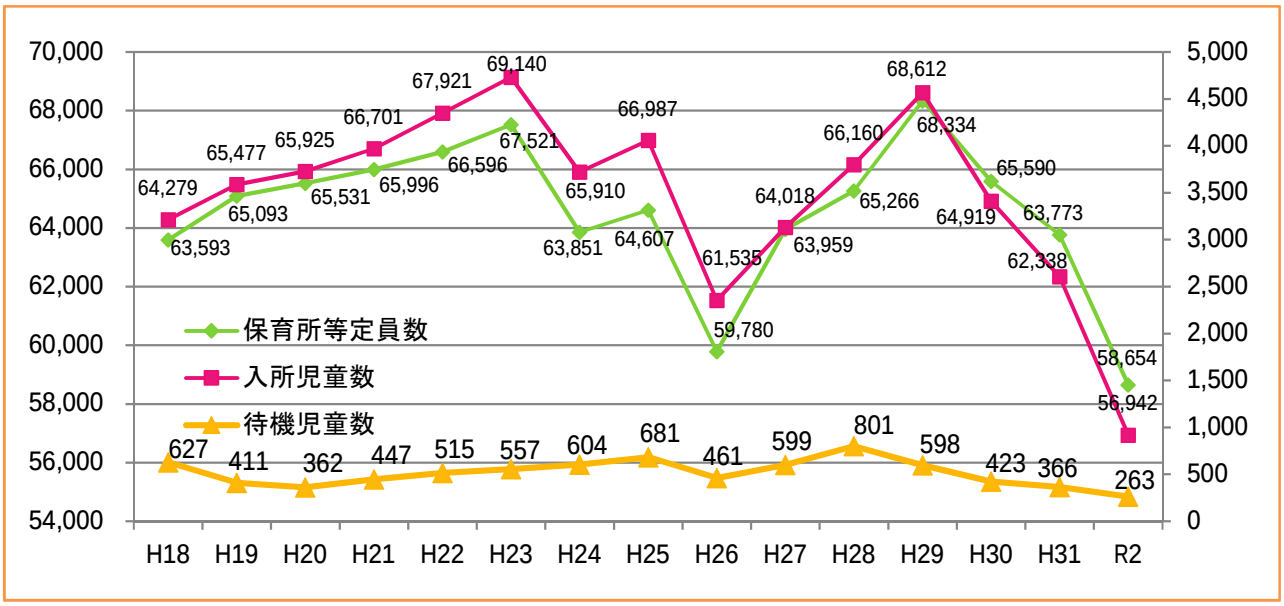

資料出所:大阪府子ども室調べ(各年度4月1日現在)
(注)大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。平成 24 年度以降は豊中市も除く。平成 26 年度以降は枚方市も除く。
平成 30 年度以降は八尾市も除く。平成 31 年度以降は寝屋川市も除く。令和2年度以降は吹田市も除く。

育児休業を取得している人の割合

	大阪府		全　国	
(常用労働者30人以上規模)	女性(%)	男性(%)	女性(%)	男性(%)
平成25年	83．8	1．9	91．1	2．02
平成27年	—	—	91．1	2．30
平成28年	—	—	91．1	3．39
平成29年	—	—	90．9	4．59
平成30年	—	—	86．1	5．65
令和元年	—	—	93．8	7．92

資料出所:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(～H18)、「雇用均等基本調査」(H19～)
大阪府雇用推進室「基本的労働条件調査」(H14)大阪府総合労働事務所「大阪府労働関係調査」(H20・H25)

性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)

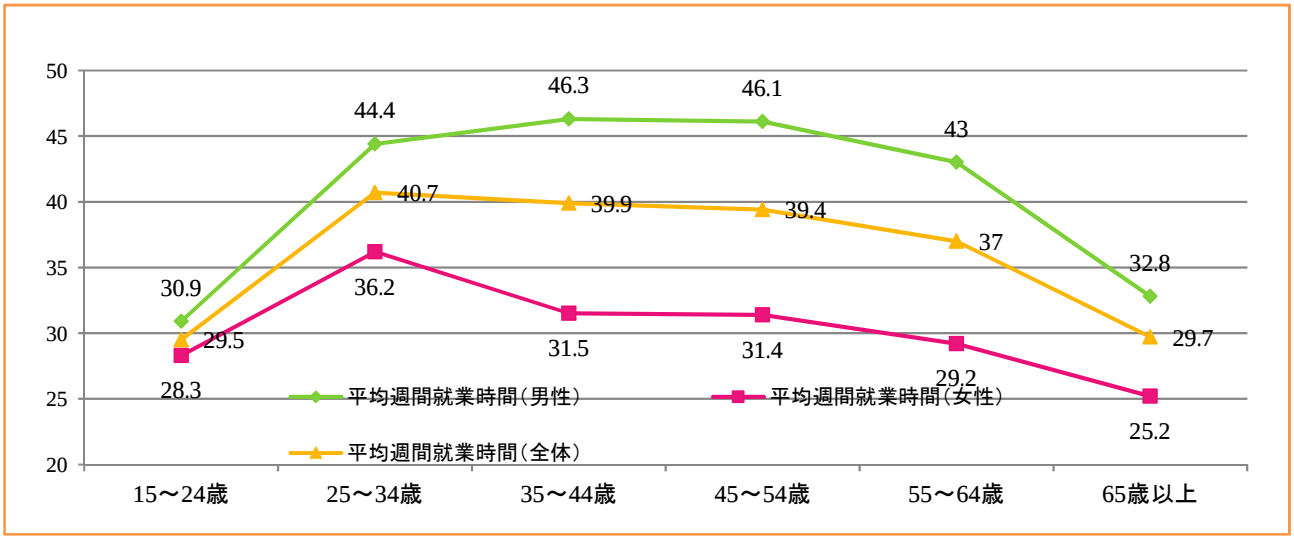

資料出所：大阪府統計課「大阪の就業状況」(令和元年平均)

６歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（１日当たり、国際比較）

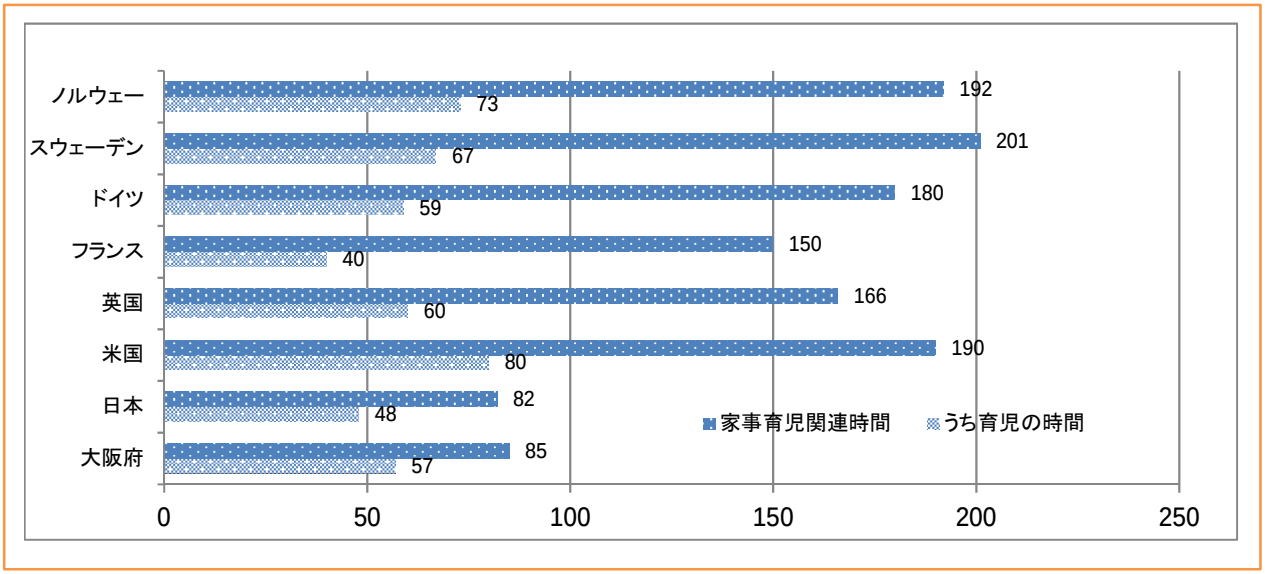

資料出所：内閣府「平成 30 年度版男女共同参画白書」、総務省「平成 28 年社会生活基本調査」

男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと

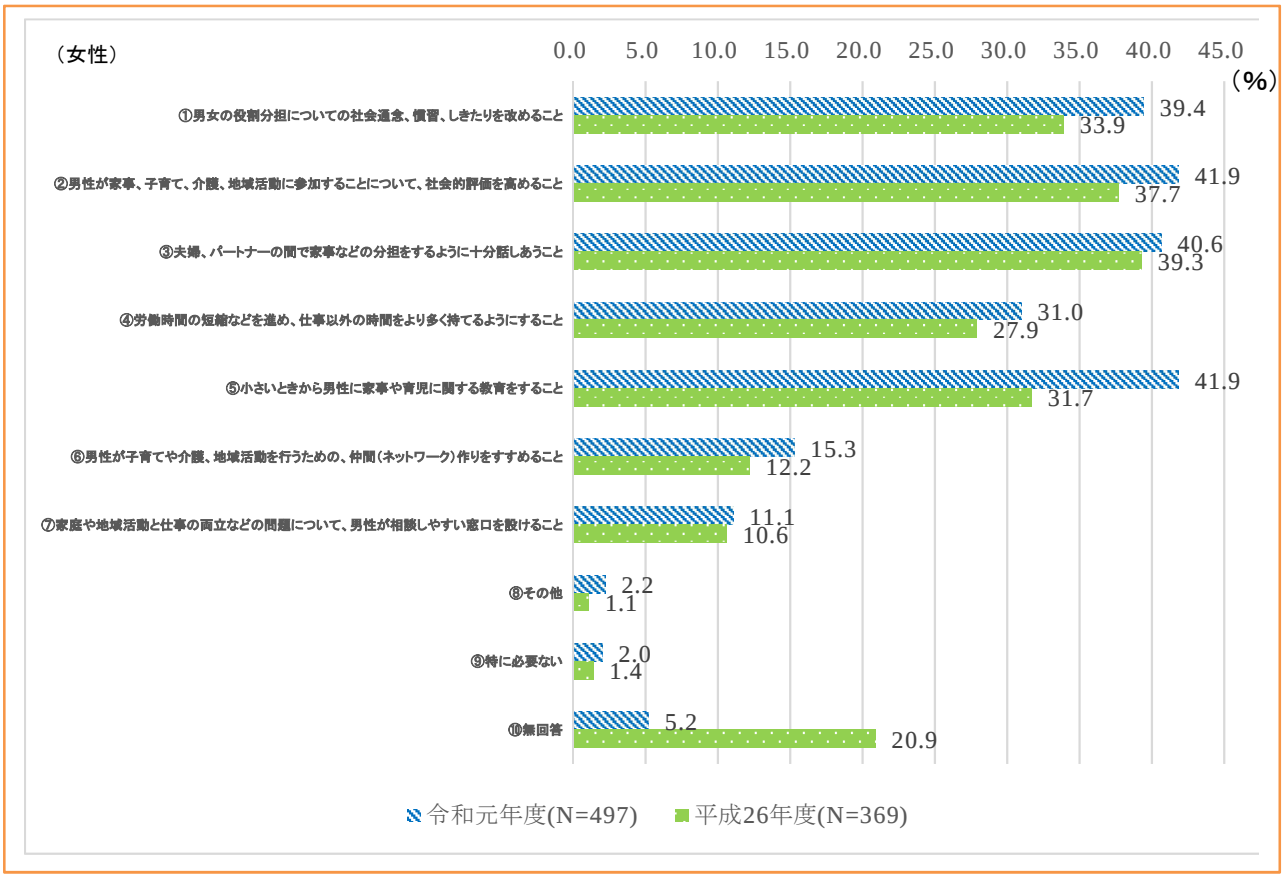

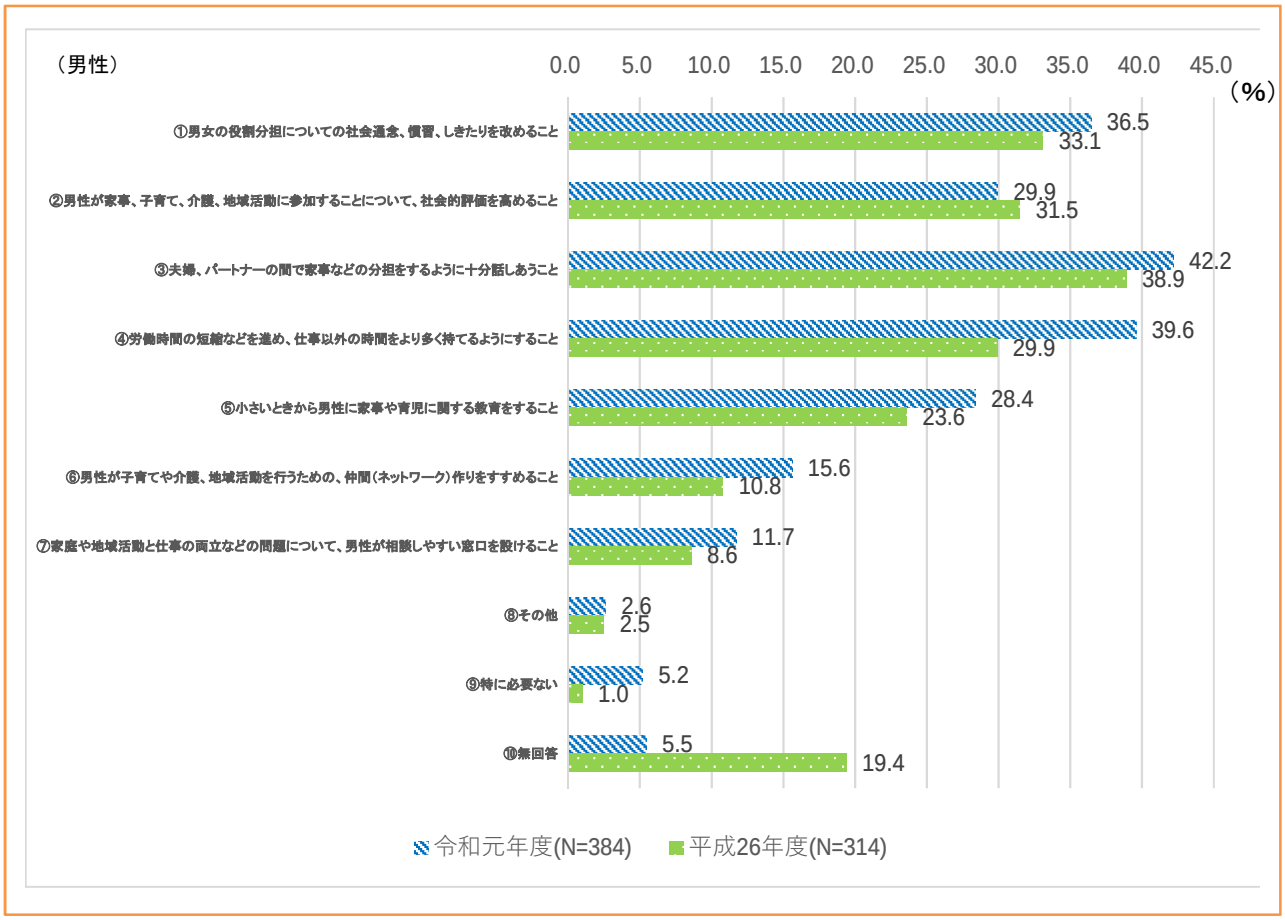

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

大阪府内大学における学部学科別生徒数

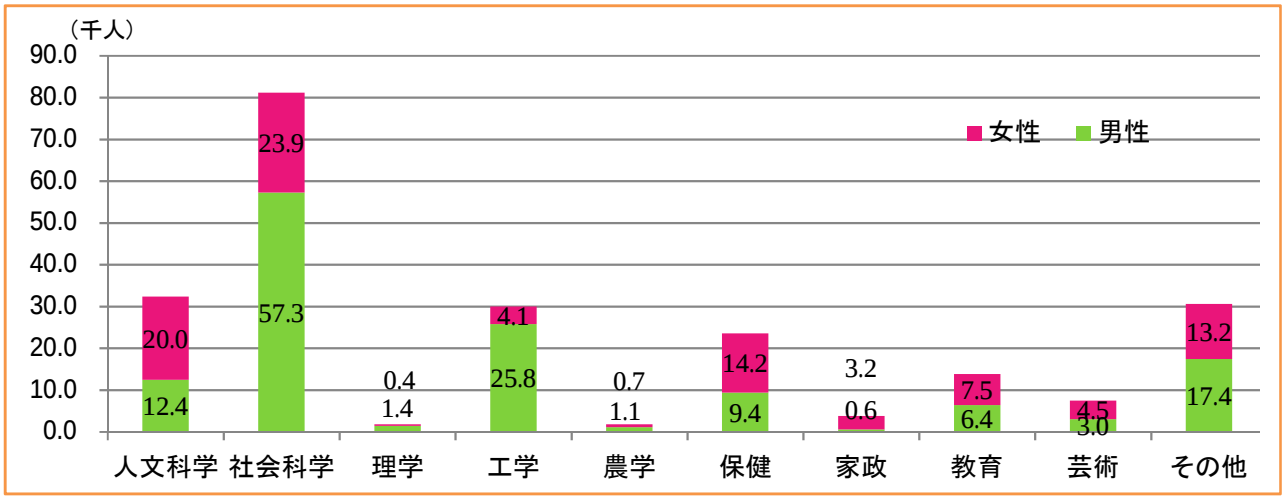

【参考】府内大学の理工系学部（※理学、工学分野）の女子学生数の推移

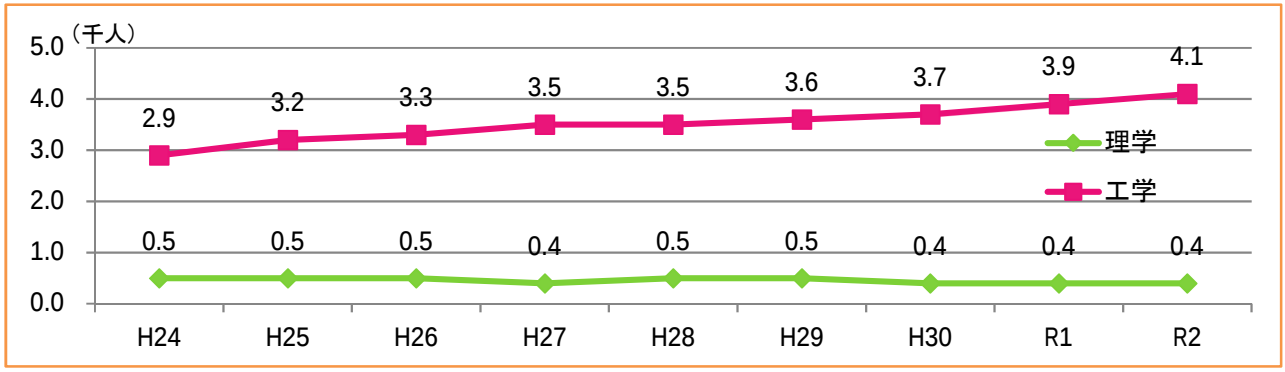

資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」（平成 22～令和2年度）

（注）「その他」は、人間科学部、理工学部（域）（群）、システム理工学部、総合情報学部、国際学部（群）等。
「保健」は、薬学部、医学部、看護学部、保健医療学部、医療保健学部　等

府 民 意 識

男女平等の現状認識（社会全体）（社会通念・慣習・しきたり）

問　次にあげる分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

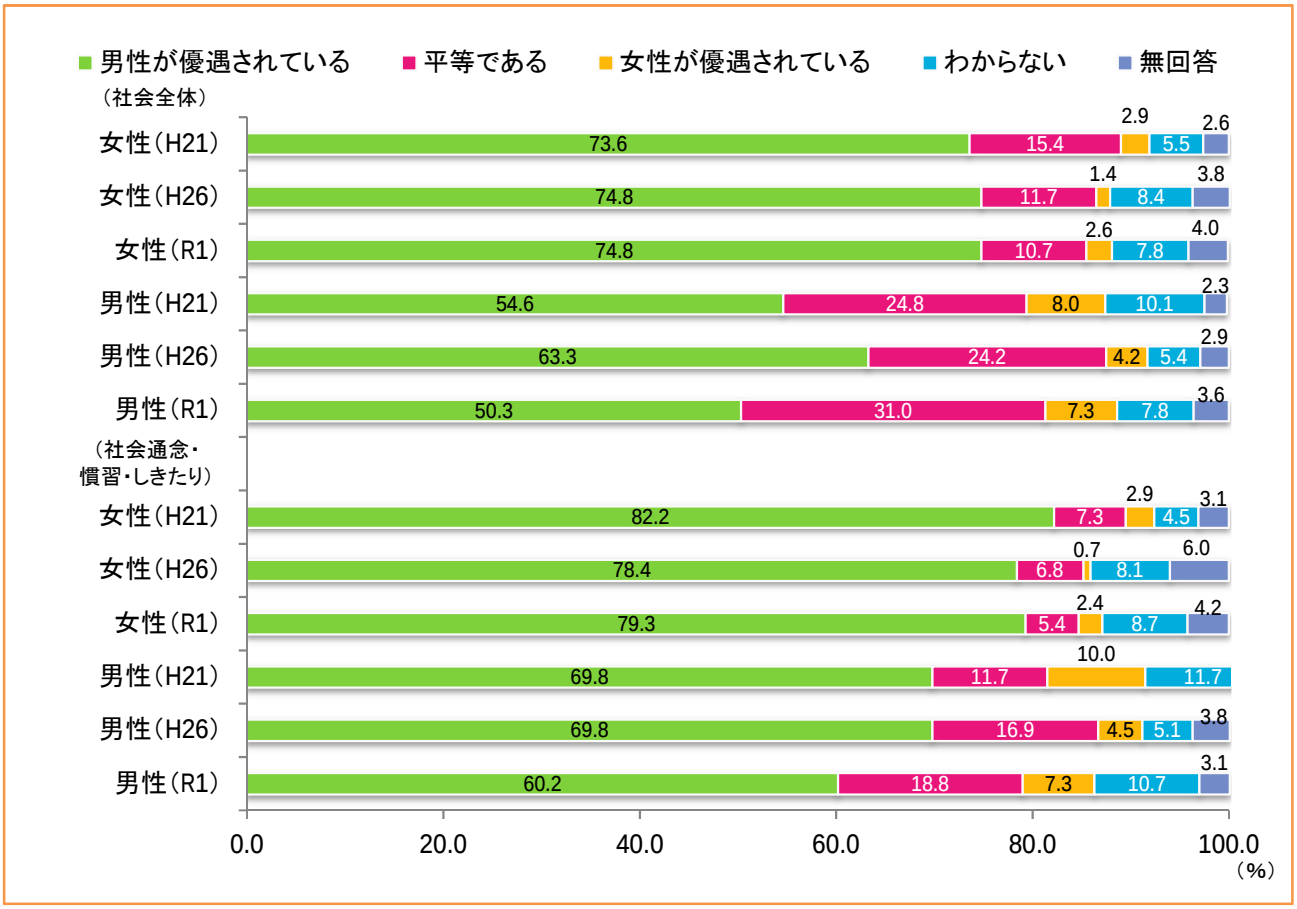

資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査（平成 21･26、令和元年度）
「男性が優遇されている」の割合については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計
「女性が優遇されている」の割合については、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計

女性の働き方について

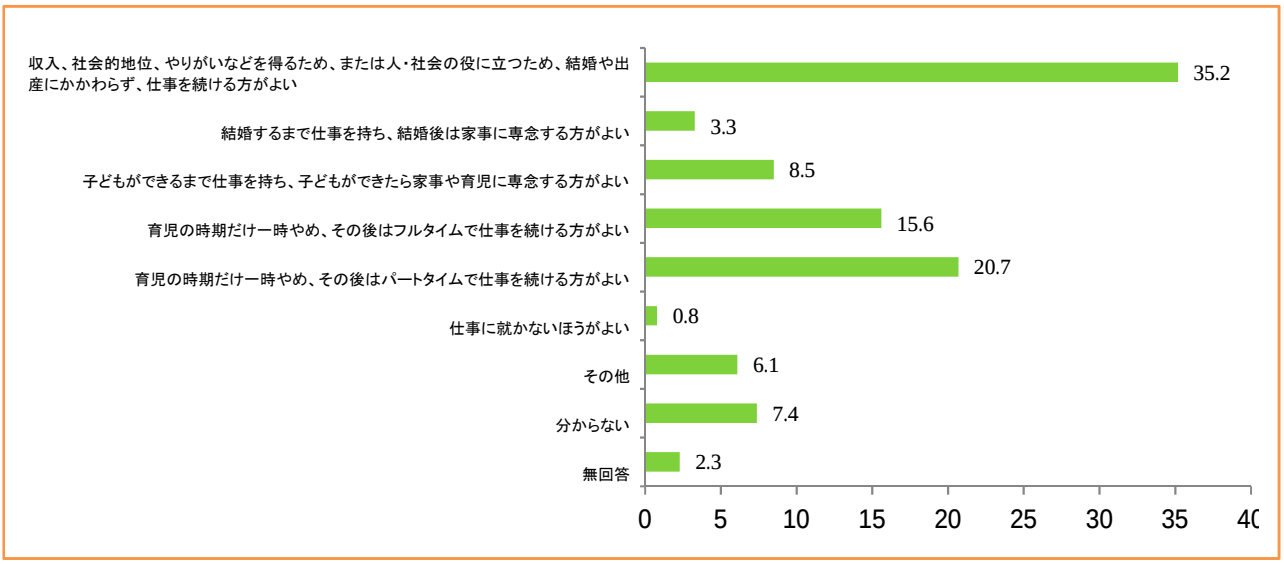

資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査（令和元年度）

数値目標一覧（アウトカム）：おおさか男女共同参画プラン（2016～2020）より

項目		数値目標	現状値	目標値（H32年度）	参考・比較指標、備考
1	(1)	社会での女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合	77.2% （R1年度）	90%	－
		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の周知度	60.5% （R1年度） 内容を知っている：32.6% 聞いたことはある：27.9%	70%	43.1% （見聞きしたことがある） （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
		女性の就業率	年平均 51.0% (R1年度)	全国平均を上回る	全国平均52.2% (R1年) 労働力調査
		男性の育児休業取得者の割合	3.6% （H30年度） ※市町村ニーズ調査による参考数値	全国平均を上回る	全国平均：5.65% （H30年度） 雇用均等基本調査
		6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	85分／日 （H28年）	全国平均を上回る	全国平均：82分／日 （H28年度社会生活基本調査）
1	(2)	社会で女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合〔再掲〕	77.2% （R1年度）	90%	－
		審議会等における女性委員の登用率	33.4% （R2年度）	40%以上 60%未満	「第4次男女共同参画基本計画」 「平成30年版男女共同参画白書」 40%以上60%以下（H32年） 国の現状値：37.4%（H29年）
		大阪府（知事部局等）職員の課長級以上に占める女性職員の割合	11.1% （R2年度）	10%以上	「大阪府特定事業主行動計画」より
		大阪府（知事部局等）職員の主査級以上に占める女性職員の割合	24.4% （R2年度）	25%以上	
		大阪府（公立学校）教職員の教頭以上に占める女性教員の割合	21.9% （R2年度）	25%以上	「公立学校における特定事業主行動計画」より
		管理的職業従事者※1に占める女性の割合	11.4% (H27年度）	11%	全国平均9.7%（H27年度国勢調査）
		自治会長に占める女性の割合	15.2% （H31年度）	15%	全国平均6.1% (地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)
1	(3)	府内市町村における「市町村推進計画」の策定数	31市町村 （H30年度末）	全市町村	「第4次男女共同参画基本計画」 市区：100%、町村：70%
		男女ともに働き続けやすいまちだと思う府民の割合	55.0% （R1年度）	60%	－
		女性の就業率〔再掲〕	年平均 51.0% (R1年度)	全国平均を上回る	全国平均52.2% (R1年) 労働力調査
		大阪府（知事部局等）男性職員の育児参加休暇取得率〔再掲〕	67.4% (R1年度)	70%以上	「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より
		大阪府（知事部局等）職員の一人当たり年次休暇の平均取得日数〔再掲〕	12日0時間 （R1年）	14日以上 （H32年）	
		大阪府（知事部局等）職員の課長級以上に占める女性職員の割合〔再掲〕	11.1% （R2年度）	10%以上	
		大阪府（知事部局等）職員の主査級以上に占める女性職員の割合〔再掲〕	24.4% （R2年度）	25%以上	大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より 「第5次男女共同参画基本計画」 （都道府県係長相当職）30% （R7年度末）
		大阪府（府立学校）男性教職員の育児参加休暇取得率〔再掲〕	50.6% （R1年度）	70%以上	「公立学校における特定事業主行動計画」より
		大阪府（府立学校）教職員一人当たり年次休暇の取得日数 〔再掲〕	15日3時間 （R1年度）	14日以上を維持し更なる上積み	「公立学校における特定事業主行動計画」より
		大阪府（公立学校）女性教員の教頭以上に占める女性教員の割合〔再掲〕	21.9% （R2年度）	25%以上	「公立学校における特定事業主行動計画」より
		大阪府（警察本部）警察官の定員に占める女性警察官の割合	10.8% （R2年4月）	10% （H30年度。以後、10%以上を維持）	「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」より
		大阪府（警察本部）警察職員一人当たり年次休暇の取得日数〔再掲〕	9.2日 (R1年)	10日以上 （H32年末）	
		管理的職業従事者に占める女性の割合〔再掲〕	11.4% (H27年度）	11%	全国平均9.7%（H27年度国勢調査）
2	(1)	健康寿命（日常生活に制限のない期間）の平均	男性71.50年 女性74.46年 （H28年）	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 （H29年度）	「厚生労働科学研究報告書」 男性：72.14年 女性：74.49年 （H28年全国平均）

数値目標一覧（アウトカム）：おおさか男女共同参画プラン（2016～2020）より

項目		数値目標	現状値	目標値（H32年度）	参考・比較指標、備考
		自殺死亡者数	1,231人 （R1年度）	府内の自殺者数の減少傾向の維持	1,275人 （H30年度）
2	(1)	妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.7% （R1年度）	100%	92.6% （H28全国平均）
		乳がん検診受診率	41.9% （R1年）	40% （H29年度）	47.4% （R1年全国） 【現状値】 「2019年国民生活基礎調査」より 【目標値】 「第2期大阪府がん対策推進計画（平成25年3月）」より
		子宮がん検診受診率	39.8% （R1年）	35% （H29年度）	43.7% （R1年全国） 【現状値】 「2019年国民生活基礎調査」より 【目標値】 「第2期大阪府がん対策推進計画（平成25年3月）」より
2	(2)	配偶者・パートナー間における「平手で打つ」を暴力として認識する府民の割合	77.8% （R1年度）	80%	72.4% （H30年3月） 男女間における暴力に関する調査
		配偶者・パートナー間において「友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、付き合いを制限したりする」を暴力として認識する府民の割合	63.8% （R1年度）	70%	55.2% （H30年3月） 男女間における暴力に関する調査
		配偶者暴力相談支援センターの周知度	20.0% （R1年度） 【参考】警察を含めた相談窓口の周知度 50.7%	内閣府調査値を上回る	（H27年3月） 男女間における暴力に関する調査 【参考】警察を含めた相談窓口の周知度 71.6% （H29年3月）
2	(3)	女性の就業率〔再掲〕	年平均 51.0% (R1年度)	全国平均を上回る	全国平均52.2% (R1年) 労働力調査
		若者（15～34歳）の就業率	年平均66.7% (R1年度)	全国平均を上回る	全国平均67.0% (R1年) 労働力調査
3	(1)	男女共同参画社会の周知度	64.5% （R1年度） 内容を知っている：20.9% 聞いたことはある：43.6%	100%	64.3% （見聞きしたことがある） （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
		「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する府民の割合	64.8% （R1年度）	60%	59.8% （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
3	(2)	男女共同参画社会の周知度〔再掲〕	64.5% （R1年度） 内容を知っている：20.9% 聞いたことはある：43.6%	100%	64.3% （見聞きしたことがある） （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
		「女子差別撤廃条約」の周知度	46.3% （R1年度） 内容を知っている：8.5% 聞いたことはある：37.8%	70%	34.7% （見聞きしたことがある） （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
		「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する府民の割合（再掲）	64.8% （R1年度）	60%	59.8% （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査
		男性の子育てへの参画が以前より進んだと思う府民の割合	70.1% （R1年度）	80%	―
		男性の介護への参画が以前より進んだと思う府民の割合	46.6% （R1年度）	50%	―
		出産結婚にかかわらず仕事を継続すると回答する女性の割合	37.0% （R1年度）	30%	―
3	(3)	地域活動が以前より活発化していると思う府民の割合	22.0% （R1年度）	50%	―
		自治会長に占める女性の割合（再掲）	15.2% （H31年度）	15%	全国平均6.1% (地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)
3	(4)	「女子差別撤廃条約」の周知度（再掲）	46.3% （R1年度） 内容を知っている：8.5% 聞いたことはある：37.8%	70%	34.7% （見聞きしたことがある） （令和元年度） 男女共同参画社会に関する世論調査

※1　管理的職業従事者・・・事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

数値目標一覧（アウトプット）：おおさか男女共同参画プラン（2016～2020）より

項目			数値目標	現状値	目標値（H32年度）	参考・比較指標
1	(1)	①	企業経営者等向け意識啓発セミナーの参加者数	442名 (R1年度)	300名 （毎年度）	－
			「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	504社 (H31年度)	500社	－
			大阪府（知事部局等）男性職員の育児参加休暇取得率	67.4% (R1年度)	70% （H31 年度）	「大阪府における特定事業主行動計画」（前期計画）より
			大阪府（府立学校）男性教職員の育児参加休暇取得率	50.6% （R1年度）	70%以上 （H31年度）	「公立学校における特定事業主行動計画」より
			大阪府（知事部局等）職員の一人当たり年次休暇の平均取得日数	12日0時間 （R1年）	14日以上 （H32年）	「大阪府における特定事業主行動計画」（前期計画）より
			大阪府（府立学校）教職員の一人当たり年次休暇の取得日数	15日3時間 （R1年度）	14日以上を維持し 更なる上積み	「公立学校における特定事業主行動計画」より
			大阪府（警察本部）警察職員の一人当たり年次休暇の取得日数	9.2日 (R1年)	10日以上 （H32 年）	「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」より
1	(1)	②	認定こども園数	707か所 （R2.4.1）	821か所 （H32.4.1）	「大阪府子ども総合計画」より
			放課後児童健全育成事業における登録児童数	69,647人 （R1.5）	65,762人 （H31年度）	現状値：「実施状況調査」（厚生労働省）より 目　標：「大阪府子ども総合計画」より
			放課後子ども教室の実施数	全小学校区 100%（R1）	全小学校区 100%（H29）	60.3%（全国平均値　H29） 文部科学省「放課後子供教室実施状況調査」
			地域子育て支援拠点事業の実施か所数	444か所 （R元年3月）	522か所 （H31年度）	「大阪府子ども総合計画」より
			子育てに必要な情報の提供や相談等を行う利用者支援事業実施か所数	84か所 （母子保健型を含めると140か所） （R元年度補助実績）	113か所 （H31年度）	「大阪府子ども総合計画」より
1	(1)	③	OSAKAしごとフィールドにおけるママコーナーの就職決定者	926人 （H28～R1年度計）	1,000人 （H28～R2年度計）	－
			女性有資格者等復帰訓練（Lフェニックス拡充訓練）の実施者数（H29年度で事業終了）	373人 （H27～29年度）	360 人 （H27～29 年度）	－
			人材情報データベースの登録者数	858人 （H31年度）	1,200人 （H32年度）	－
1	(1)	④	メンタルヘルス推進担当者養成研修受講者数	139人 （R1年度）	400人	－
			自殺対策にかかる相談窓口従事者・関係者研修	2,859人 （R1年度）	研修を着実に実施	－
1	(2)	①	人材情報データベースへの登録者数［再掲］	858人 （H31年度）	1,200人	－
			府における10名以上の所属への女性職員配置率	97.1% （R2年度）	100%	－
			企業経営者等向け意識啓発セミナーの参加者数［再掲］	442名 (R1年度)	300名 （毎年度）	－
			自治会長に占める女性の割合	15.2% （H31年度）	15%	全国平均6.1% (地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)
1	(2)	②	人材情報データベースへの登録者数［再掲］	858人 （H31年度）	1,200人	－
1	(3)	①	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定市町村数	33市町村 （H31年度末）	43市町村	国目標：市区100% ：町村70%
			大阪府（知事部局等）男性職員の育児参加休暇取得率［再掲］	67.4% (R1年度)	70%以上	「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より
			大阪府（知事部局等）職員の一人当たり年次休暇の平均取得日数［再掲］	12日0時間 （R1年）	14日以上 （H32年）	
			大阪府（知事部局等）職員の課長級以上に占める女性職員の割合	11.1% （R2年度）	10%以上	

数値目標一覧（アウトプット）：おおさか男女共同参画プラン（2016～2020）より

項目			数値目標	現状値	目標値（H32年度）	参考・比較指標
1	(3)	①	大阪府（知事部局等）職員の主査級以上に占める女性職員の割合	24.4% （R2年度）	25%以上	「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より
			大阪府（府立学校）男性教職員の育児参加休暇取得率［再掲］	50.6% （R1年度）	70%以上	「公立学校における特定事業主行動計画」より
			大阪府（府立学校）教職員の一人当たり年次休暇の取得日数［再掲］	15日3時間 （R1年度）	14日以上を維持し更なる上積み	
			大阪府（公立学校）女性教員の教頭以上に占める女性教員の割合	21.9% （R2年度）	25%以上	
			大阪府（警察本部）警察官の定員に占める女性警察官の割合	10.8% （R2年4月）	10% （H30年度。以後、10%以上を維持）	「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」より
			大阪府（警察本部）警察職員の一人当たり年次休暇の取得日数	9.2日 (R1年)	10日以上 （H32 年）	
1	(3)	②	各種ハラスメントに関する企業向け講座の参加者数	91名 (R1年度)	200名 （毎年度）	－
			労働関係調査における集計事業者数	1,982事業者 (R1年度)	2,400 事業者	－
			新任課長補佐級職員研修、新任課長級職員研修受講者数 （知事部局等職員）	226名 （R1年度）	研修を着実に実施	－
			ハラスメント防止研修受講者数（教職員）	2,805名 (R01年度)	研修を着実に実施	－
2	(1)	①	不妊・不育にまつわる悩み相談	相談電話件数：301 件 面接相談件数：30件 （R1年度）	相談内容に応じた適切な対応を実施	令和元年度大阪府不妊専門相談センター事業報告より
2	(1)	②	「性に関する指導」支援研修会の開催数	1回開催 （R01年度）	2 回開催	－
			こころの健康相談事業における相談	相談件数：24,951件 訪問指導件数：2,694件 （R1年度）	相談内容に応じた適切な対応を実施	大阪府保健所精神保健福祉業務報告より
2	(1)	③	小児救急電話相談事業における相談	相談件数：60,929件 （R1年度）	相談内容に応じた適切な対応を実施	平成31年小児救急電話相談事業実績報告書より
2	(1)	④	総合型地域スポーツクラブ活動促進事業におけるクラブ数	65クラブ (令和元年度)	クラブ数の増加	－
			大阪マラソン参加者数	32,989人 （令和元年度）	3万人規模 （毎年度）	－
2	(1)	⑤	成人（男性）の喫煙率	29.1% （R1年度）	20%以下 （H29年度）	「令和元年国民生活基礎調査」より
			成人（女性）の喫煙率	10.4% （R1年度）	5%以下 （H29年度）	「令和元年国民生活基礎調査」より
			薬物乱用防止のための講習会、啓発キャンペーンの実施	講習会：405か所 啓発ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ：85か所 （令和元年度）	現状の取組を継続的に実施	－
2	(2)	①	パープルリボンキャンペーンの実施市町村数	全市町村 （R1年度）	全市町村	－
			DV被害者の地域支援者の養成講座の参加者数	のべ332名 （R1年度）	現状の取組を継続的に実施（H32年度）	－
2	(2)	②	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定市町村数	43市町村 （R2年度）	H28年度：35市町村 H32年度：43市町村	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」より
			市町村における配偶者暴力相談支援センター数	6か所 （R1年度）	10か所	－
2	(3)	①	市町村における総合相談の実施 （人権相談・就労支援相談・進路選択相談・生活相談）	相談件数：43,631件 （令和元年度）	相談内容に応じた適切な対応を実施	－
2	(3)	②	就業支援講習会受講者の就業率	93.6% (R元年度)	90%以上 （毎年度）	「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」より
			就業機会創出のための支援実施市町数	12市 (R元年度)	28市町 （H31年度）	「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」より
2	(3)	③	私立高等学校・専修学校高等課程の授業料無償化	高等学校 金額：19,244,536千円 人数：64,657 人 専修学校高等課程 金額：887,421千円 人数：3,229人 （R元年度）	制度に基づき適切に実施 （H32年度）	－
			乳幼児医療費の助成	対象者数191,272人 （R元年度）	制度に基づき適切に助成	－
			まいど子でもカードの展開	子育て世帯：218,838件 店　舗：11,490店舗 （R元年度）	カードの着実な展開に務める	－

数値目標一覧（アウトプット）：おおさか男女共同参画プラン（2016～2020）より

項目			数値目標	現状値	目標値（H32年度）	参考・比較指標
2	(3)	③	地域安全センターの設置校区数	975校区/975校区中	全小学校区設置 （H28年度末まで）	－
2	(3)	④	日常生活支援総合事業の実施市町村数	43市町村 （H30年度）	43市町村 （H29 年度）	－
			認知症初期集中チーム設置市町村数	43市町村 （R01年度）	43市町村 （H29 年度）	－
			認知症サポーター養成数	714,896人 （R01年度）	460,000 人 （H29 年度）	－
			特別養護老人ホーム入所定員数	33,499床 （R2.4.1時点）	33,129床 （H29年度）	－
2	(3)	⑤	府営住宅のバリアフリー化率	53.4% （R1年度）	60%以上	「大阪府営ストック総合活用計画」より
2	(3)	⑥	外国人に対する医療相談の実施(平成29年度で事業終了)	相談件数：860件 （H29年度）	相談・事案に応じた 適切な対応を実施	－
			大阪府外国人情報コーナーにおける相談の実施	相談件数：2,204件 （R1年度）	相談・事案に応じた 適切な対応を実施	－
			市町村における総合相談の実施 （人権相談・就労支援相談・進路選択相談・生活相談）［再掲］	相談件数：43,631件 （令和元年度）	相談内容に応じた 適切な対応を実施	－
3	(1)	①	公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	66.9% (R1年度)	現状値以上	88.5% （H29年度） 国立教育政策研究所調査より
			公立・私立高校卒業者の就職率（就職者の就職希望者に対する割合）	94.3% (R1年度)	全国水準をめざす （H29年度）	98.2% (H31年3月) 文部科学省「平成31年3月新規高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査」より
			男女共同参画等に関する教職員研修の受講者数	参加人数 5,290名 (R01年度)	研修を着実に実施	－
3	(2)	①	男女共同参画週間における啓発事業実施市町村数	43市町村 （H31年度）	全市町村	－
3	(2)	②	企業経営者等向け意識啓発セミナーの参加者数(再掲)	442名 (R1年度)	300名 （毎年度）	－
3	(2)	③	啓発講座の実施回数	23回 （H31年度）	10回 （毎年度）	－
3	(2)	④	男性相談事業の実施市町村数	9市 （R1年度）	10市町村	－
3	(2)	⑤	「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を活用した研修	－	市町村、庁内企画推進員に配布・周知 （毎年度）	－
3	(2)	⑥	ドーンセンター情報ライブラリーにおける図書・資料の蔵書数	図書・資料 58,475冊 （令和元年度）	図書：45,000冊以上	－
3	(3)	①	女性消防団員数	261人 （2.52%） (R2.4.1時点）	262人 （H29年度）	全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等
3	(4)	①	ドーンセンター情報ライブラリーにおける図書・資料の蔵書数［再掲］	図書・資料 58,475冊 （令和元年度）	図書：45,000冊以上	－
			外国人情報コーナーにおける相談の実施［再掲］	相談件数：2,204件 （R1年度）	相談内容に応じた適切な 対応を実施	－

Ⅲ　参考指標

１　あらゆる分野における女性の活躍

（１）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

１－１－１　女性の就業状況をめぐる状況（全国）

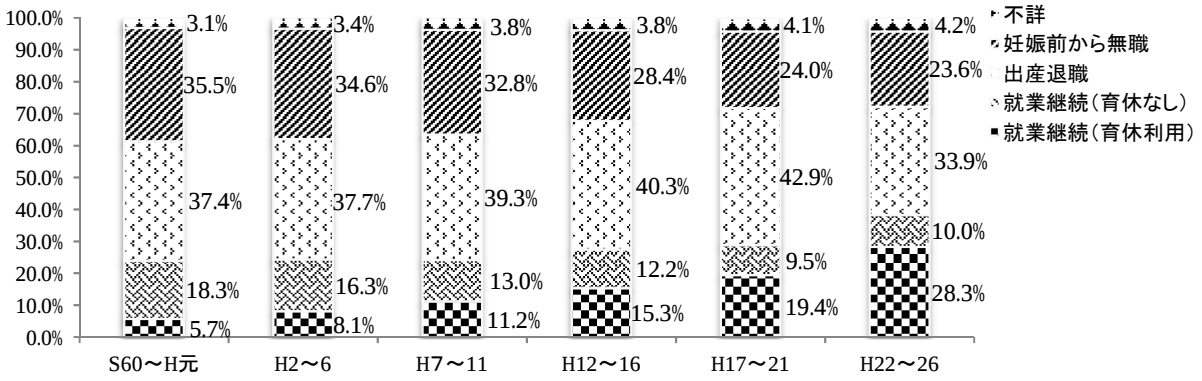

資料出所:「令和2年版　男女共同参画白書」

１－１－２　仕事と介護の両立　介護・看護を理由に離職・転職した者（全国）

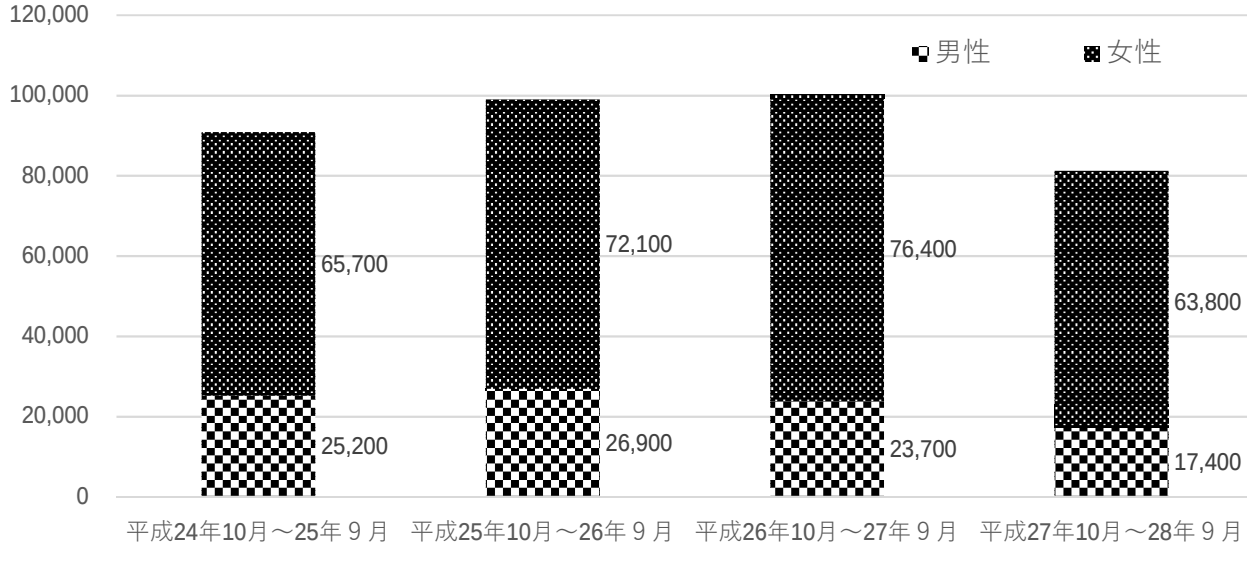

資料出所:「平成 29 年　就業構造基本調査」

（2）政策・方針決定過程への女性の参画促進

１－２－１　各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

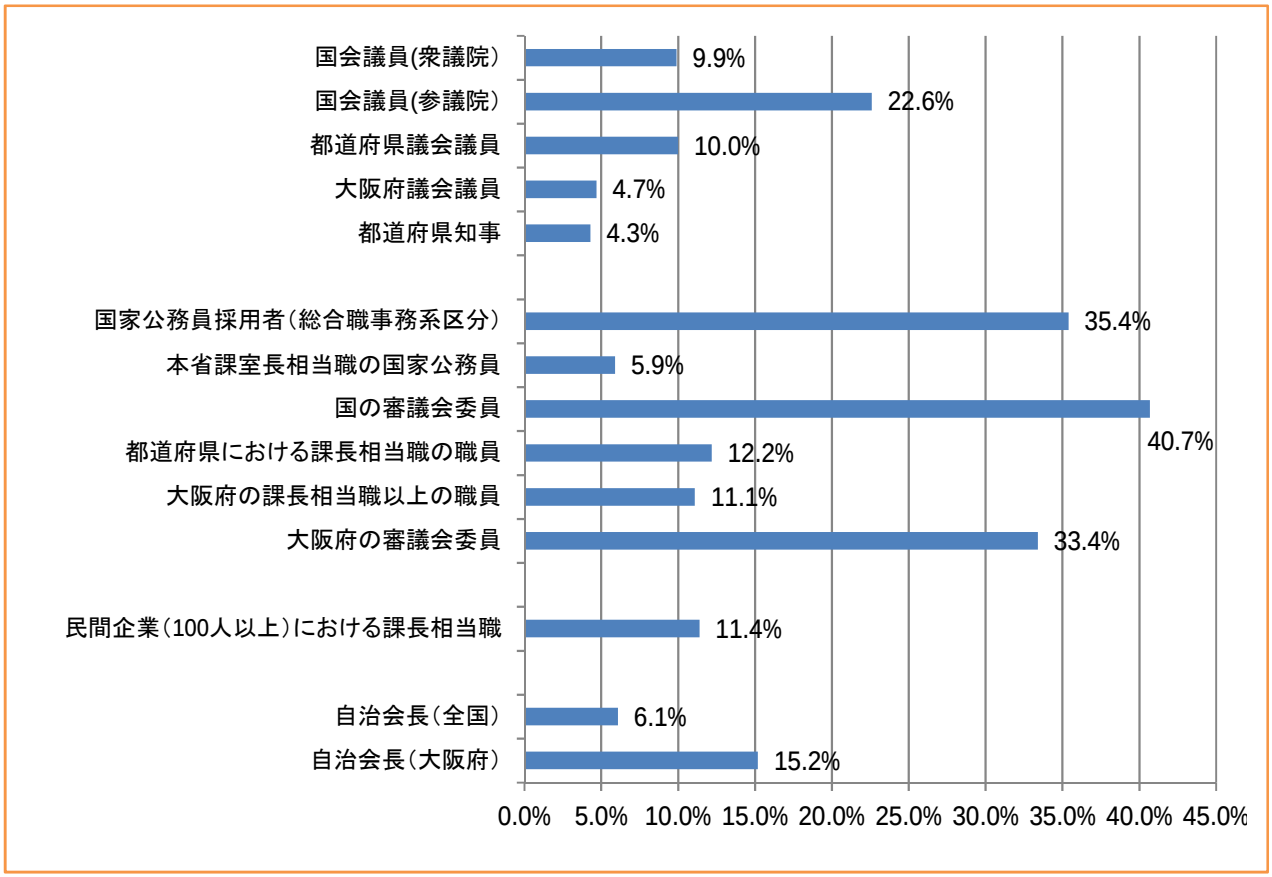

資料出所:「令和2年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」、
:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」
:「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」
:大阪府男女参画・府民協働課調べ

１－２－２　審議会等における女性委員の登用状況の推移(府内市町村)

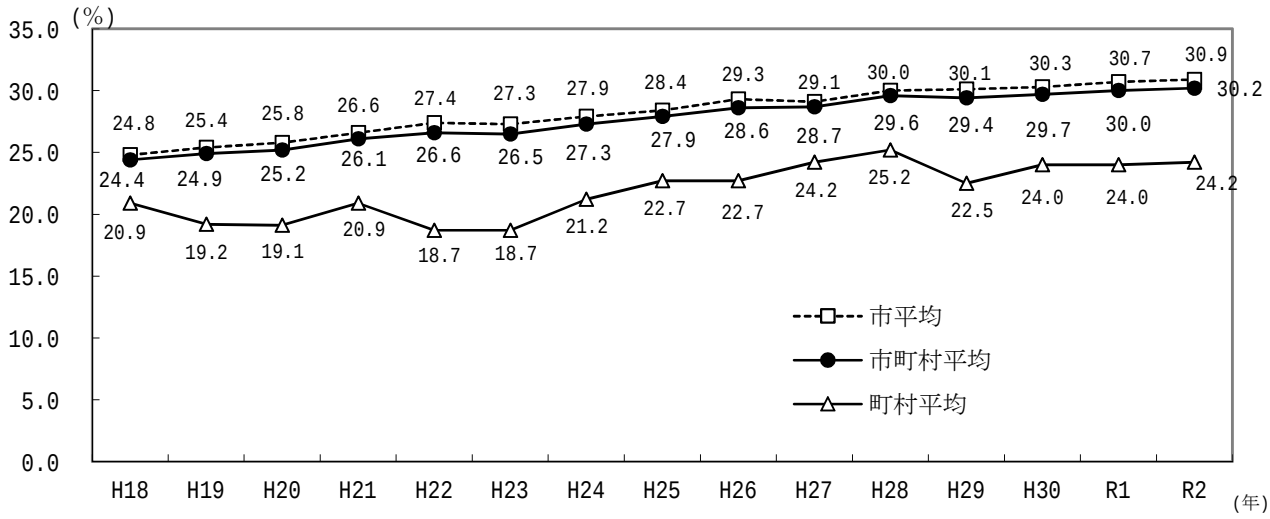

資料出所：大阪府男女参画・府民協働課調べ（各年４月１日現在）

１－２－３　各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府　府内市町村)

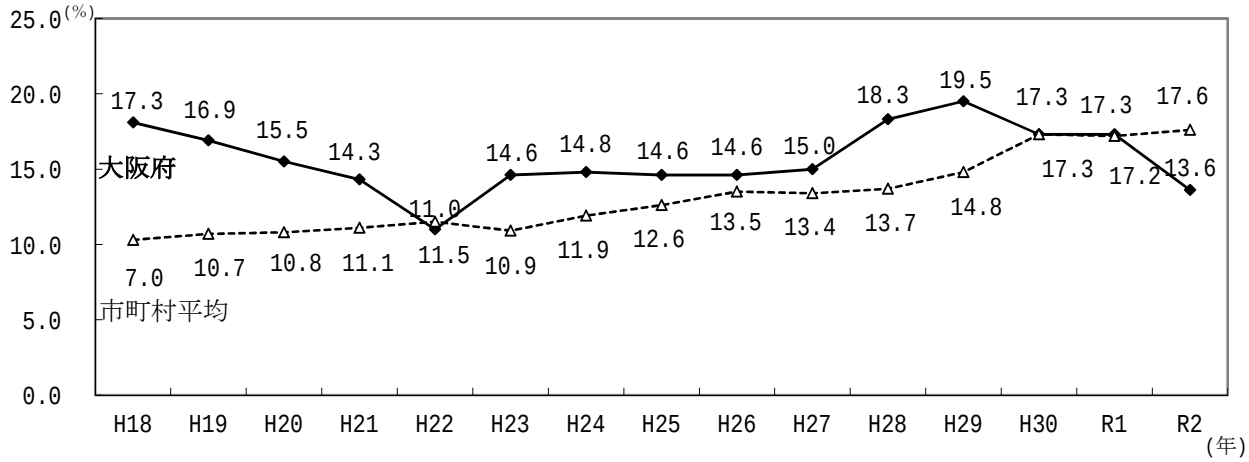

資料出所：大阪府男女参画・府民協働課調べ(各年４月１日現在)

１－２－４　大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移

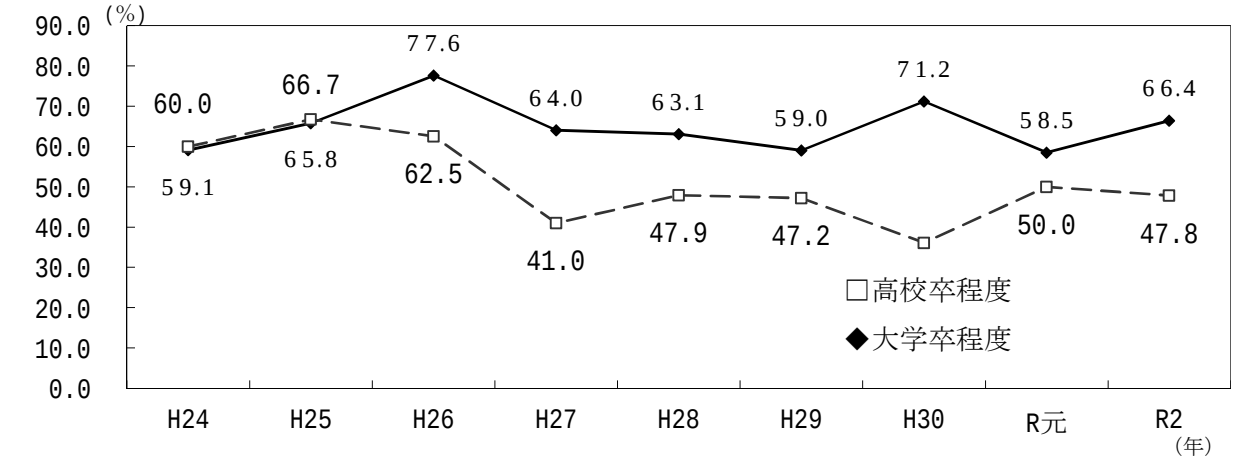

資料出所：大阪府人事局調べ（大学卒程度は「22－25」、高校卒程度は「18－21」による採用者で計上）
（注）各年度４月１日採用における数値。

（3）女性の活躍推進

１－３－１　大阪府庁における課長級以上の職員数及び女性割合

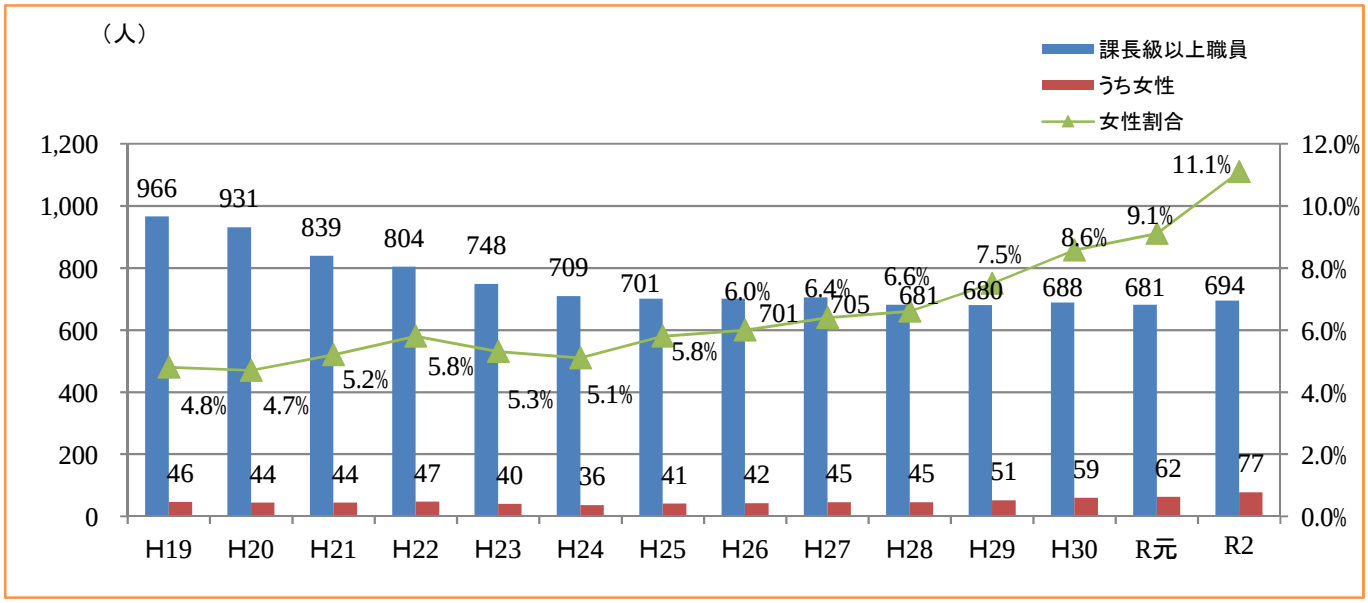

資料出所：「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

１－３－２　大阪府労働相談センターにおける労働相談の性別相談内容と就労状況別件数

＜男女別相談内容＞

	男性　4,958件				女性　5083件		
1	解雇・退職勧奨	443	(8.9%)	1	労働契約	609	(12.0%)
2	労働契約	418	(8.4%)	2	職場のいじめ	442	(8.7%)
3	退職	319	(6.4%)	3	解雇・退職勧奨	401	(7.9%)
4	労働条件－その他	295	(5.9%)	4	退職	379	(7.5%)
5	職場のいじめ	292	(5.9%)	5	職場の人間関係	368	(7.2%)
6	賃金未払い	284	(5.7%)	6	雇用保険	292	(5.7%)
7	雇用保険	257	(5.2%)	7	社会保険	268	(5.3%)
8	社会保険	253	(5.1%)	8	有給休暇	254	(5.0%)
9	職場の人間関係	229	(4.6%)	9	賃金未払い	231	(4.5%)
10	有給休暇	206	(4.2%)	10	労働条件－その他	220	(4.3%)

＜就労状況別相談件数＞

	正社員		非正規雇用労働者						使用者	
					ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ		派遣社員		契約社員			
男性	2,528	(53.4%)	682	(25.8%)	320	(19.6%)	67	(18.1%)	295	(46.9%)	884	(75.7%)
女性	2,184	(46.1%)	1,948	(73.8%)	1,315	(80.2%)	300	(81.1%)	333	(52.9%)	278	(23.8%)
その他※	22	(0.5%)	9	(0.7%)	5	(0.3%)	3	(0.8%)	1	(0.2%)	5	(0.2%)
合計	4,734	(100.0%)	2,639	(100.0%)	1,640	(100.0%)	370	(100.0%)	629	(100.0%)	1,167	(100.0%)

資料出所：大阪府労働環境課「令和元年度労働相談統計年報(府民からの 10,121 件の労働相談)」(令和3年1月公表予定)

(注) 男女別相談内容は、男女とも上位10位までの件数を記載しているので、合計と一致しない。
就労状況別相談件数は、その他(無職等)があるので、合計件数と一致しない。
「その他※」…電子メールなどによる相談で性別の特定ができなかったもの

１－３－３　職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況

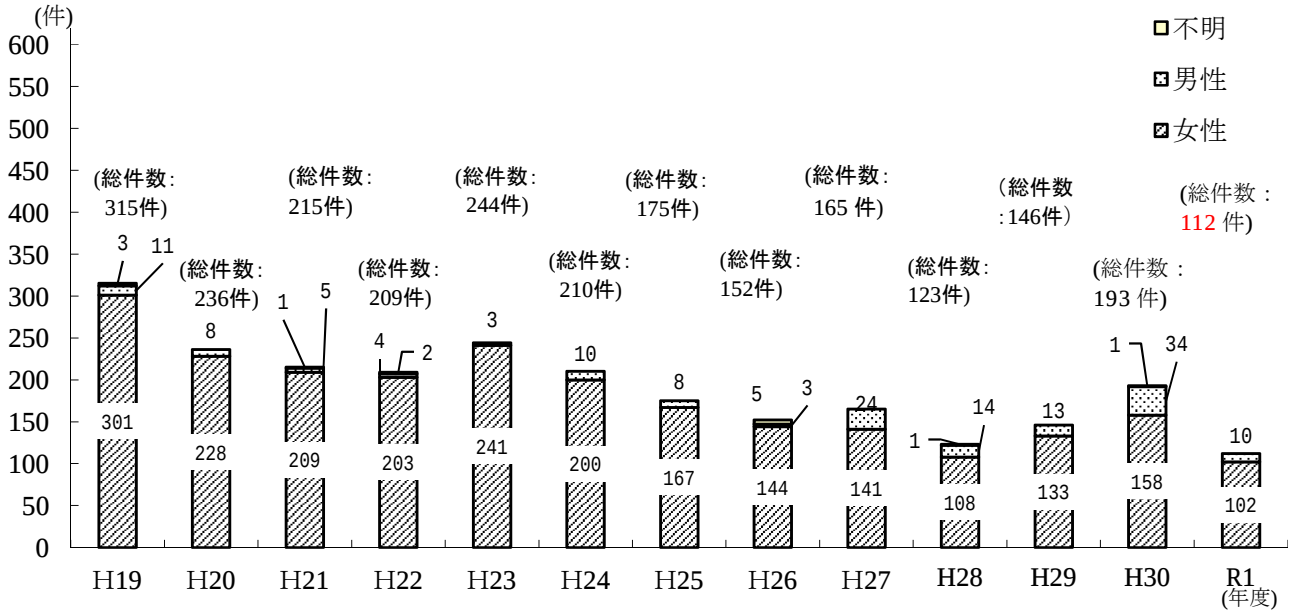

資料出所：大阪府労働環境課「令和元年度労働相談統計年報(府民からの 10,121 件の労働相談)」(令和３年１月公表予定)

（注）総件数は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

２－１－１　自殺死亡者数

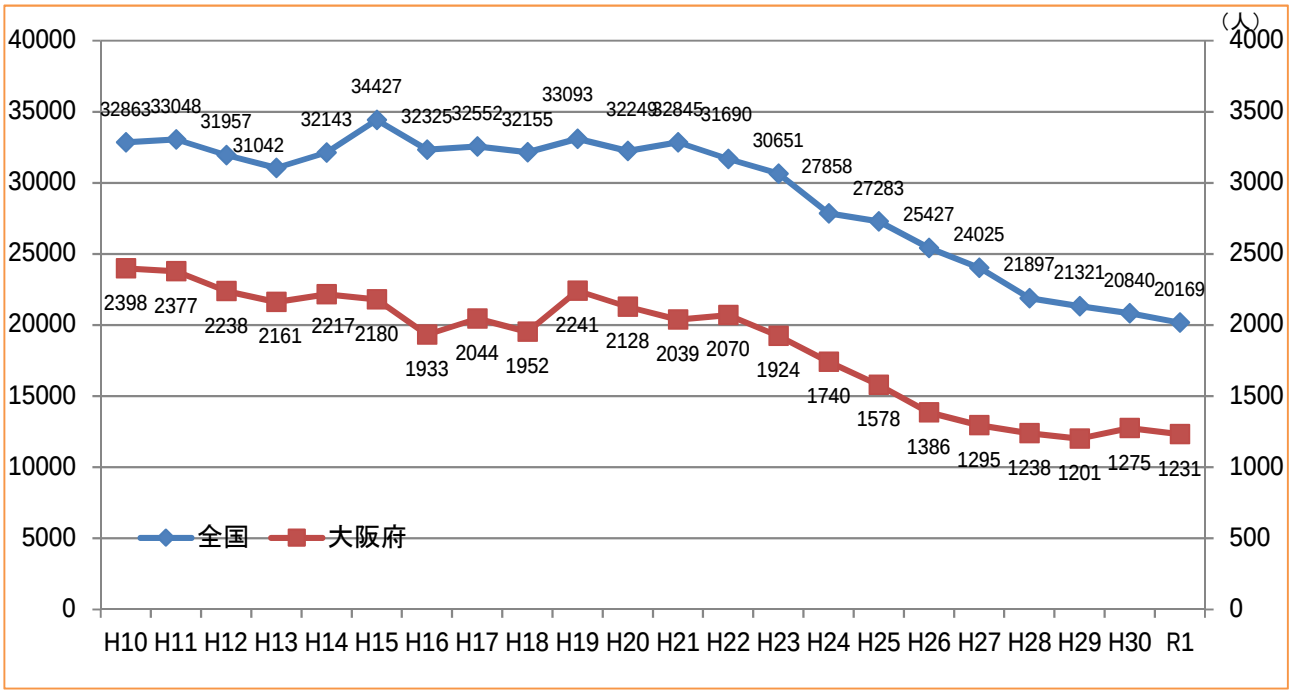

資料出所：警察庁及び大阪府警本部統計

２－１－２　周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)

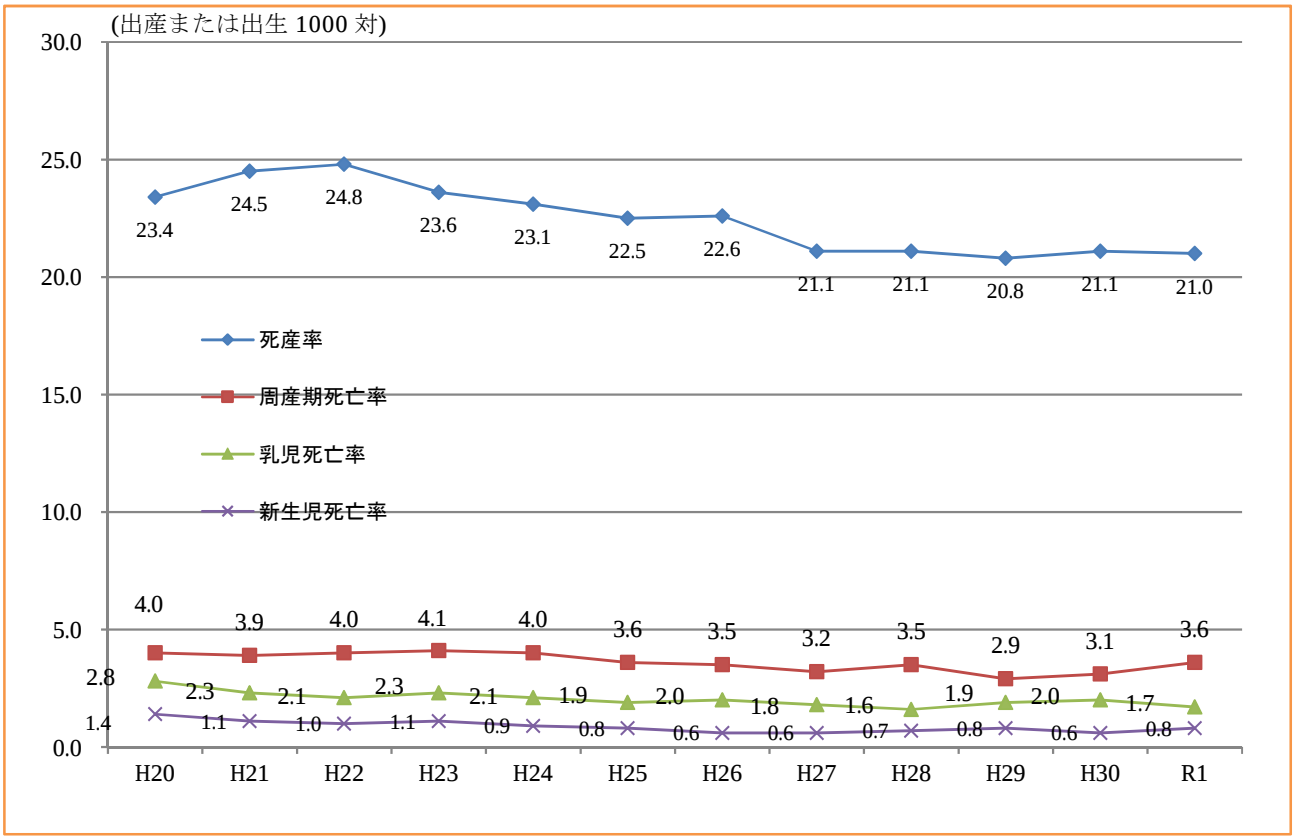

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

２－１－３　子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率(大阪府)

	乳がん 検診	子宮頸がん 検診
平成 22（2010）年	32.5% （46 位）	33.0% （45 位）
平成 25（2013）年	35.7% （46 位）	37.1% （45 位）
平成 28（2016）年	39.0% （43 位）	38.5% （39 位）
平成 28（2016）年 全国平均	44.9%	42.3%
大阪府目標値 （～平成 29 年（2017））	40%	35%

資料出所：国民生活基礎調査

※受診率は 40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）で算出したもの。

　乳がん・子宮頸がん検診は隔年で受診することが推奨されているため、過去2年以内の受診率。

※（）内は都道府県順位。ただし、平成 28（2016）年の全国平均及び順位は熊本県を含まず。

（2）女性に対するあらゆる暴力の根絶

2－2－1　配偶者等に対する暴力をなくすためにもっと取り組みが必要なこと（大阪府）

問　配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力・性犯罪などをなくすために、もっと取組を進める必要があるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）

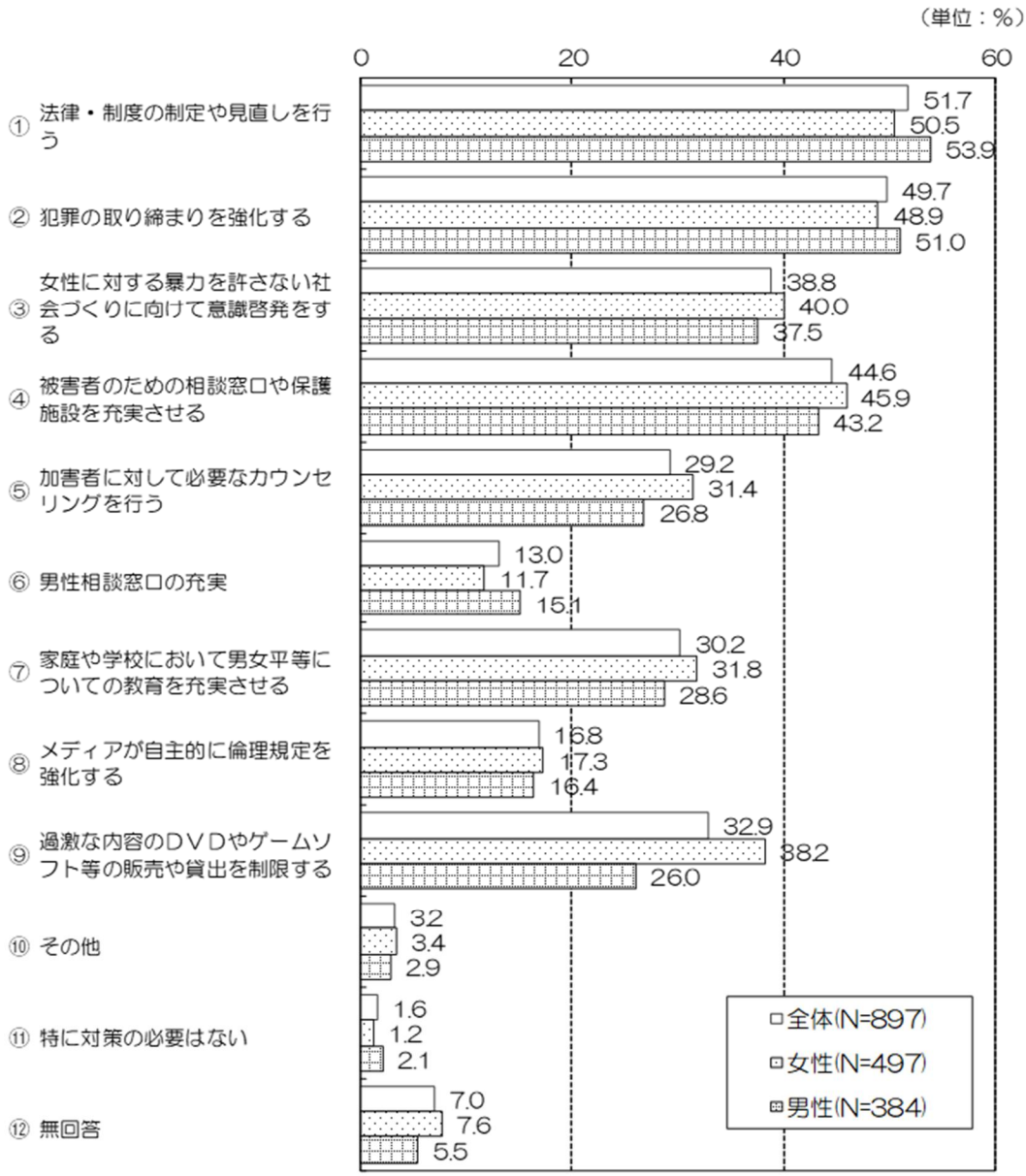

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

２－２－２　配偶者等の暴力に関する相談件数の推移

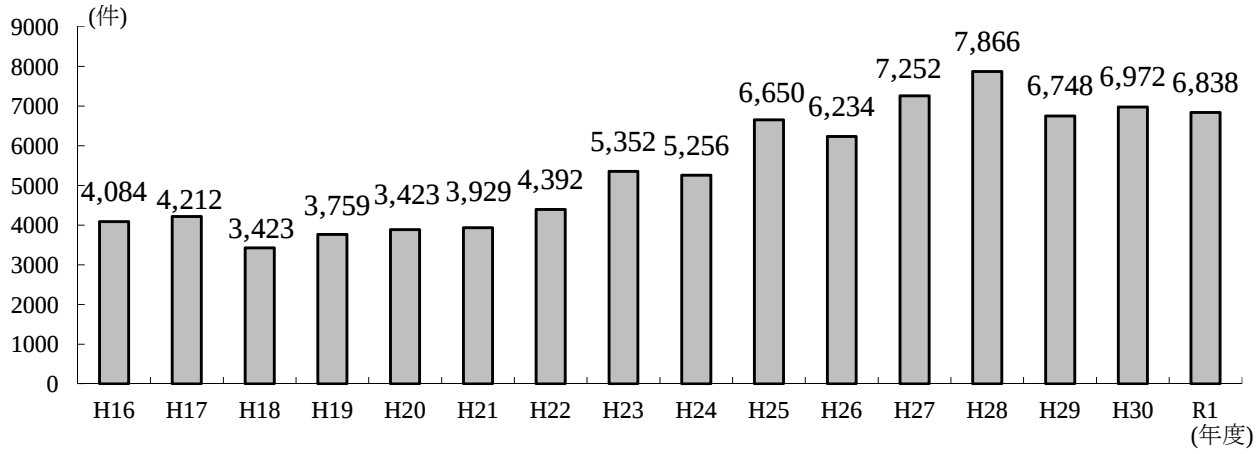

資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査（令和元年度）

２－２－３　主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)

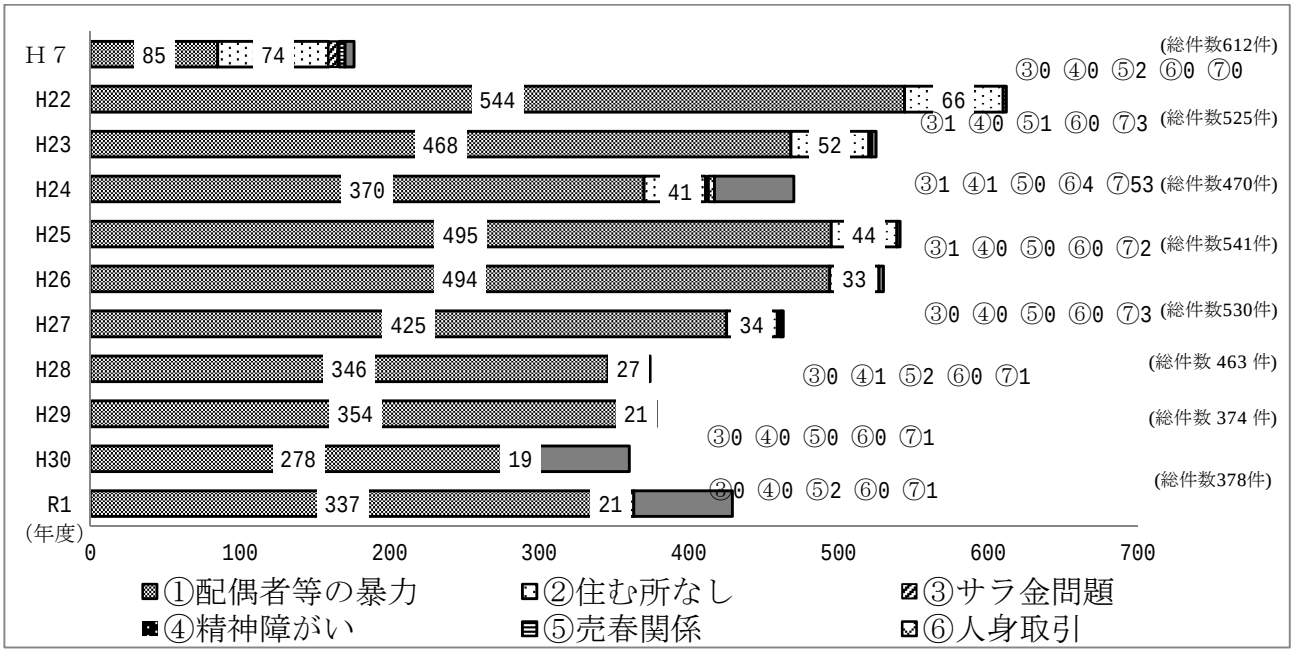

資料出所：大阪府女性相談センター調べ

２－２－４　大阪府警察相談窓口に寄せられた相談等件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
配偶者等からの暴力に関する相談件数	1,439	1,625	1,987	2,300	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002	8,185	8,932	8,755	9,754	10,070
ストーカー警告件数	53	55	111	92	109	78	129	188	202	188	225	217	189	170
ストーカー禁止命令	0	0	3	2	2	0	0	3	3	1	7	15	37	78
ストーカー相談件数	1,087	993	1,217	1,238	1,488	1,260	1,423	1,720	1,451	1,255	1,406	1,286	1,152	1,050
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	99	130	88	106	124	138	139	152	150	174	178	175	159	217
同被害少年の数	107	113	63	55	70	139	82	123	107	98	125	138	168	188
売春防止法検挙件数	161	111	76	45	48	82	33	30	22	21	19	21	16	35

資料出所：大阪府警察本部調べ

（3）様々な困難を抱える人々への支援

2－3－1　一般労働者と短時間労働者の賃金比較

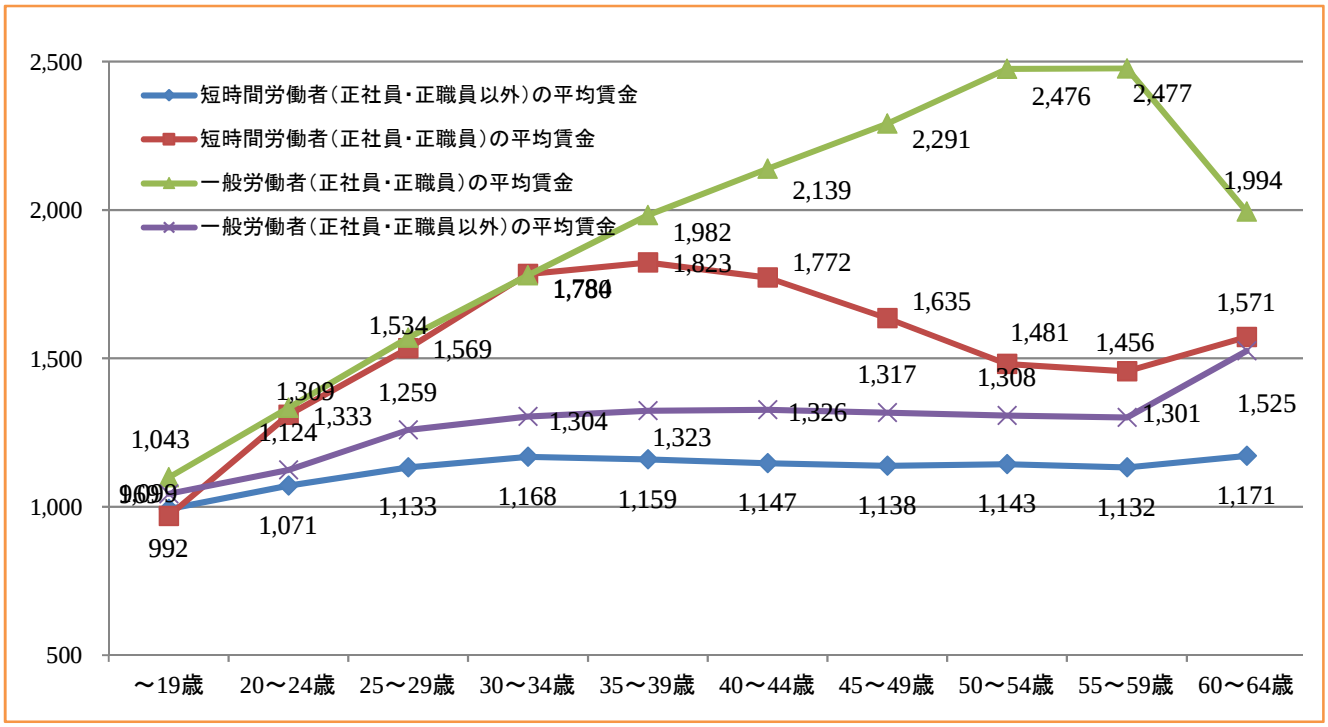

資料出所：賃金構造基本統計調査（R1）厚生労働省

2－3－2　世帯の家族類型別割合の推移

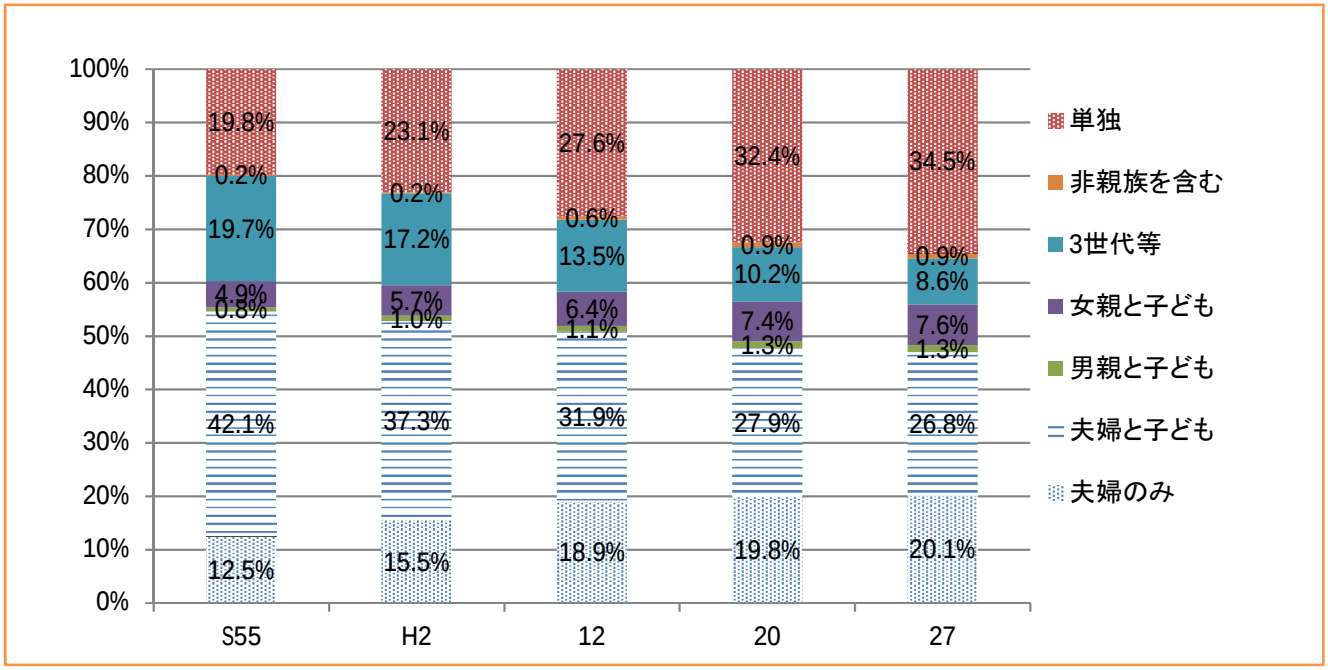

資料出所：総務省「国勢調査」

２－３－３　児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入

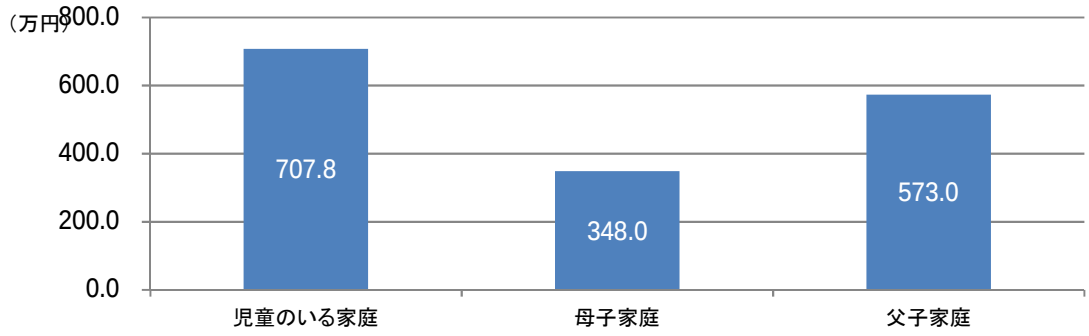

資料出所：国民生活基礎調査（H28）、全国ひとり親世帯等調査結果報告（H28）

２－３－４　生活意識別に見た世帯数の構成割合

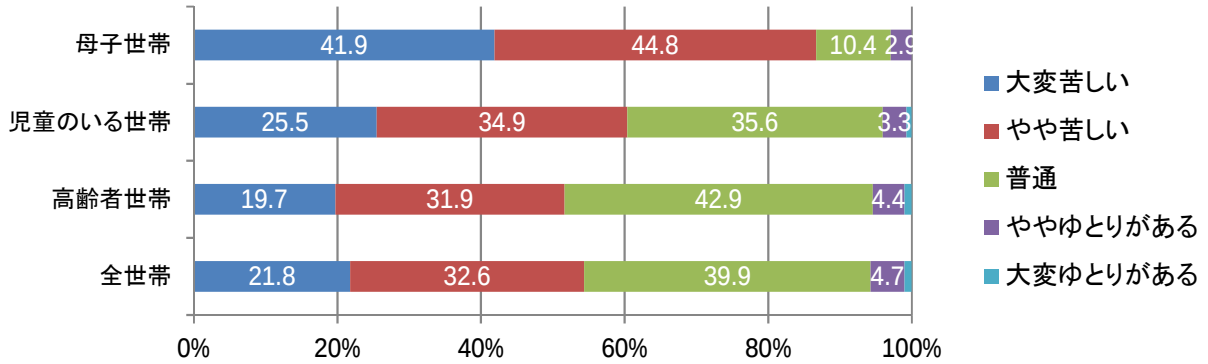

資料出所：国民生活基礎調査（R1）

２－３－５　大阪府における児童虐待相談対応件数の推移

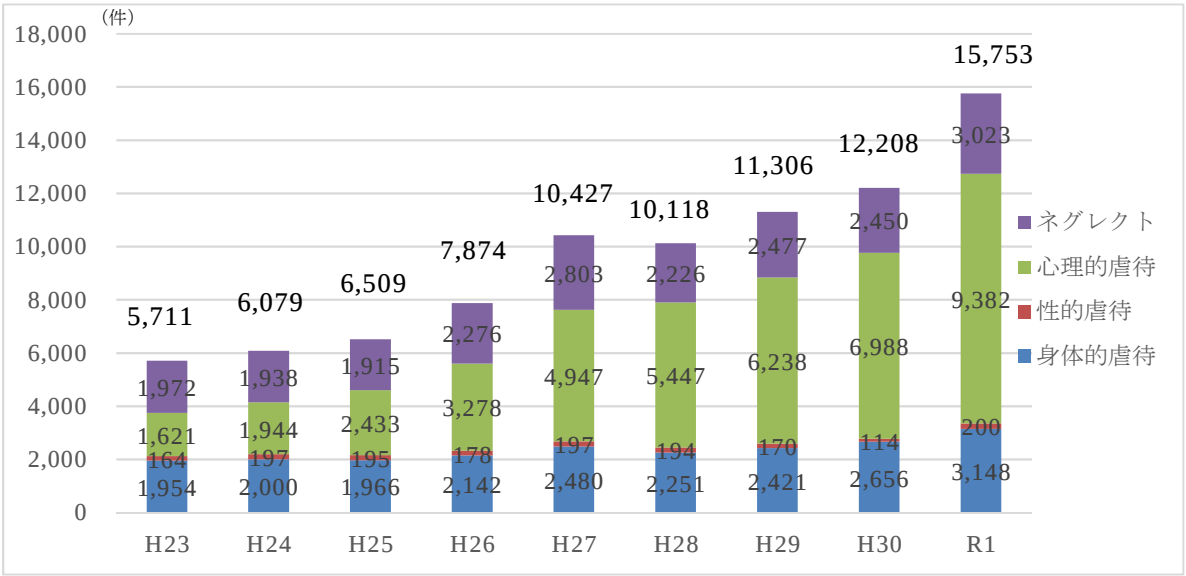

資料出所：大阪府子ども家庭センター資料

2－3－6　全国における児童虐待相談対応件数の推移

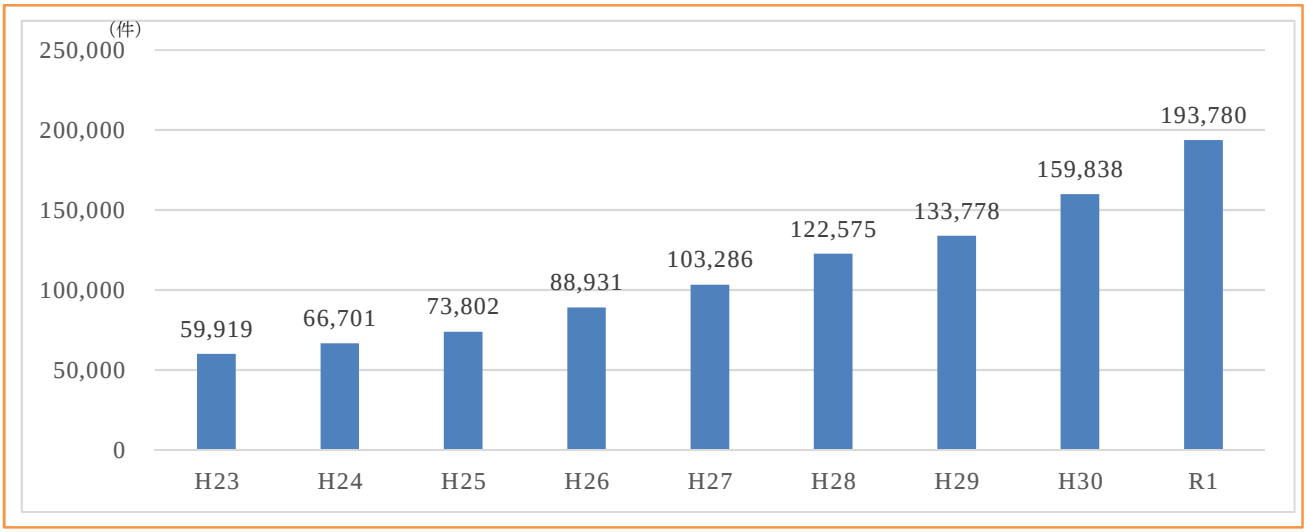

資料出所：福祉行政報告例

３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成
（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

３－１－１　男女の地位の平等感（国調査）

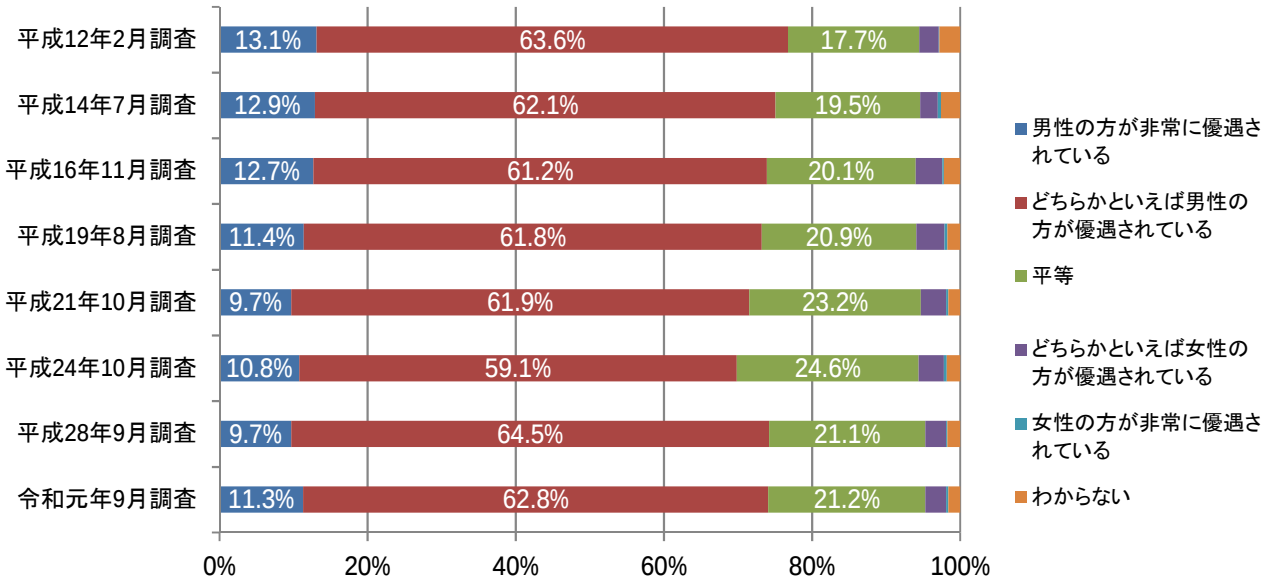

資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成

3－1－2　男女平等の現状認識（大阪府）

問　次にあげる分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。（○はひとつずつ）

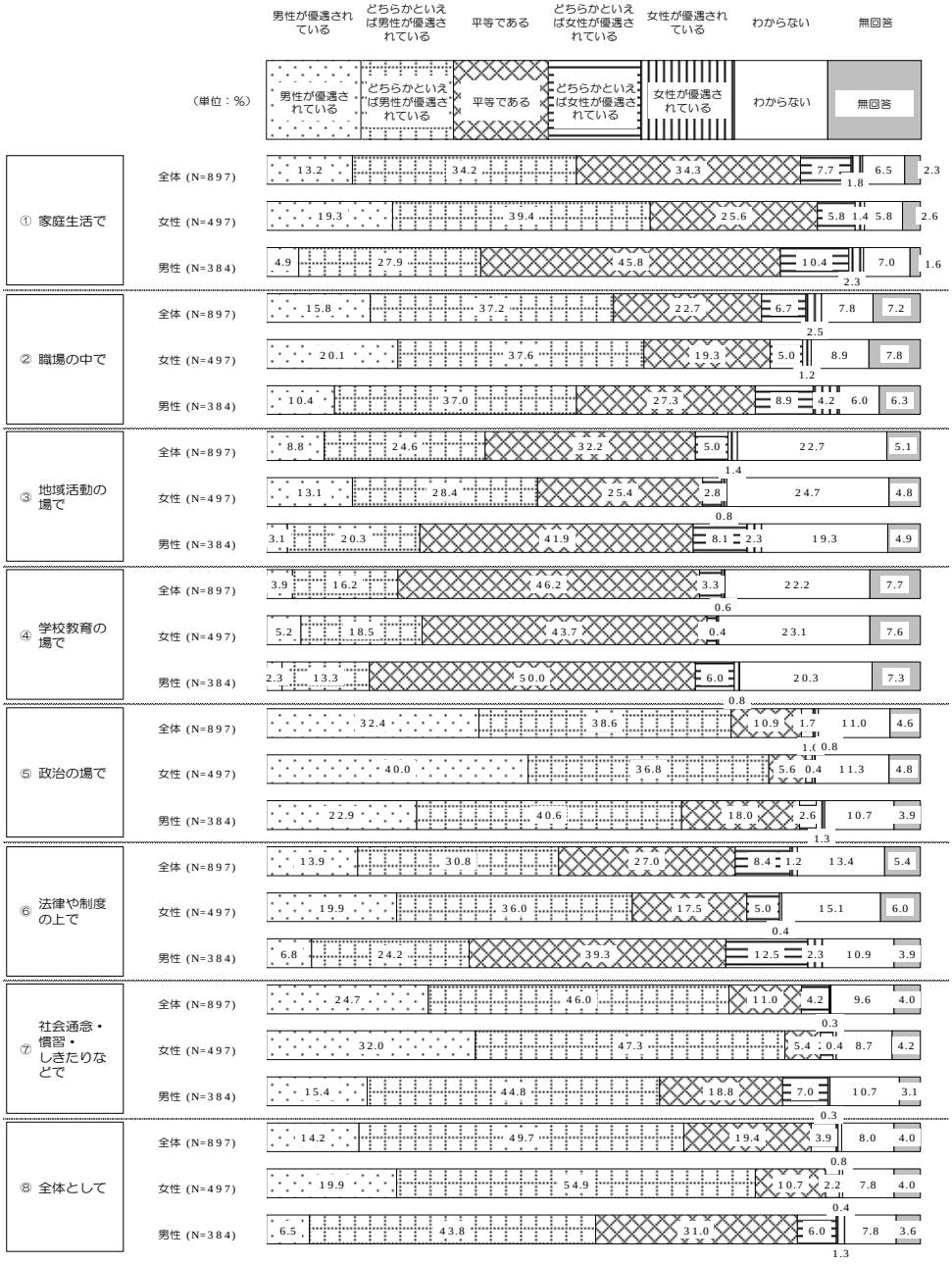

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3－1－3　「男女共同参画社会」という用語の周知度

	大阪府調査（府民意識調査）		内閣府調査	
	女性	男性	女性	男性
平成26年度 ※内閣府調査はH24年度	52．5%	57．3%	61．3%	66．3%
令和元年度 ※内閣府調査はH30年度	61．4%	69．3%	61．5%	67．4%

※内閣府調査は「見たり聞いたりしたことがあるもの」

府民意識調査は「内容を知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」の計

（2）男女共同参画意識の醸成

3－2－1　固定的な性別役割分担意識（国）＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞

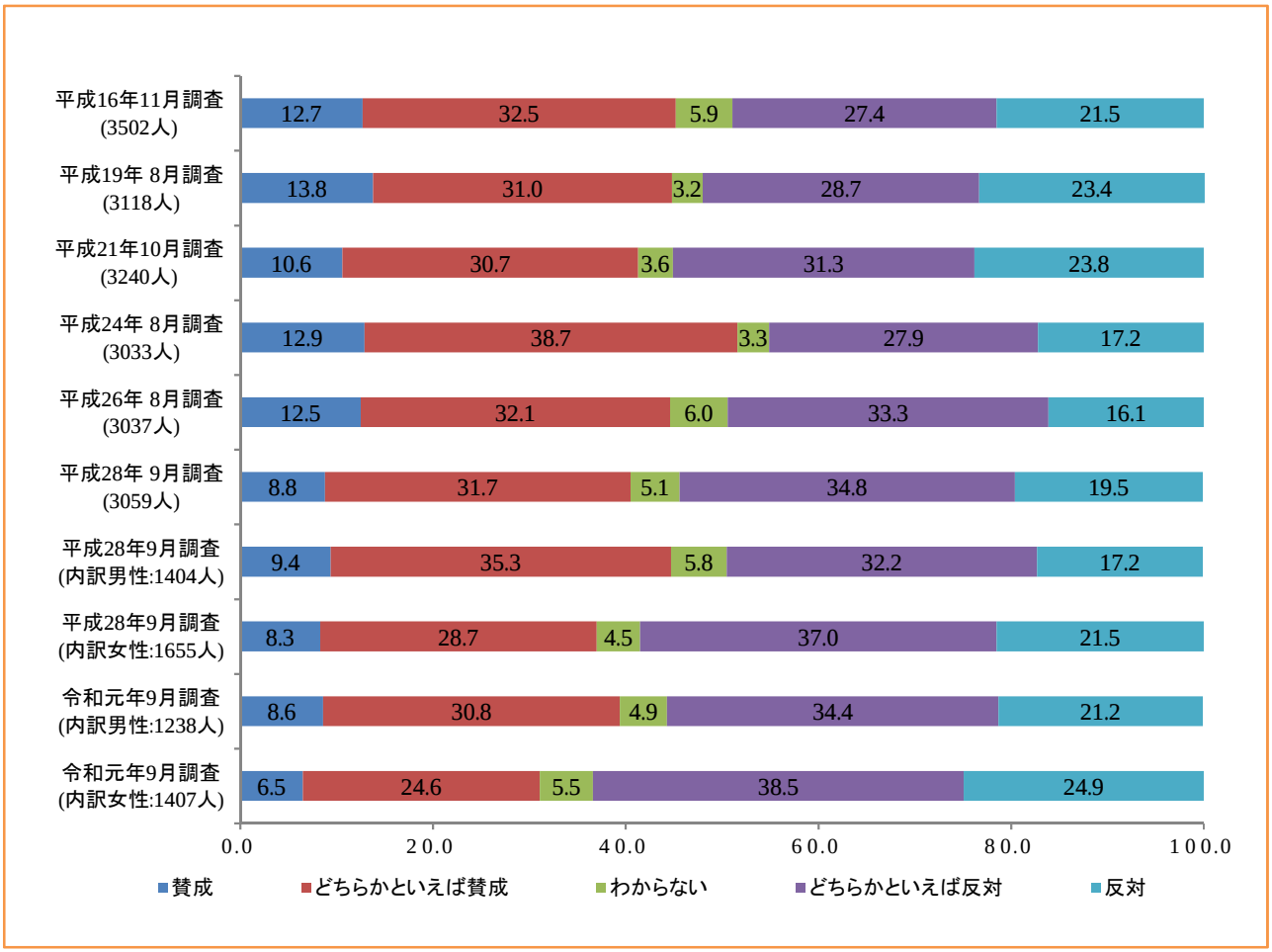

資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」、「女性の活躍推進に関する世論調査」

3－2－2　女性の働き方について

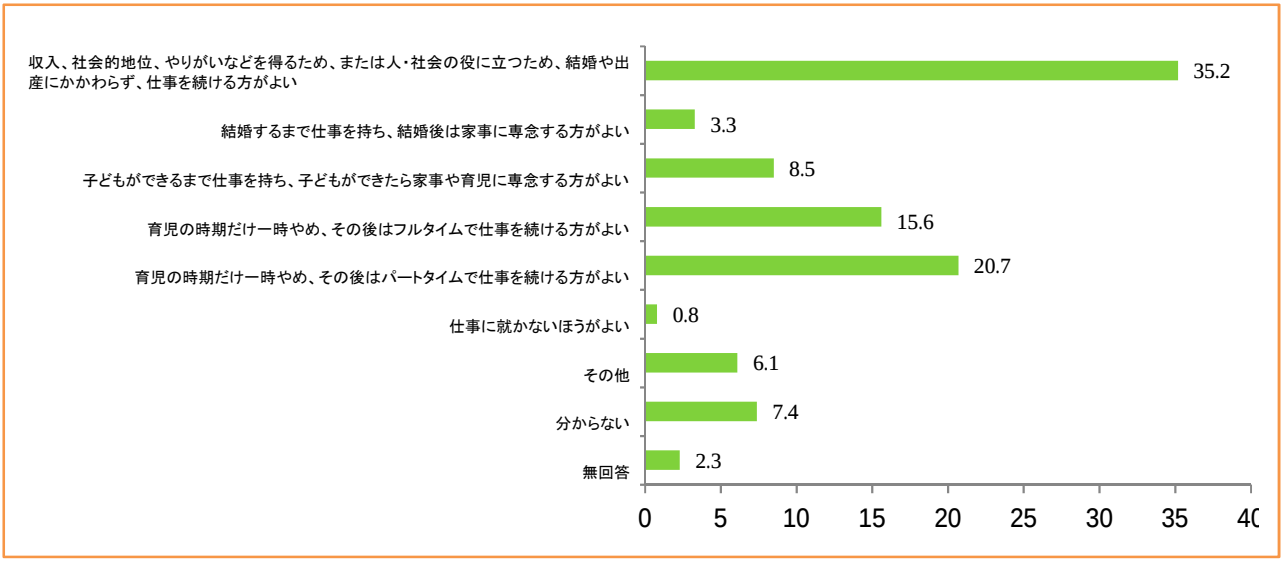

資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査（令和元年度）

3－2－3　女性が仕事に就くことへの考え方（大阪府）

問　女性の働き方について、あなたはどのようにお考えですか。（○はひとつ）

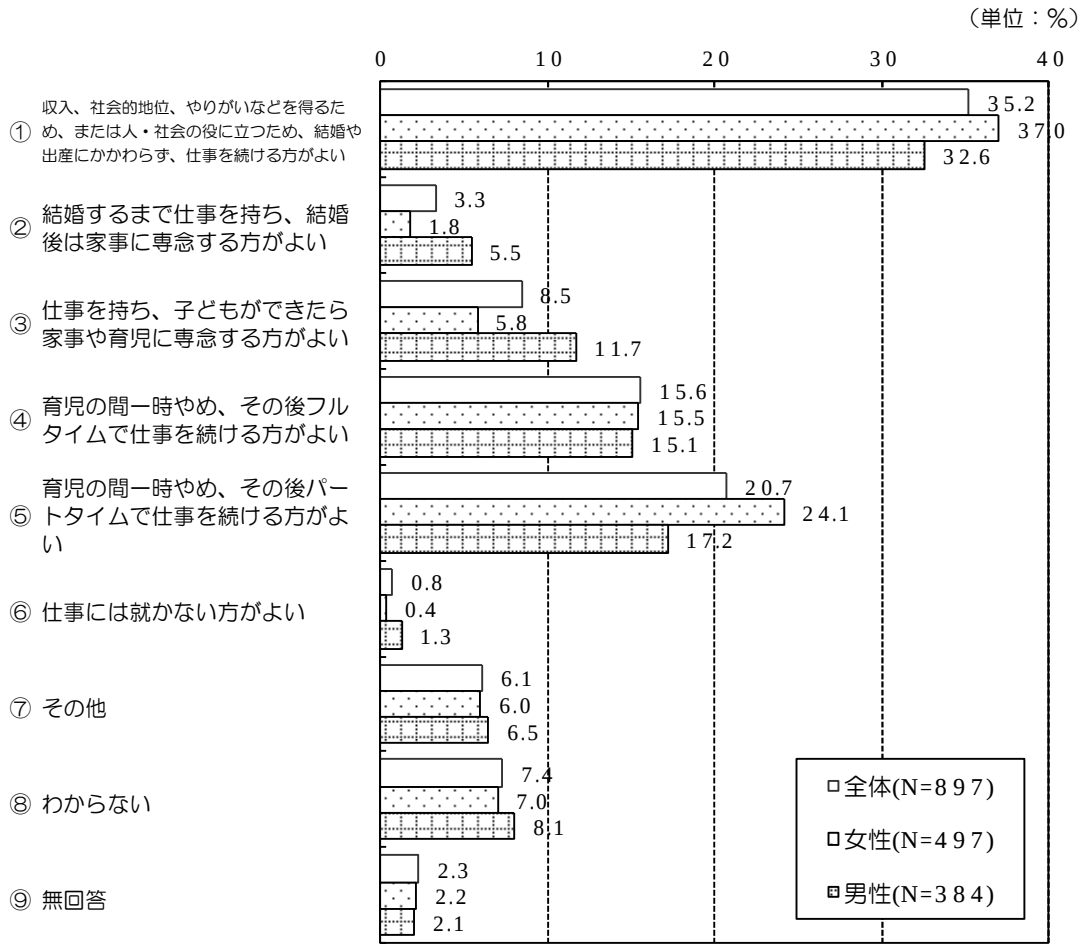

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

３－２－４　実際の女性の働き方（大阪府）

問 【女性】あなたの場合、実際には、次のどれにあてはまりますか。又は、どのようにされるつもりですか
【男性】あなたの配偶者・パートナーの場合、実際には、次のどれにあてはまりますか。又は、配偶者・パートナーがいるとした場合、どのようにされると思いますか。（○はひとつ）

（単位：％）

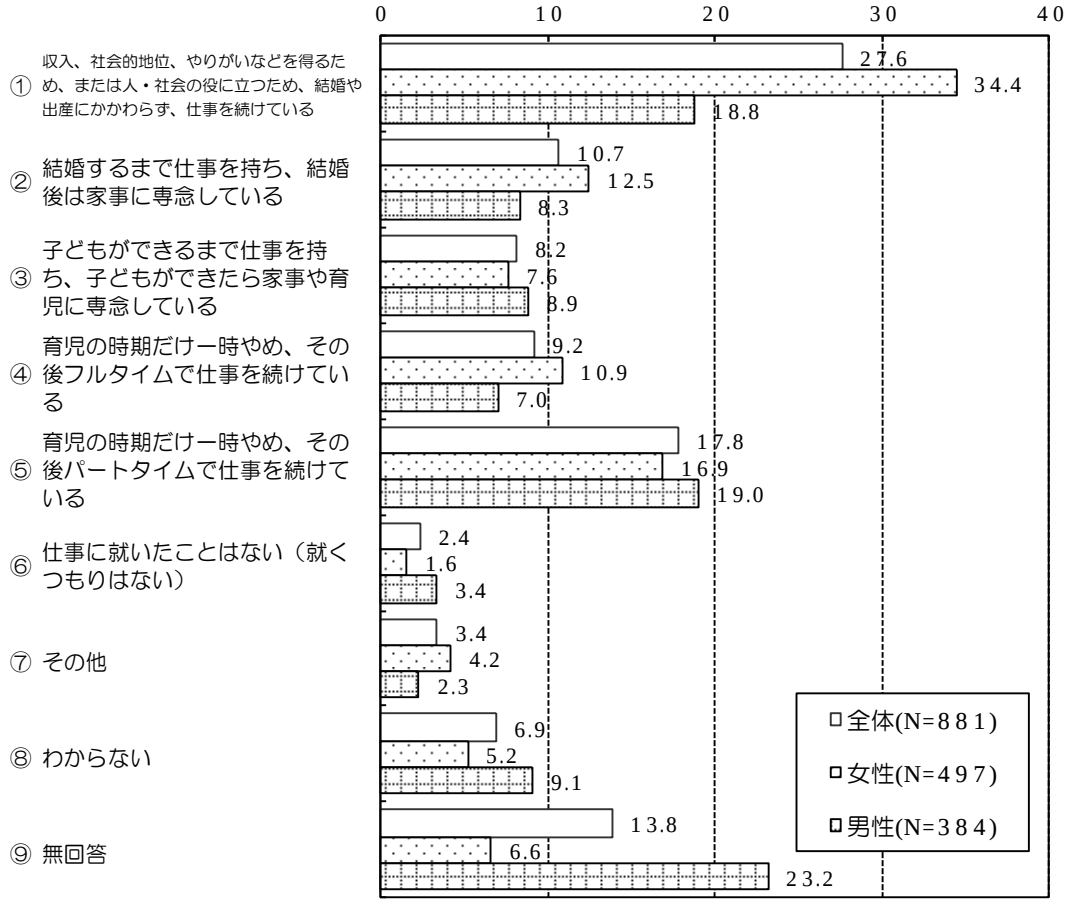

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3―2―5　生活の中で優先すること：希望（大阪府）

問　あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭や地域活動」、「個人の生活」で何を優先しますか。
あなたの希望に最も近いものをそれぞれ１つお答えください。（○はひとつ）

（単位：％）

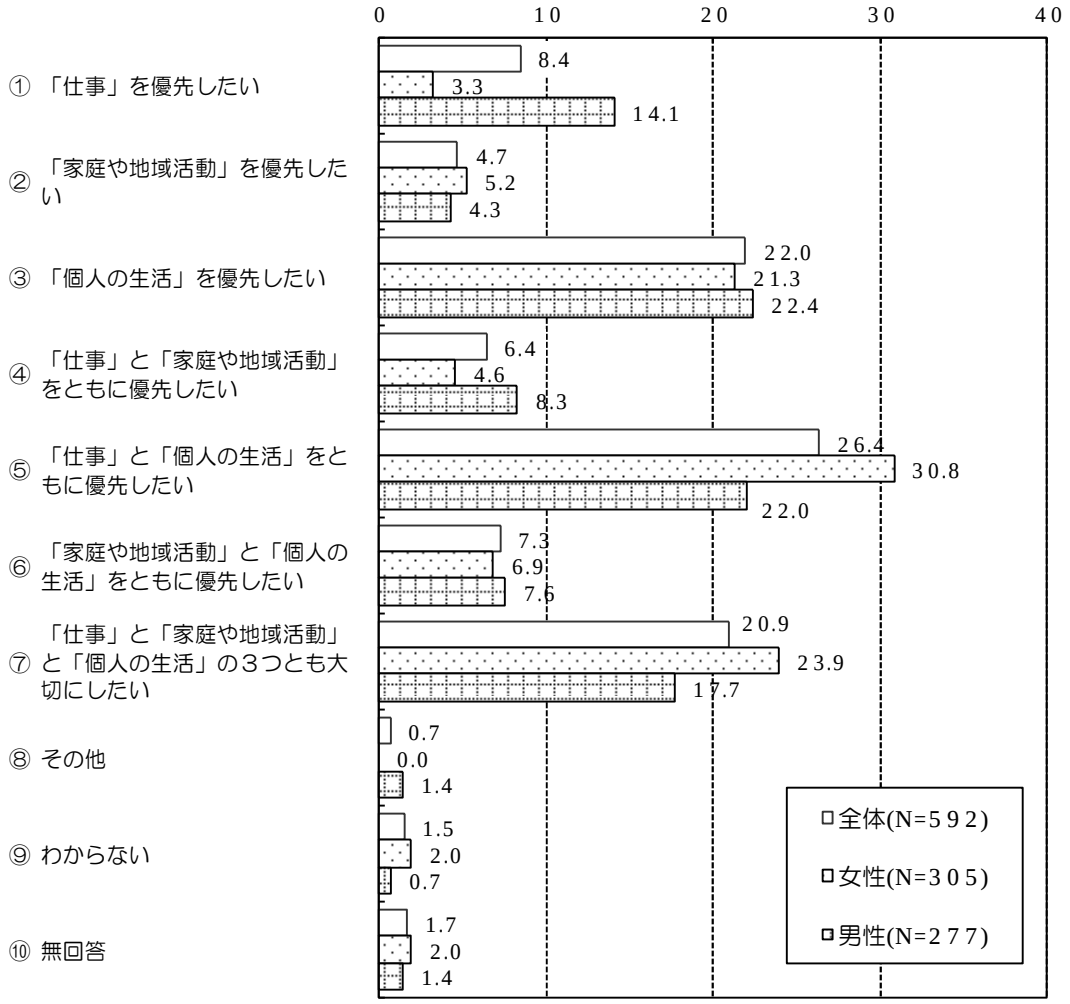

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3－2－6　生活の中で優先すること：現実（大阪府）

問　あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭や地域活動」、「個人の生活」で何を優先しますか。あなたの現実（現状）に最も近いものをそれぞれ１つお答えください。（○はひとつ）

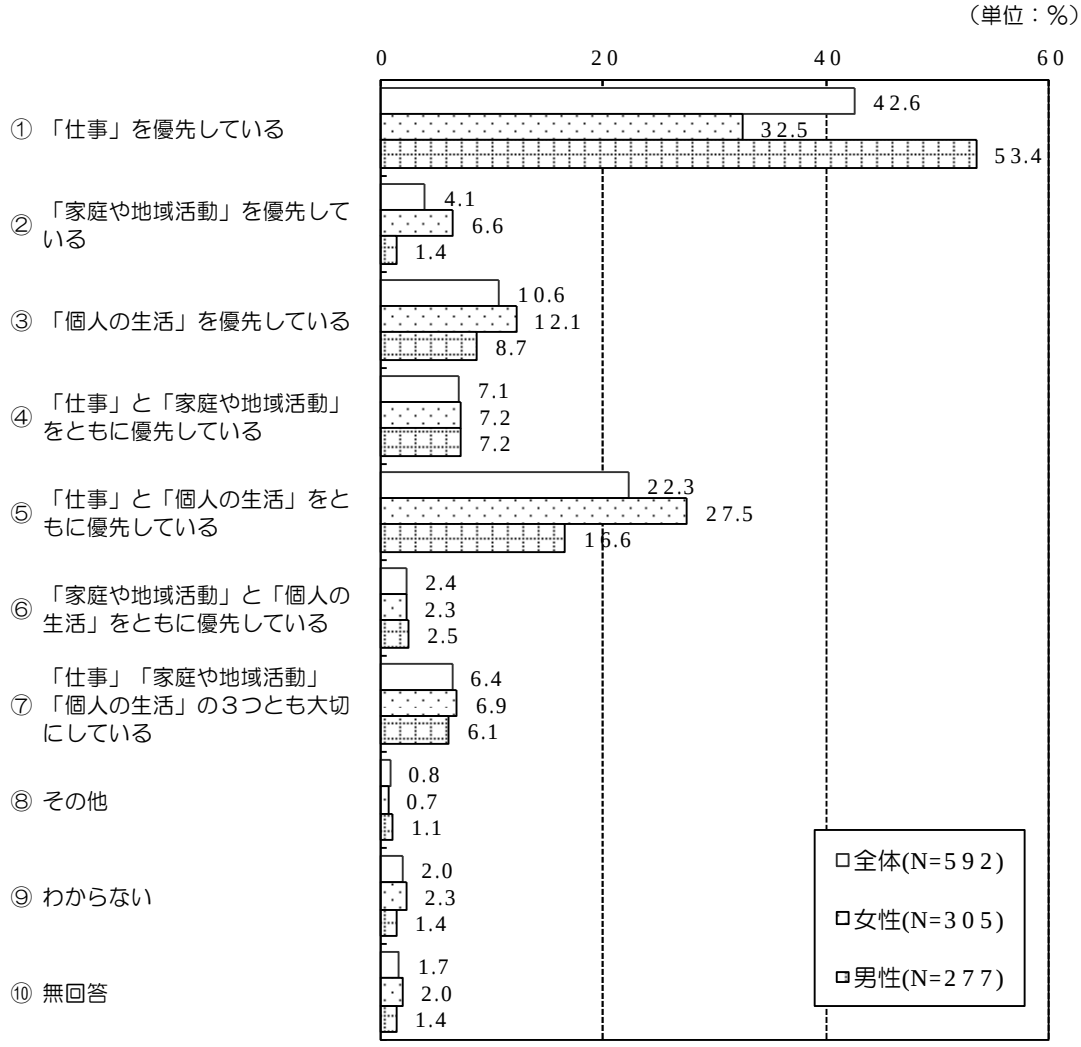

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3－2－7　男性が家事･育児･介護･地域活動等に参加するために必要なこと(大阪府)

問　今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は３つまで)

＜女性＞

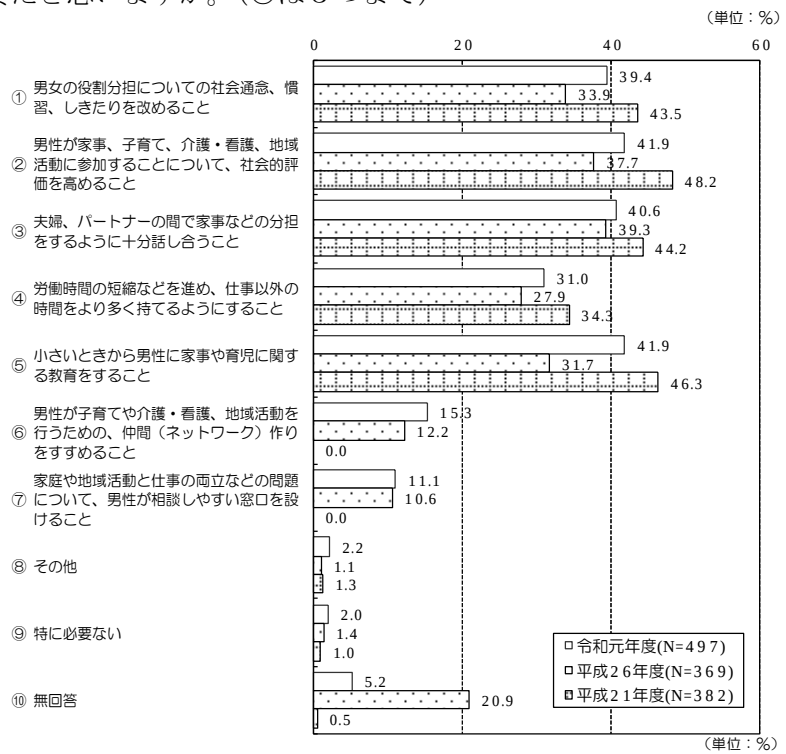

＜男性＞

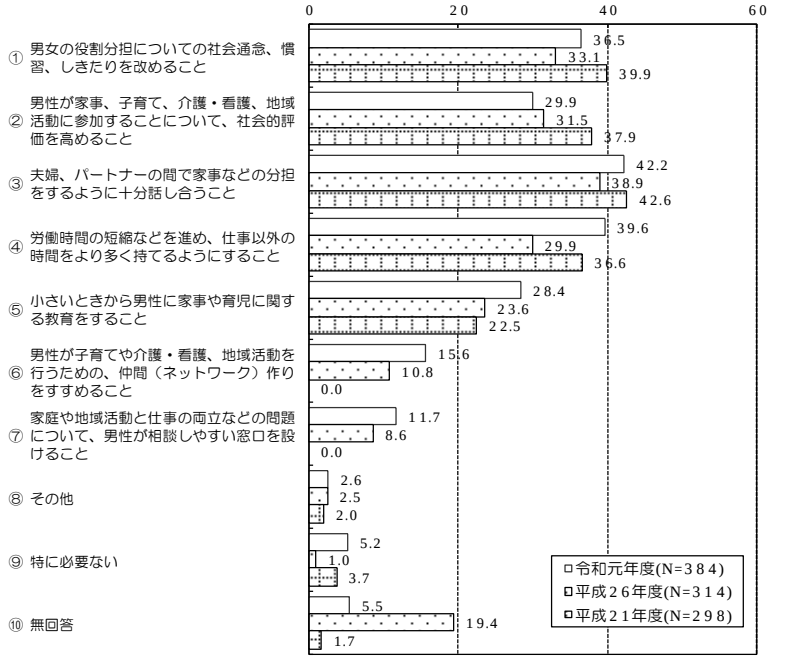

資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 21･26･令和元年度)

3－2－8　メディアにおける性・暴力表現(大阪府)

問　テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように思いますか。(○はひとつずつ)

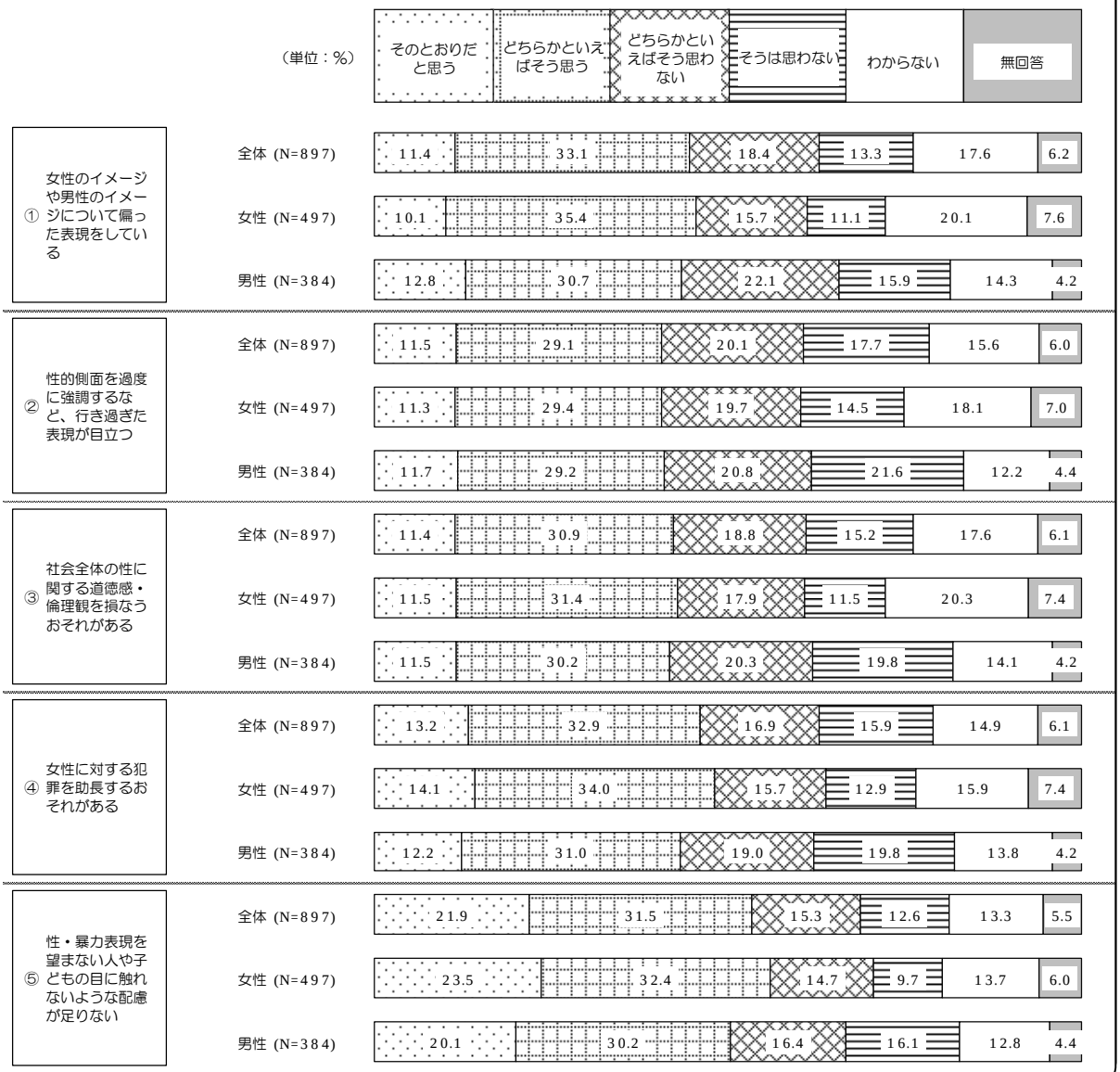

資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3－2－9　女性が理系進学を目指すことに対する考え（大阪府）

問　自分の娘や身近な女性が理系進学をめざすことには抵抗がありますか

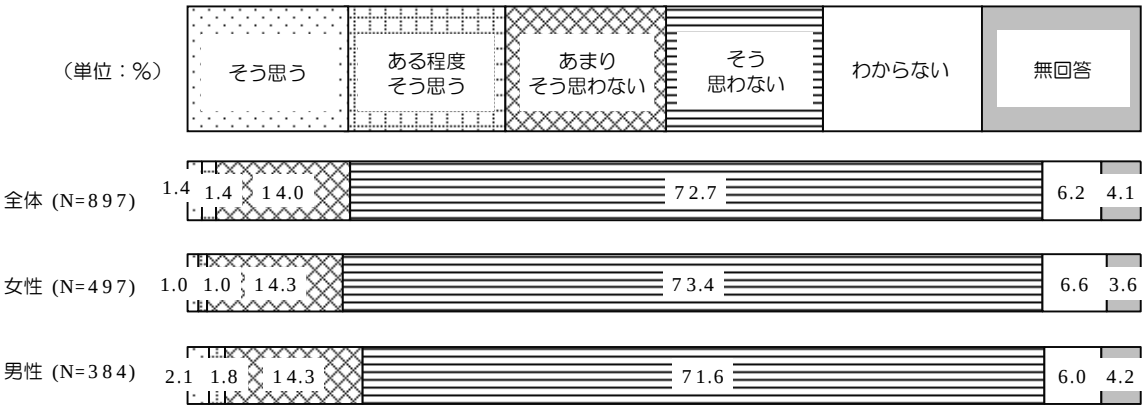

資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

3－2－10　家庭の仕事の役割分担（大阪府）

問　次のことがらについて、主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか。
あなたのお考えに近いものを選んでください。（○はひとつずつ）

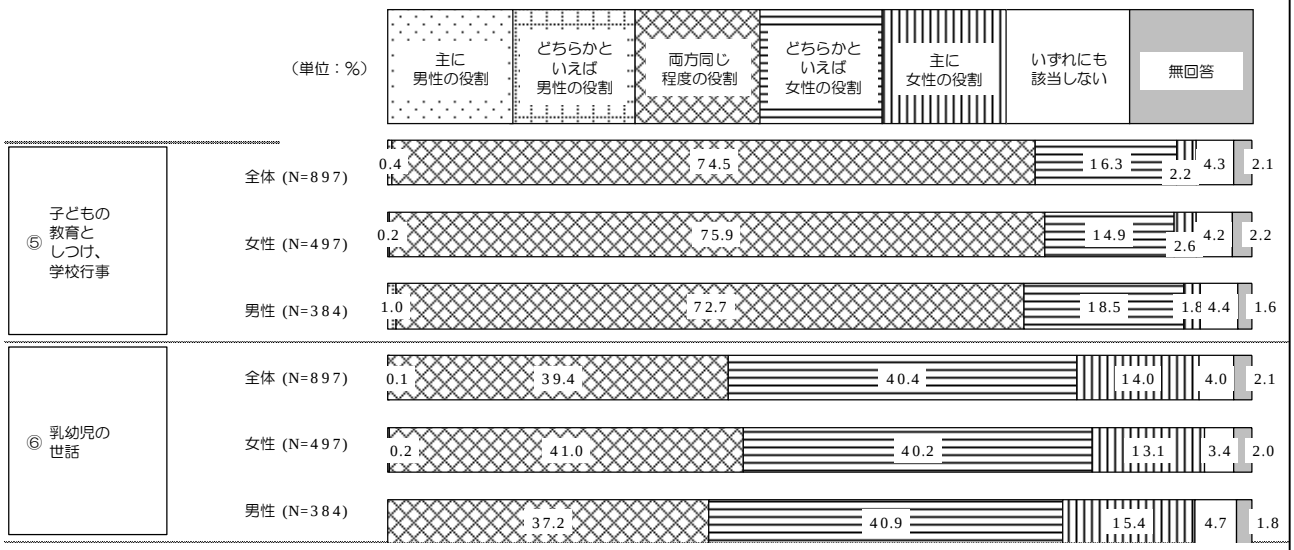

資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

（3）地域活動への参画促進

3―3－1　消防団員に占める女性の割合

	現状	参考
全国平均	3. 3%（令和2年）	第4次男女共同参加基本計画5%（平成38年度当初）
大阪府	2. 5%（令和2年）	―

資料出所:「第4次男女共同参画基本計画」、「消防団の組織概要等に関する調査(令和2年 4 月 1 日現在)」

（4）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

3―4－1　GGI　ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

順位	国名	CGI 値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
10	ドイツ	0.787
21	英国	0.767
53	米国	0.724
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

分野ごとの順位（日本）	
経済分野	115 位/153 か国
教育分野	91 位/153 か国
保健分野	40 位/153 か国
政治分野	144 位/153 か国

GGIは、以下のデータから算出されている。
経済分野…労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
教育分野…識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
保健分野…新生児の男女比率、健康寿命
政治分野…国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任日数

資料出所：　世界経済フォーラム「WEF_GGGR_2020」

3－4－2　国籍・地域別在留外国人数

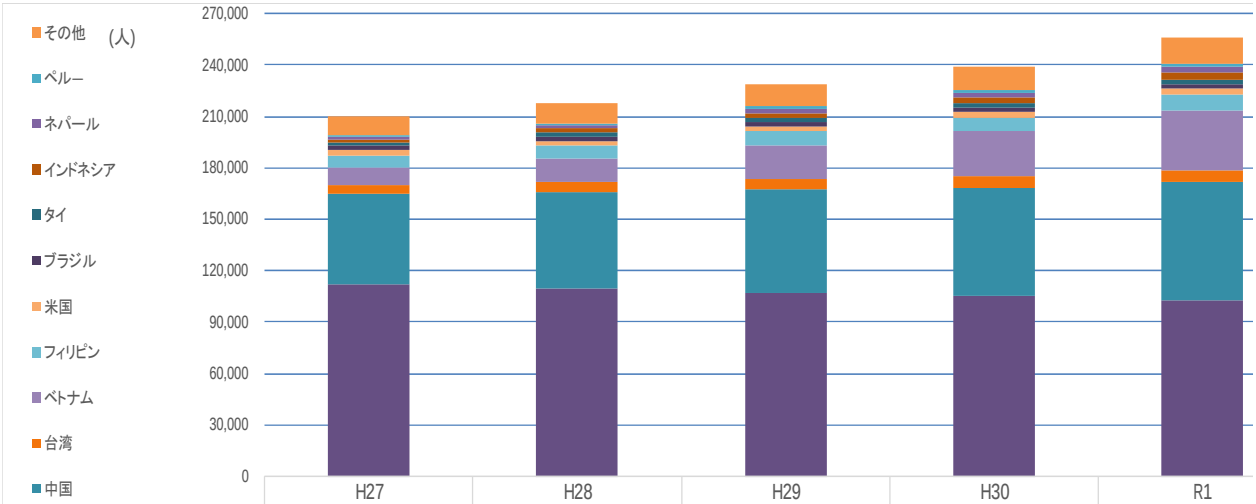

	H27	H28	H29	H30	R1
その他	10,740	11,507	12,734	13,687	15,203
ペルー	1,184	1,175	1,223	1,237	1,287
ネパール	1,570	2,025	2,537	3,053	3,775
インドネシア	1,949	2,364	2,713	3,164	3,866
タイ	2,009	2,124	2,319	2,474	2,675
ブラジル	2,464	2,471	2,531	2,689	2,829
米国	2,820	2,909	2,999	3,140	3,304
フィリピン	6,853	7,331	7,895	8,471	9,319
ベトナム	10,494	14,260	19,789	25,641	34,603
台湾	5,346	5,951	6,620	7,058	7,594
中国	52,856	56,217	60,024	63,315	68,617
韓国・朝鮮	111,863	109,322	107,090	105,184	102,822

資料出所：「法務省入国管理局・在留外国人統計」による(各年 12 月末)

第３部

府内市町村の男女共同参画関係施策の推進状況

Ⅰ　庁内推進体制、諮問機関の設置状況

【令和2年4月1日現在】

市　町　村	庁内推進体制	（設置年月日）	諮問機関	（設置年月日）
大　阪　市	大阪市男女共同参画推進本部	(H18.12. 8)	大阪市男女共同参画審議会	(H15. 8. 20)
堺　　市	堺市男女共同参画推進庁内委員会	(H20. 4. 1)	堺市男女平等推進審議会	(H14. 10. 1)
吹　田　市	吹田市男女共同参画推進本部	(S62. 8.17)	吹田市男女共同参画審議会	(H14. 11 .1)
高　槻　市	高槻市男女共同参画推進本部	(H 9. 5.30)	高槻市男女共同参画審議会	(H13. 7. 13)
茨　木　市	茨木市男女共同参画推進本部	（H 6. 4. 1）	茨木市男女共同参画推進審議会	(H 25. 4. 1)
摂　津　市	摂津市女性政策推進本部	(S60. 8.20)	摂津市男女共同参画推進審議会	(H 26. 4. 1)
島　本　町	島本町人権啓発、男女共同参画、青少年施策等推進会議	(H 3. 3. 1)	島本町人権啓発施策審議会	(H 7. 4. 1)
豊　中　市	豊中市人権行政推進本部	(S58. 4. 1)	豊中市男女共同参画審議会	(S59. 3.26)
池　田　市	池田市男女共同参画推進本部	(H14.11.18)	池田市男女共同参画審議会	(H14.11.12)
箕　面　市	箕面市人権行政推進本部会議男女協働参画部会	（H11. 4.30）	箕面市人権施策審議会	(H 31.3. 1)
豊　能　町	豊能町男女共同社会推進本部	(H15.10. 1)	豊能町人権問題審議会	(H23. 3.30)
能　勢　町	能勢町男女共同参画推進本部	(H14. 4. 3)	能勢町人権擁護審議会	(H 9. 4. 1)
泉 大 津 市	泉大津市男女共同参画推進本部	(H 1.11. 2)	泉大津市男女共同参画審議会	(H21. 1.22)
和　泉　市	和泉市男女共同参画施策推進本部	(H 4.10. 1)	和泉市男女共同参画審議会	(H19. 10. 1)
高　石　市	高石市男女共同参画推進本部	(H18. 5.15)	高石市男女共同参画懇話会	(H18. 5.18)
忠　岡　町	忠岡町男女共同参画推進本部	(H 9. 5. 6)	忠岡町男女共同参画推進会議	(H24. 4. 1)
岸 和 田 市	岸和田市男女共同参画推進本部	(H23. 4. 1)	岸和田市男女共同参画推進審議会	(H23. 8. 3)
貝　塚　市	貝塚市男女共同参画推進本部	(H 3. 1.29)	貝塚市男女共同参画審議会	(H 4. 7. 1)
泉 佐 野 市	泉佐野市男女共同参画推進会議	(H 1. 9. 1)	泉佐野市男女共同参画審議会	(H 29.7. 1)
泉　南　市	泉南市男女平等参画施策推進本部	(H 5. 6. 3)	泉南市男女平等参画審議会	(H24. 4. 1)
熊　取　町	男女共同参画推進会議	(H 28. 4. 1)	男女共同参画推進審議会	(H 25.4. 1)
田　尻　町	田尻町男女共同参画推進本部	（H18. 4. 1）	田尻町人権擁護審議会	(H11. 4. 1)
岬　　町	岬町男女共同参画推進本部	(H13.10. 1)	岬町男女共同参画審議会	(H27. 4. 1)
阪　南　市	阪南市男女共同参画推進本部	(H 6. 3. 1)	阪南市男女共同参画推進審議会	（H26. 7.1）
富 田 林 市	富田林市男女共同参画施策推進本部	(H 7. 6.30)	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会	(H23. 4. 1)
河内長野市	河内長野市男女共同参画推進本部	(H 4. 8.20)	河内長野市男女共同参画審議会	（H18. 2.28）
松　原　市	松原市男女共同参画推進本部	(H 7. 7.10)	松原市男女共同参画推進審議会	(H24.12.21)
羽 曳 野 市	羽曳野市男女共同参画推進本部	(H18. 5.16)	羽曳野市男女共同参画推進審議会	(H26. 6. 1)
藤 井 寺 市	藤井寺市人権行政推進本部	(H15. 6. 5)	藤井寺市男女共同参画推進審議会	（H23. 8. 8）
大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進本部	(H 6. 7.20)	大阪狭山市男女共同参画推進懇話会	(H25. 3.29)
太　子　町	太子町男女共同参画施策推進本部	(H 8. 4. 1)	太子町男女共同参画推進懇話会	（H 9. 3. 1）
河　南　町	河南町男女共同参画社会推進本部	(H14. 4.20)	河南町男女共同参画推進審議会	(H25. 3.28)
千早赤阪村	千早赤阪村男女共同参画社会推進本部	(H17. 3.29)	千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会	(H13.12.11)
八　尾　市	八尾市男女共同参画施策推進本部	(H16. 6. 1)	八尾市男女共同参画審議会	(H22. 9. 1)
柏　原　市	柏原市男女共同参画社会推進本部	(H14. 4. 1)	柏原市男女共同参画審議会	(H19. 4. 1)
東 大 阪 市	東大阪市男女共同参画施策推進本部	(S63. 8. 3)	東大阪市男女共同参画審議会	(H17. 2.17)
守　口　市	守口市男女共同参画推進連絡会議	(H 3. 6.20)	守口市男女共同参画審議会	(H22. 4. 1)
枚　方　市	枚方市男女共同参画推進本部	(H 1.12.22)	枚方市男女共同参画推進審議会	(H22. 6.28)
寝 屋 川 市	寝屋川市男女共同参画推進本部	(H12. 5.30)	寝屋川市男女共同参画審議会	(H12. 4. 1)
大　東　市	大東市男女共同参画社会推進本部	(H 7. 7. 1)	大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会	（H30.4.1）
門　真　市	門真市男女共同参画社会推進本部	(H14. 5. 21)	門真市男女共同参画審議会	(H18. 2.21)
四 條 畷 市	四條畷市男女共同参画政策推進本部	(H 6.11.22)	四條畷市男女共同参画審議会	(H18. 7. 1)
交　野　市	交野市男女共同参画推進本部	（H6.7.18）	交野市男女共同参画審議会	(H26. 4. 1)
大　阪　府	大阪府男女共同参画推進本部	(S54. 8.25)	大阪府男女共同参画審議会	(H10. 4. 1)

Ⅱ　男女共同参画に関する計画の策定状況

【令和2年4月1日現在】

市　町　村	計　　画	計画期間（年度）
大　阪　市	大阪市男女共同参画基本計画 －第2次大阪市男女きらめき計画－	H28年度～H32年度
堺市	第4期さかい男女共同参画プラン	H24年度～H33年度
豊　中　市	第2次豊中市男女共同参画計画改定版	H24年度～H33年度
池　田　市	いけだパートナーシップ21(第2次池田市男女共同参画推進計画）	H24年度～H35年度
箕　面　市	箕面市男女協働参画推進プラン	H23年度～H32年度
能　勢　町	第2次能勢町男女共同参画プラン	H28年度～H37年度
豊　能　町	豊能町男女共同参画プラン	H17年度～
吹　田　市	第4次すいた男女共同参画プラン	H30年度～H34年度
高　槻　市	高槻市男女共同参画計画	H25年度～H34年度
茨　木　市	第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）	H29年度～H33年度
摂　津　市	第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（改訂版）	H29年度～H33年度
島　本　町	しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改訂	H24年度～H33年度
守　口　市	第3次守口市男女共同参画推進計画	H28年度～H37年度
枚　方　市	第3次枚方市男女共同参画計画	H28年度～H37年度
寝 屋 川 市	第4期ねやがわ男女共同参画プラン	H23年度～H32年度
大　東　市	第4次大東市男女共同参画社会行動計画	H31年度～R10年度
門　真　市	第2次かどま男女共同参画プラン	H24年度～H33年度
四 條 畷 市	第2次四條畷市男女共同参画推進計画　第2次なわてあじさいプラン	H29年度～H37年度
交　野　市	交野市男女共同参画計画	H25年度～H34年度
東 大 阪 市	第3次東大阪市男女共同参画推進計画　東大阪　みらい　翔プラン (改定版）	H23年度～H32年度
八　尾　市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	H28年度～H37年度
柏　原　市	第3期かしわら男女共同参画プラン	H27年度～H36年度
富 田 林 市	第3次富田林市男女共同参画計画（ウィズプラン）	H29年度～H38年度
河内長野市	河内長野市男女共同参画計画（第4期）	H30年度～H39年度
松　原　市	第4期まつばら男女かがやきプラン	H31年度～H35年度
羽 曳 野 市	第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン	H29年度～H38年度
藤 井 寺 市	第3期　男女共同参画のための藤井寺市行動計画	H28年度～H32年度
大阪狭山市	第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン（平成30年度中間見直し）	H26年度～H35年度
太　子　町	太子町男女共同参画推進計画	H22年度～H31年度
河　南　町	かなん男女共同参画プラン	H25年度～H34年度
千早赤阪村	第2期　千早赤阪村男女共同参画推進計画	H28年度～H37年度
泉 大 津 市	第3次泉大津市男女共同参画推進計画	H28年度～H37年度
和　泉　市	第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）	H27年度～H36年度
高　石　市	第2次高石市男女共同参画計画	H29年度～H38年度
忠　岡　町	忠岡町男女共同参画計画	H23年度～H32年度
岸 和 田 市	岸和田市男女共同参画推進計画－第3期きしわだ女性ﾌﾟﾗﾝ－	H23年度～H32年度
貝　塚　市	貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプラン	H25年度～H34年度
泉 佐 野 市	第2次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版（人ひとプラン）	H30年度～H33年度
泉　南　市	せんなん男女平等参画プラン	H24年度～H33年度
阪　南　市	阪南市男女共同参画プラン（第3次）～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～	H29年度～H38年度
熊　取　町	熊取町第2次男女共同参画プラン〈改訂版〉	H30年度～H34年度
田　尻　町	第2次田尻町男女共同参画プラン	H27年度～H36年度
岬　　町	第2次岬町男女共同参画プラン	H25年度～R4年度
大　阪　府	おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)	H28～H32

Ⅲ　男女共同参画に関する条例の制定状況

【令和2年4月1日現在】

市　町　村	条　　例	
大　阪　市	大阪市男女共同参画推進条例	(H14.12.4公布、H15.1.1施行、一部H15.7.1、H15.8.20施行)
堺　　市	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	(H14.3.28公布、H14.4.1施行)
吹　田　市	吹田市男女共同参画推進条例	(H14.10.9公布、H14.11.1施行、一部H15.4.1施行)
高　槻　市	高槻市男女共同参画推進条例	(H17.12.20公布、H18.4.1施行)
茨　木　市		
摂　津　市		
島　本　町	島本町男女共同参画推進条例	(H18.2.9公布、H18.4.1施行)
豊　中　市	豊中市男女共同参画推進条例	(H15.10.10公布、施行)
池　田　市	池田市男女共同参画推進条例	(H14.9.27公布、施行、一部H15.4.1施行)
箕　面　市		
豊　能　町		
能　勢　町		
泉 大 津 市	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	(H19.12.14公布、H20.4.1施行)
和　泉　市	和泉市男女共同参画推進条例	(H19.7.11公布、H19.8.1施行)
高　石　市		
忠　岡　町	忠岡町男女共同参画推進条例	（H25.3.4公布、H25.4.1施行）
岸 和 田 市	岸和田市男女共同参画推進条例	(H22.12.20公布、H23.4.1施行)
貝　塚　市		
泉 佐 野 市	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	(H29.3.31公布、H29.4.1施行）
泉　南　市	泉南市男女平等参画推進条例	(H23.12.26公布、H24.4.1施行)
熊　取　町	熊取町男女共同参画推進条例	（H25.3.29公布、H25.4.1施行）
田　尻　町	田尻町男女共同参画推進条例	(H17.3.24公布、H17.4.1施行)
岬　　町	岬町男女共同参画推進条例	(H25.4.1公布、施行)
阪　南　市	阪南市男女共同参画推進条例	(H26.3.27公布、H26.4.1施行)
富 田 林 市	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	(H23.3.18公布、H23.4.1施行)
河内長野市	河内長野市男女共同参画推進条例	(H17.9.29公布、H18.1.1施行)
松　原　市	松原市男女輝きまちづくり条例	(H27.4.1公布、施行)
羽 曳 野 市	羽曳野市男女共同参画推進条例	(H25.12.27公布、H26.4.1施行)
藤 井 寺 市	藤井寺市男女共同参画推進条例	(H23.3.25公布、H23.4.1施行)
大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進条例	(H18.12.22公布、H19.4.1施行)
太　子　町	太子町男女共同参画推進条例	(H25.12.27公布、H26.4.1施行)
河　南　町	河南町男女共同参画推進条例	（H25.3.13公布、H25.4.1施行）
千早赤阪村	千早赤阪村男女共同参画推進条例	（H28.3.23公布、H28.4.1施行）
八　尾　市	八尾市男女共同参画推進条例	(H21.12.25公布、H22.4.1施行)
柏　原　市	柏原市男女共同参画推進条例	(H18.12.25公布、H19.4.1施行)
東 大 阪 市	東大阪市男女共同参画推進条例	(H16.7.1公布、施行)
守　口　市	守口市男女共同参画推進条例	(H21.12.21公布、H22.4.1施行)
枚　方　市	枚方市男女共同参画推進条例	(H22.3.31公布、H22.4.1施行)
寝 屋 川 市		
大　東　市	大東市男女共同参画推進条例	(H19.3.23公布、H19.4.1施行)
門　真　市	門真市男女共同参画推進条例	(H17.3.31公布、H17.4.1施行)
四 條 畷 市	四條畷市男女共同参画推進条例	(H18.6.27公布、H18.7.1施行)
交　野　市	交野市男女共同参画推進条例	(H26.4.1公布、施行)
大　阪　府	大阪府男女共同参画推進条例	(H14.3.29公布、H14.4.1施行)

Ⅳ 審議会等における女性の参画状況

市町村	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					議会議員		
	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	議員数	うち女性議員数	女性比率（%）
大阪市	79	76	2,285	797	34.9%	5	4	28	9	32.1%	83	21	25.3%
堺市	82	80	1,404	532	37.9%	6	5	33	7	21.2%	48	8	16.7%
吹田市	76	72	1,211	420	34.7%	6	2	40	4	10.0%	34	9	26.5%
高槻市	62	57	789	227	28.8%	6	6	32	7	21.9%	34	7	20.6%
茨木市	62	60	753	262	34.8%	6	5	40	8	20.0%	25	7	28.0%
摂津市	36	34	443	176	39.7%	6	5	33	7	21.2%	18	2	11.1%
島本町	31	29	333	113	33.9%	6	5	30	8	26.7%	14	6	42.9%
豊中市	73	68	866	254	29.3%	6	6	33	10	30.3%	34	7	20.6%
池田市	62	55	716	212	29.6%	6	3	35	4	11.4%	22	2	9.1%
箕面市	33	31	393	119	30.3%	6	2	37	4	10.8%	23	5	21.7%
豊能町	25	19	269	48	17.8%	6	2	31	6	19.4%	12	5	41.7%
能勢町	28	15	246	51	20.7%	6	3	39	4	10.3%	12	3	25.0%
泉大津市	23	22	271	95	35.1%	5	2	29	3	10.3%	16	3	18.8%
和泉市	48	47	530	160	30.2%	6	3	43	5	11.6%	24	5	20.8%
高石市	34	31	377	106	28.1%	6	4	28	5	17.9%	16	3	18.8%
忠岡町	17	15	217	46	21.2%	6	3	30	6	20.0%	12	4	33.3%
岸和田市	37	33	459	162	35.3%	6	2	30	2	6.7%	24	5	20.8%
貝塚市	39	34	601	150	25.0%	6	4	36	5	13.9%	18	1	5.6%
泉佐野市	34	30	476	108	22.7%	6	3	39	6	15.4%	18	2	11.1%
泉南市	21	18	253	52	20.6%	6	6	36	7	19.4%	15	3	20.0%
熊取町	37	35	453	121	26.7%	6	5	32	8	25.0%	14	4	28.6%
田尻町	35	15	128	34	26.6%	6	2	28	5	17.9%	10	3	30.0%
岬町	9	9	220	53	24.1%	6	4	35	7	20.0%	13	1	7.7%
阪南市	40	35	596	189	31.7%	6	2	34	3	8.8%	14	2	14.3%
富田林市	75	66	908	255	28.1%	5	4	36	7	19.4%	18	7	38.9%
河内長野市	66	60	777	230	29.6%	5	3	33	6	18.2%	18	2	11.1%
松原市	42	38	629	172	27.3%	6	4	31	6	19.4%	17	5	29.4%
羽曳野市	39	35	517	145	28.0%	6	2	35	2	5.7%	18	6	33.3%
藤井寺市	36	30	391	99	25.3%	6	4	37	7	18.9%	14	3	21.4%
大阪狭山市	49	46	576	159	27.6%	5	4	30	8	26.7%	15	3	20.0%
太子町	19	14	206	50	24.3%	5	2	31	3	9.7%	11	1	9.1%
河南町	38	29	406	88	21.7%	5	2	27	3	11.1%	10	2	20.0%
千早赤阪村	15	10	130	27	20.8%	5	3	29	4	13.8%	7	1	14.3%
八尾市	80	73	1,115	359	32.2%	6	6	39	14	35.9%	28	7	25.0%
柏原市	42	35	524	128	24.4%	6	4	35	6	17.1%	16	6	37.5%
東大阪市	75	71	1,115	354	31.7%	6	4	36	5	13.9%	38	7	18.4%
守口市	36	29	370	87	23.5%	6	4	28	6	21.4%	22	4	18.2%
枚方市	60	57	752	266	35.4%	6	4	33	5	15.2%	32	10	31.3%
寝屋川市	48	46	523	143	27.3%	6	3	34	5	14.7%	24	4	16.7%
大東市	28	21	300	55	18.3%	6	2	31	3	9.7%	17	2	11.8%
門真市	43	41	404	114	28.2%	6	5	28	5	17.9%	20	4	20.0%
四條畷市	42	40	468	159	34.0%	6	5	30	7	23.3%	12	4	33.3%
交野市	32	30	376	110	29.3%	6	6	30	8	26.7%	15	5	33.3%
合計	1,888	1,691	24,776	7,487	30.2%	250	159	1,424	250	17.6%	905	201	22.2%

市計	1,634	1,501	22,168	6,856	30.9%	193	128	1,112	196	17.6%	790	171	21.6%
町村計	254	190	2,608	631	24.2%	57	31	312	54	17.3%	115	30	26.1%

広域※	4	4	122	35	28.7%
総合計	1,892	1,695	24,898	7,522	30.2%

※共同設置（池田市・富田林市・大阪狭山市）

第４部

資　　料

大阪府男女共同参画推進条例

平成14年　大阪府条例第６号

個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまでも、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきているが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

三　セクシュアル・ハラスメント　職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

５　男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

（府の責務）

第４条　府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

２　府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

４　府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

（府民の責務）

第５条　府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当

たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による差別的取扱いの禁止等）

第７条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

２　何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対する暴力（暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

（男女共同参画計画の策定）

第８条　知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

２　知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

３　知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（男女共同参画施策）

第９条　府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。

一　男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。

二　男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。

三　配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。

四　男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

（男女共同参画の推進状況等の公表）

第１０条　知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

（事業者の取組の促進）

第１１条　知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

（苦情等への対応）

第１２条　知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画計画に相当するものは、第８条（第４項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

３　大阪府附属機関条例（昭和２７年大阪府条例第３９号）第１条第１号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

大阪府男女共同参画審議会	大阪府男女共同参画推進条例（平成１４年大阪府条例第６号）第８条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務

◎男女共同参画行政担当窓口一覧（令和2年度）

市町村		担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大阪市		市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156	06-6202-7073
堺市		市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7408	072-228-8070
豊能地域	豊中市	人権政策課	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2654	06-6846-6003
	池田市	市民活力部人権・文化国際課	563-8666	池田市城南1-1-1	072-754-6231	072-752-6680
	箕面市	人権文化部人権施策室	562-0015	箕面市稲1-14-5　市役所第3別館2階	072-724-6943	072-725-8360
	能勢町	総務部総務課	563-0392	豊能郡能勢町宿野28	072-734-0479	072-734-2064
	豊能町	住民部住民人権課	563-0292	豊能郡豊能町余野414-1	072-739-3402	072-739-1980
三島地域	吹田市	市民部男女共同参画室	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1461	06-6368-7345
	高槻市	市民生活環境部人権・男女共同参画課	569-0067	高槻市桃園町2-1(本館5階)	072-674-7575	072-674-7577
	茨木市	市民文化部人権・男女共生課	567-8505	茨木市駅前3-8-13	072-620-1640	072-620-1725
	摂津市	市長公室人権女性政策課	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6383-1324	06-6319-5970
	島本町	総合政策部人権文化センター	618-0011	三島郡島本町広瀬2-22-27	075-962-4402	075-962-4499
北河内地域	守口市	市民生活部人権室	570-8666	守口市京阪本通2-5-5	06-6992-1512	06-6998-3603
	枚方市	市長公室人権政策室	573-0032	枚方市岡東町12番3号　ひらかたサンプラザ3号館4階	050-7102-3239	072-843-5637
	寝屋川市	危機管理部人権・男女共同参画課	572-8555	寝屋川市本町1-1	072-824-1181	072-825-2638
	大東市	市民生活部人権室	574-8555	大東市谷川1-1-1	072-800-3255	072-872-2268
	門真市	市民文化部　人権市民相談課	571-8585	門真市中町1-1	06-6902-6079	06-6905-3264
	四條畷市	市民生活部人権・市民相談課	575-8501	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955
	交野市	総務部人権と暮らしの相談課	576-0034	交野市天野が原町5-5-1	072-817-0997	072-817-0998
中河内地域	東大阪市	人権文化部多文化共生・男女共同参画課	577-8521	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3300	06-4309-3823
	八尾市	政策企画部　政策推進課　女性活躍推進室	581-0003	八尾市本町1-1-1	072-924-9309	072-924-3570
	柏原市	市民部人権推進課	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-972-1544	072-972-2131
南河内地域	富田林市	市民人権部人権・市民協働課	584-8511	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000	0721-25-9037
	河内長野市	総合政策部人権推進課	586-8501	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111	0721-55-1435
	松原市	市民協働部人権交流センター	580-0023	松原市南新町2丁目141-1	072-332-5705	072-332-5710
	羽曳野市	市民人権部人権推進課	583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111	072-958-8061
	藤井寺市	市民生活部協働人権課	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1059	072-952-8981
	大阪狭山市	市民生活部市民相談・人権啓発グループ	589-8501	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011	072-366-0051
	太子町	総務部住民人権課	583-8580	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5515	0721-98-2773
	河南町	住民部人権男女共同社会室	585-8585	南河内郡河南町大字白木1359-6	0721-93-2500	0721-93-4691
	千早赤阪村	住民課	585-8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081(内線251)	0721-72-1880
泉北地域	泉大津市	総合政策部人権くらしの相談課	595-8686	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131	0725-33-7780
	和泉市	総務部人権・男女参画室 人権・男女参画担当	594-8501	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8116	0725-45-3128
	高石市	総務部　人権推進課	592-8585	高石市加茂4-1-1	072-275-6279	072-263-6116
	忠岡町	町長公室人権広報課	595-0805	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122	0725-22-0364
泉南地域	岸和田市	市民環境部人権・男女共同参画課	596-8510	岸和田市岸城町7-1	072-423-9438	072-423-0108
	貝塚市	都市政策部人権政策課	597-8585	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7160	072-433-7511
	泉佐野市	市民協働部　人権推進課	598-8550	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212	072-464-9314
	泉南市	総合政策部人権推進課	590-0592	泉南市樽井1-1-1	072-480-2855	072-482-0075
	阪南市	総務部人権推進課	599-0292	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678	072-473-3504
	熊取町	総務部人権・女性活躍推進課	590-0495	泉南郡熊取町野田1-1-1	072-452-1004	072-452-7103
	田尻町	総務部企画人権課　人権・男女共生室	598-8588	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	072-466-5019	072-466-8725
	岬町	総務部　人権推進課	599-0392	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2773	072-492-5814
大阪府		府民文化部男女参画・府民協働課	540-0008	大阪市中央区大手前1-3-49	06-6210-9321	06-6210-9322

◎府内男女共同参画関連施設一覧（令和2年度）

別紙3

市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号	管理運営主体	設置年
大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館 （クレオ大阪中央）	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	大阪市男女共同参画推進事業体	平成13年
	大阪市立男女共同参画センター 子育て活動支援館 （クレオ大阪子育て館）	〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20(7階)	06-6354-0106	06-6354-0277	大阪市男女共同参画推進事業体（北）	平成27年
	大阪市立男女共同参画センター西部館 （クレオ大阪西）	〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体	平成6年
	大阪市立男女共同参画センター南部館 （クレオ大阪南）	〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	大阪市男女共同参画推進事業体（南）	平成8年
	大阪市立男女共同参画センター東部館 （クレオ大阪東）	〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	大阪市男女共同参画推進事業体（東）	平成10年
堺市	堺市立男女共同参画センター （コクリコさかい）	〒590-0955 堺市堺区宿院町東4-1-27	072-223-9153	072-223-7685	堺市	昭和55年
	堺市男女共同参画交流の広場	〒599-8123 堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階	072-236-8266	072-236-8277	施設管理：堺市 事業運営：(有)ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ堺	平成12年
豊中市	とよなか男女共同参画推進センター （すてっぷ）	〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	(一財)とよなか男女共同参画推進財団	平成12年
池田市	池田市立男女共生サロン	〒563-0058 池田市栄本町9-1	072-754-2891	072-750-5125	施設管理：池田市公益活動促進協議会 事業運営：池田市	平成12年
箕面市	箕面市男女協働参画ルーム	〒562-0015 箕面市稲1-14-5　市役所第3別館2階	072-724-6943	072-725-8360	箕面市	平成8年
吹田市	吹田市立男女共同参画センター （デュオ）	〒564-0072 吹田市出口町2-1	06-6388-1451	06-6385-5411	吹田市	昭和62年
高槻市	高槻市立男女共同参画センター	〒569-0804 高槻市紺屋町1-2	072-685-3725	072-686-2455	高槻市	平成8年
茨木市	茨木市立男女共生センター （ローズWAM）	〒567-0882 茨木市元町4-7	072-620-9920	072-620-9921	茨木市	平成12年
摂津市	摂津市立男女共同参画センター （ウィズせっつ）	〒566-0021 摂津市南千里丘5-35	06-4860-7112	06-4860-7113	摂津市	平成10年
島本町	島本町立人権文化センター　男女共同参画コーナー	〒618-0011　島本町広瀬2-22-27	075-962-4402	075-962-4499	島本町	令和2年
枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	〒573-0032 枚方市岡東町12番3号 ひらかたサンプラザ3号館4階	072-843-5636	072-843-5637	枚方市	平成4年
寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター 「ふらっと ねやがわ」	〒572-0042 寝屋川市東大利町2-14 市立産業振興センター（にぎわい創造館）5階	072-800-5789	072-800-5489	寝屋川市	平成13年
大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内 男女共同参画ルーム	〒574-0036 大東市末広町1－301 ローレルスクエア住道サンタワー内	072-869-6505	072-870-1405	㈱アステム	平成18年
門真市	門真市女性サポートステーションWESS	〒571-0066　門真市幸福町3-1　コア古川橋内	06-6900-8550	06-6900-8551	門真市	平成27年
四條畷市	四條畷市男女共同参画ルーム	〒575-8501　四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955	四條畷市	平成19年
交野市	男女共同参画コーナー	〒576-0034　交野市天野が原町5-5-1	072-817-0997	072-817-0998	交野市	平成26年
東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	(一財)大阪府男女共同参画推進財団	平成15年
八尾市	八尾市男女共同参画センター「すみれ」	〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 生涯学習センター「かがやき」学習プラザ4階	072-923-4940	072-923-4940	八尾市	平成18年
柏原市	柏原市立男女共同参画センター （フローラルセンター）	〒582-8555 柏原市安堂町1-35	072-972-1544	072-972-2131	柏原市	平成7年
富田林市	富田林市男女共同参画センター ウィズ	〒584-0084 富田林市桜ヶ丘町2-8（すばるホール3階）	0721-23-0030	0721-23-0030	富田林市	平成12年
河内長野市	市民交流センター内男女共同参画センター	〒586-0025 河内長野市昭栄町7－1	0721-54-0003	0721-55-1435	施設管理：（公財）河内長野市文化振興財団 事業運営：河内長野市	平成14年
松原市	松原市男女共同参画センター	〒580-0023 松原市南新町2-141-1 （松原市人権交流センター内）	072-332-5705	072-332-5710	松原市	平成26年
羽曳野市	はびきのレディースセンター	〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111	072-958-8061	羽曳野市	平成12年
藤井寺市	男女共同参画ルーム	〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-3	072-939-7020	—	藤井寺市	平成14年
大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター （きらっとぴあ）	〒589-0005 大阪狭山市狭山1-862-5	072-247-7047	072-247-7047	施設管理：大阪狭山市 事業運営：NPOとの協働事業	平成20年
河南町	河南町男女共同参画コーナー	〒585-8585 南河内郡河南町大字白木1359-6 河南町役場1階	0721-93-2500 (内線：125)	0721-93-4691	河南町	平成21年
泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン （にんじんサロン）	〒595-0027 泉大津市下条町11-35　市立図書館2階	0725-21-6555	0725-21-6555	泉大津市	平成18年
和泉市	和泉市男女共同参画センター	〒594-0041 和泉市いぶき野5-4-7	0725-57-6640	0725-57-6643	和泉市	平成15年
忠岡町	忠岡町働く婦人の家	〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南1-18-17	0725-33-1151	0725-32-7819	忠岡町	昭和60年
岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター	〒596-0042 岸和田市加守町4-6-18	072-441-2535	072-441-2536	岸和田市	平成元年
泉佐野市	いずみさの女性センター	〒598-0005 泉佐野市市場東1-295-1	072-469-7125	072-469-7125	泉佐野市	平成9年
泉南市	せんなん男女平等参画ルーム（ステップ）	〒590-0521 泉南市樽井9-16-2	072-480-2855	072-482-0075	泉南市	平成15年
大阪府	大阪府立男女共同参画・青少年センター （ドーンセンター）	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49	06-6910-8500	06-6910-8775	施設管理：ﾄﾞｰﾝ運営共同体 相談事業運営：(一財)男女共同参画推進財団	平成6年
	大阪府女性相談センター	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 （大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階）	06-6949-6022	06-6809-1072	大阪府	昭和31年

男　女　共　同　参　画　関　係　年　表

年	世　　界	国	大　阪　府
昭和47 (1972)	■１２月 第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和50 (1975)	■７月 メキシコシティでの「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」を採択 ■１２月 第30回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた国際婦人年」及び「社会における婦人の地位の向上と役割」を議題として、婦人に関する決議を採択 ①「メキシコ宣言」などメキシコ会議で決まった行動計画を承認 ②1976年～85年の10年間を「国連婦人の10年」と決定	■９月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」設置	
昭和51 (1976)			■１１月 女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置
昭和52 (1977)		■１月 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定 ■６月 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」を同本部決定 ■１０月 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表	■９月 知事の私的諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和54 (1979)	■１２月 第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択		■３月 大阪府婦人問題推進会議から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ■８月 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和55年 (1980年)	■７月 「国連婦人の10年中間年世界会議」開催 ・「女子差別撤廃条約」に日本政府代表署名 ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		■４月 企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ■８月 審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定

年	世　　界	国	大　阪　府
昭和56 (1981)	■9月 「女子差別撤廃条約」発効	■5月 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点計画」策定	■4月 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
昭和57 (1982)			■4月 企画部に「婦人政策室」を設置 大阪府婦人会館を教育委員会から知事部局に移管、「大阪府立婦人会館」に改称
昭和58 (1983)			■3月 婦人会館20周年記念事業を実施
昭和59 (1984)	■3月 東京で「国連婦人の10年」ＥＳＣＡＰ地域政府間準備会議を開催	■5月 国籍法及び戸籍法の改正(父母両系主義等)[昭60.1施行] ■7月 労働省婦人少年局を再編し婦人局を設置	
昭和60 (1985)	■7月 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	■4月 生活保護基準額の男女差を解消 女性の年金権の確立を柱とする国民年金法の改正[昭61.4施行] ■5月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)成立[昭61.4施行] ■6月 女子差別撤廃条約批准	■3月 女性の社会参加等に関する調査 女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告
昭和61 (1986)		■1月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置	■4月 「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ■6月 「大阪府女性問題懇話会」設置 ■9月 「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和62 (1987)		■5月 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定 ■6月 労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表	■11月 婦人政策課を企画部から生活文化部に移管

年	世　　界	国	大　阪　府
昭和63 (1988)			■2月 審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定 ■9月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」設置
平成元 (1989)		■3月 文部省「新学習指導要領」告示 ・高等学校家庭科男女必修化	
平成2 (1990)	■5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択	■3月 総理府「女性の就業に関する世論調査」発表	■9月 大阪府婦人総合センター(仮称)基本設計公表
平成3 (1991)		■1月 総理府「女性に関する世論調査」発表 ■4月 婦人問題企画推進有識者会議「変革と行動のための5年」報告提出	■1月 「女性問題についての意識調査」結果公表 ■3月 大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出
平成3 (1991)		■5月 「育児休業等に関する法律」成立[平4.4施行] 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定	■5月 課内の組織改正により、政策推進チーム、センター推進チームを設置 ■7月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」を「ドーンセンター推進会議」に改称 ■8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称 ■9月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 「大阪府婦人関係団体会議」を「大阪府女性団体会議」に改称 ■10月 「大阪府女性基金」設置 「大阪府女性基金検討委員会」設置

年	世　　界	国	大　阪　府
平成4 (1992)		■6月 労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定	■3月 ドーンセンター建設工事着工 ■4月 「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足(知事部局等に17名を配置) ■6月 「大阪府女性基金」積立総額10億円となる ■12月 ドーンセンターシンボルマーク決定 「大阪府女子労働対策推進計画」策定
平成5 (1993)	■6月 ウィーンで国連世界人権会議開催・「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ■12月 第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■3月 総理府「男女平等に関する世論調査」発表 ■6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立[平5.12施行]	■3月 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 「大阪府女性基金検討委員会」廃止 ■11月 女性基金のシンボルマーク決定 「大阪府女性基金」積立総額20億円となる 「大阪府女性基金」への最初の寄付を受ける (寄付者:阪奈瓦斯(株)100万円)
平成6 (1994)	■6月 第81回ＩＬＯ総会でパートタイムに関する条約及び勧告を採択 ■9月 カイロで「国際人口・開発会議」開催・「カイロ宣言及び行動計画」採択	■2月 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」発表 ■6月 総理府に「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置(政令) ■7月 「男女共同参画推進本部」設置決定 ■12月 厚生・文部・労働・建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5日年事業)及び「新ゴールドプラン」策定	■1月 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ■3月 「大阪府女性基金運営懇談会」設置 ■4月 (財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 「大阪府女性基金」積立総額40億円となる 課の組織がチーム制から班制に改編 ■10月 府立婦人会館閉館 ■11月 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館

年	世　　界	国	大　阪　府
平成7 (1995)	■1月 人権教育のための国連10年スタート ■3月 コペンハーゲンで「社会開発サミット」開催 ・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ■9月 北京で「第4回世界女性会議」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	■6月 育児・介護休業法成立[平7.10施行、一部11.4施行] ＩＬＯ「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号)批准 ■１０月 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表	■3月 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ■9月 女性友好のつばさ実施 (女性NGOフォーラム北京95派遣)
平成8 (1996)		■6月 優生保護法の改正(母体保護法)[平8.9施行] ■7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ■9月 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ■１２月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画-」決定	■3月 「大阪府女性基金」初の取り崩し ■4月 課組織が班制から係制に改編 ■5月 大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■7月 大阪府女性問題懇話会からジャンプ・プラン見直し提言の中間報告 ■１１月 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 ■１２月 ドーンセンター入館者100万人突破 ジャンプ・プラン改定概案公表
平成9 (1997)		■3月 「男女共同参画審議会」設置(法律) 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表 ■6月 男女雇用機会均等法の改正(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)[平11.4全面施行] 労働基準法の改正[平11.4施行] 育児・介護休業法の改正[平11.4施行] ■１０月 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称 ■１２月 介護保険法成立[平12.4施行]	■1月 海外女性招へい事業の実施(第1回)[タイ、マレーシア、ベトナム] ■3月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第３期行動計画(改定)～新　女と男のジャンプ・プラン」策定 ■9月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催 ■１２月 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定

年	世　　界	国	大　阪　府
平成10 (1998)	■４月 第42回国連女性の地位委員会 ・国連女性特別総会「2000年会議」のニューヨーク国連本部での開催を決定	■１月 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表 ■６月 「中央省庁等改革基本法」制定 ・男女共同参画に関する事務を内閣府への移行を明記 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表 ■１０月 総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート」調査発表 ■１１月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」答申	■３月 「大阪府女性問題懇話会」及び「大阪府女性基金運営懇談会」を廃止 ■４月 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置 ■５月 「大阪府女性団体会議」廃止「大阪府男女協働推進連絡会議」設置 ■７月 「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ■８月 第1回大阪府男女協働推進連絡会議を開催
平成10 (1998)			■９月 第1回男女協働社会づくり審議会を開催 ■１１月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催 ■１２月 海外女性招へい事業の実施(第2回)[韓国、フィリピン]
平成11 (1999)	■１０月 バンコクで、ＥＳＣＡＰ地域ハイレベル政府間会合(女性2000年会議地域準備会合)開催	■５月 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立[平11.11施行] 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ■６月 「男女共同参画社会基本法」成立[平11．6施行] ■７月 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」成立[平13.1施行] ■８月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成を促進する施策の基本的な方向について」諮問 ■１２月 警察庁「女性・子どもを守る施策実施	■５月 大阪府男女協働社会づくり審議会に「21世紀を展望した男女協働社会の実現に向けての総合的なビジョンについて」諮問 ■１１月 海外女性招へい事業の実施(第3回)[アメリカ] ■１２月 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表

年	世　　界	国	大　阪　府
		要綱」策定 　少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」決定 大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定	
平成12 (2000)	■6月 　ニューヨークで国連特別総会「**女性2000年会議**」開催 ・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	■2月 　総理府「男女間における暴力に関する調査」発表 ■4月 　「都道府県女性少年室」を「都道府県労働局雇用均等室」に改組 ■5月 　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立[平12.11施行] 　総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表 ■7月 　男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■9月 　男女共同参画審議会「男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題-」答申 ■12月 　総理府「男女共同参画社会に関する世論調査-男性のライフスタイルを中心に-」発表 　「男女共同参画基本計画」策定	■2月 　大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」公表 ■4月 　女性週間全国会議 ■6月 　国の男女共同参画審議会基本問題部会論点整理についての意見交換会 ■7月 　大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問 ■9月 　大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 ■11月 　男女共同参画フォーラム「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン ■12月 　「女性への暴力」サポートライン
平成13 (2001)		■1月 　「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を「厚生労働省」に改組。労働省女性局は厚生労働省雇用均等・児童家庭局に統合。 　「男女共同参画会議」発足 ■4月 　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立[平13.10施行、一部平14.4施行]	■2月 　大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申 ■3月 　大阪府男女共同参画計画素案公表 ■4月 　「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 　「大阪府男女協働推進連絡会議」を「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称

年	世　　界	国	大　阪　府
平成13 (2001)		■6月 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」公表 「男女共同参画週間」スタート ■7月 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ■10月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見」公表 ■11月 「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	■7月 大阪府男女協働社会づくり審議会条例検討専門部会「検討骨子」公表 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定 ■11月 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」を「大阪府男女共同参画企画推進員」に改称し、大阪府男女共同参画推進本部へ組込む ■12月 大阪府男女協働社会づくり審議会「男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的な考え方」答申 大阪府男女共同参画推進条例案骨子公表
平成14 (2002)		■4月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」公表 ■7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」公表 ■10月 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」公表	■2月 大阪府議会へ「大阪府男女共同参画推進条例案」を上程 ■3月 大阪府男女共同参画推進条例、全会一致で可決、公布 ■4月 大阪府男女共同参画推進条例施行 ■8月 大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始 ■11月 千葉、大阪、熊本の3府県女性知事から国に対し、「千葉、大阪、熊本から放つ3本の矢と5つの提言―3人の女性知事による政策アピールと国への提言―」

年	世　　界	国	大　　阪　　府
平成15 (2003)	■7月 女子差別撤廃委員会　女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ■8月 第4回・第5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント	■3月 文部科学省　女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告（女性研究者への支援） ■4月 男女共同参画会議　基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」公表 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」公表 ■6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ■7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供）」公表 次世代育成支援対策推進法　成立、施行 少子化社会対策基本法　成立 [平15.9施行] ■10月 文部科学省　女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告（女性のキャリアと生涯学習の関わりから）	■1月 「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」諮問 大阪府男女共同参画年次報告「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言 ■4月 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 大阪府男女共同参画推進本部「男女共同参画モデル職場づくりのための10の取組」を大阪府男女共同参画推進責任者会議(3月)決定を経て推進本部へ報告 ■6月 ドーンセンター入館者400万人を突破 ■7月 北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事から、「参議院共生社会に関する調査会」に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しについて要望 ■10月 女性のチャレンジフェア開催 女性知事リレーフォーラム(北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事)ほか ■11月 4道府県女性知事から国に対し、「4人の女性知事が四輪駆動で牽引する5つの改革」提言

年	世　　界	国	大　阪　府
平成15 (2003)			■１２月 大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申 全国知事会に「男女共同参画研究会」設置（構成員：北海道、岩手県、千葉県、新潟県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県の知事）
平成16 (2004)		■４月 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正　[平16.10施行] ■６月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正　[平16.12施行] 男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」公表 ■７月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ■１２月 育児・介護休業法の改正 [平17.4施行] 児童福祉法の改正、施行	■６月 ㈶大阪府男女共同参画推進財団が、「新・10年プラン　～創造から成熟の10年へ―男女共同参画社会をめざして～」を策定 ■１１月 ドーンセンター開館10周年「女性エンパワメントフォーラム2004」を開催 第12回大阪府男女共同参画審議会に「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する基本的な考え方について諮問
平成17 (2005)	■２～３月 国連「北京＋１０」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	■５月 男女共同参画会議　男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」公表 ■５～６月 内閣府男女共同参画局「男女共同参画基本計画改定についての公聴会」を大阪などで開催	■３月 大阪府次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)策定 全国知事会男女共同研究会「ＤＶ対策の推進」「自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくり」、「女性の健康支援」に関する調査及び「次世代育成支援対策推進のための調査」報告

年	世　　界	国	大　阪　府
平成17 (2005)		■7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ■8月 労働政策審議会雇用均等分科会「(今後の男女雇用機会均等対策に関する)審議状況(中間的とりまとめ)」公表 ■9月 男女共同参画会議　少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表 ■12月 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	■4月 大阪府特定事業主行動計画(みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり)策定 ■5月 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ■7月 全国知事会に「男女共同参画特別委員会」設置（委員：北海道、秋田県、千葉県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県、宮崎県の知事） 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(素案)」のパブリックコメント実施 ■10月 大阪府男女共同参画審議会から「『おおさか男女共同参画プラン』の改訂に関する基本的な考え方について」答申 大阪府立女性総合センター条例の改正　[平18.4施行] ■11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定、公表
平成18 (2006) 平成19 (2007)		■6月 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）及び労働基準法の改正 [平19.4施行] ■9月 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」公表 ■3月 男女共同参画会議　監視・影響調査専門調査会「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」公表 ■5月 パートタイム労働法の改正[平20.4施行、一部平19.7施行] ■7月	■3月 「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定、4月公表 ■6月 「いきいき企業サーチネット」開設 ■9月 「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」の設置 ■2月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ■6月 第17回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策

年	世　　界	国	大　阪　府
		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正[平20.1施行] 男女共同参画会議　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告公表 ■１２月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	の検証・評価システムのあり方について」諮問 ■１２月 上川男女共同参画担当大臣と女性知事の懇談会を大阪で開催
平成20 (2008)		■４月 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ■６月 男女共同参画会議　監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」公表 ■１０月 男女共同参画会議　基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」公表 ■１２月 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正 [平21.4施行　他]	■４月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申 「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設 ■１２月 第20回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問
平成21 (2009)	■８月 女子差別撤廃委員会　女子差別撤廃条約実施状況第６回報告審議 第６回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	■３月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ■４月 男女共同参画シンボルマーク決定 ■６月 「男女共同参画社会基本法」制定から１０周年 「育児・介護休業法」の改正 〔平22.6施行　他〕	■４月 「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称 ■５月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定

年	世　　界	国	大　阪　府
平成22 (2010)	■3月 国連「北京＋１５」世界閣僚級会合（第54回国際婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催	■7月 男女共同参画会議 「第３次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■１２月 「第３次男女共同参画基本計画策定」	
平成23 (2011)	■1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN　Women）」発足		■1月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ■2月 「新大阪府男女共同参画計画（素案）」のパブリックコメント実施
平成23 (2011)			■5月 「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定
平成24 (2012)	■１０月 ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第１回女性に関するＡＳＥＡＮ閣僚級会合」開催	■6月 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』」行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	■3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定
平成25 (2013)		■3月 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ■7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成26年1月施行）	
平成26 (2014)	■3月 第５８回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	■１０月 「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	
平成27 (2015)	■3月 第５９回国連婦人の地位委員会「北京＋２０」記念会合 第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	■6月 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ■8月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立（２８日） ■9月 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定（２５日）	■7月 ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議の設置（３０日） ■8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申（２５日）
平成28 (2016)			■3月 「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定

年	世　　界	国	大　　阪　　府
平成29 (2017)			■３月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2016-2020）」策定
平成30 (2018)		■５月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ■６月 「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)	Ｗ２０日本開催（第5回WAW！と同時開催）	■６月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	
令和2 (2020)		■12月 「第5次男女共同参画基本計画」策定	■8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申

大阪府

府民文化部男女参画・府民協働課　　令和３年３月
〒540-0008 大阪市中央区大手前１丁目 3-49
TEL　06-6210-9321
ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/